

平成23年度 第1回行政改革推進委員会

<次 第>

日 時 : 平成23年11月9日(水) 9時30分から

場 所 : 公 室

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 市長挨拶
4. 委員の紹介
5. 委員会設置の趣旨
6. 委員長の選出
7. 報告事項
 - (1) 江別市の行政改革の取り組みについて
8. 協議事項
 - (1) 使用料・手数料の改定方針について
 - (2) 委員会の今後の運営について
9. その他
10. 閉 会

江別市行政改革推進委員会委員

	氏名	所属	役職等	備考
学識経験者	1 かわにし くにひと 河西 邦人	札幌学院大学経営学部	教授	継続
	2 いしい よしはる 石井 吉春	北海道大学公共政策大学院	教授	新任
	3 かとう みほこ 加藤 美穂子	札幌学院大学経済学部	准教授	新任
有識者	4 いしもと れいこ 石本 玲子	プラウ	代表	継続
	5 ともえ よしゆき 巴 嘉之	連合北海道江別地区連合	特別執行委員	継続
	6 なりた まりこ 成田 眞利子	オフィス タウンクリエイト	代表	継続
公募委員	7 おの でら 小野寺 さゆみ	公募		新任
	8 き た かおる 喜多 馨	公募		新任
	9 なかむら やすじ 中村 康治	公募		新任
	10 ふじわら さちこ 藤原 幸子	公募		新任

※有識者・公募市民委員は50音順

<任期>

自 平成23年10月 1日

至 平成25年 9月30日

江別市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 江別市の行政改革の推進に当たって必要な助言等を受けるため、江別市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、江別市行政改革推進本部に対し、行政改革大綱の策定に当たって意見を述べ、及び行政改革大綱策定後の行政改革の推進に関し必要な助言等を行う。

(委員)

第3条 委員会の委員は18人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて市長が召集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

行政改革推進委員会資料

江別市の行政改革の取り組み

平成23年11月9日

企画政策部政策調整課

1 行政改革の歩み

昭和35年～39年 事務改善

産業経済の発展・人口増・事務の増加・職員の不足

改善・合理化

昭和50年～51年 事務合理化

オイルショック→マイナス経済成長・不況下の物価高・税收減

減量経営

昭和53年～54年 総合行政診断

景気の停滞・雇用不安・経済の低成長・
財政構造の悪化・機構の肥大化

行政の効率的運営

昭和60年～61年 行政改革大綱

多様化する行政需要・地方の財源不足・
国の地方行革大綱・市立病院の準
用財政再建・新総合計画

既成の意識改革、
行財政の体質強化

平成7年～6カ年（新行政改革大綱）

平成6年10月自治省事務次官通知「地方公共団体における行政改革推進のための指針」

背景

- ・バブル崩壊後の景気不振
- ・自治体財政の悪化顕在化
- ・地方分権時代の到来

基本方針

- ・市民とともに歩む行政の推進
- ・総合的で柔軟な行政課題への取り組み
- ・効率的で質の高い行政運営

主な成果

- 行政費用の見直し・・・使用料手数料の改定・減免の適正化
- 行政経費の見直し・・・縁故債等の借換え
- 執行体制の見直し・・・契約事務、障害福祉事務の一元化など
- 民間委託・・・・・・・・・・保育園、市民会館、公民館などの運営委託

平成14年～3カ年（行政改革大綱改定）

背景

- ・少子高齢化の進行
- ・環境問題に対する意識の高まり
- ・市民協働
- ・IT（情報技術）の普及

基本方針

- ・地域とともに歩む行政の推進
地域との協働によるまちづくり（市民満足度の向上）
- ・総合的で柔軟な行政の推進
市民ニーズや行政課題への総合的・弾力的な対応
- ・効率的で質の高い行政の推進
最少の経費で最大の効果の迅速な発揮

行政改革推進計画(EPOCH2002) H14～16年度

主な成果

- 情報公開、個人情報保護の推進……条例整備
- 効率的な定員管理……13年～16年度 $\Delta 11.7\%$
- 人材育成…策定指針、指針に基づく研修の実施
- 人事考課制度の導入……制度訓練、試行
- 給与制度の見直し
 - ……初任給引き下げ、退職時特別昇給廃止、寒冷地手当ての見直しなど
- 補助金等の見直し……減額、廃止
- 公用車の効率運用……共有化、減車
- 低入札価格調査制度、簡易公募型指名競争入札の導入
- 税の徴収強化……収納電算システム導入

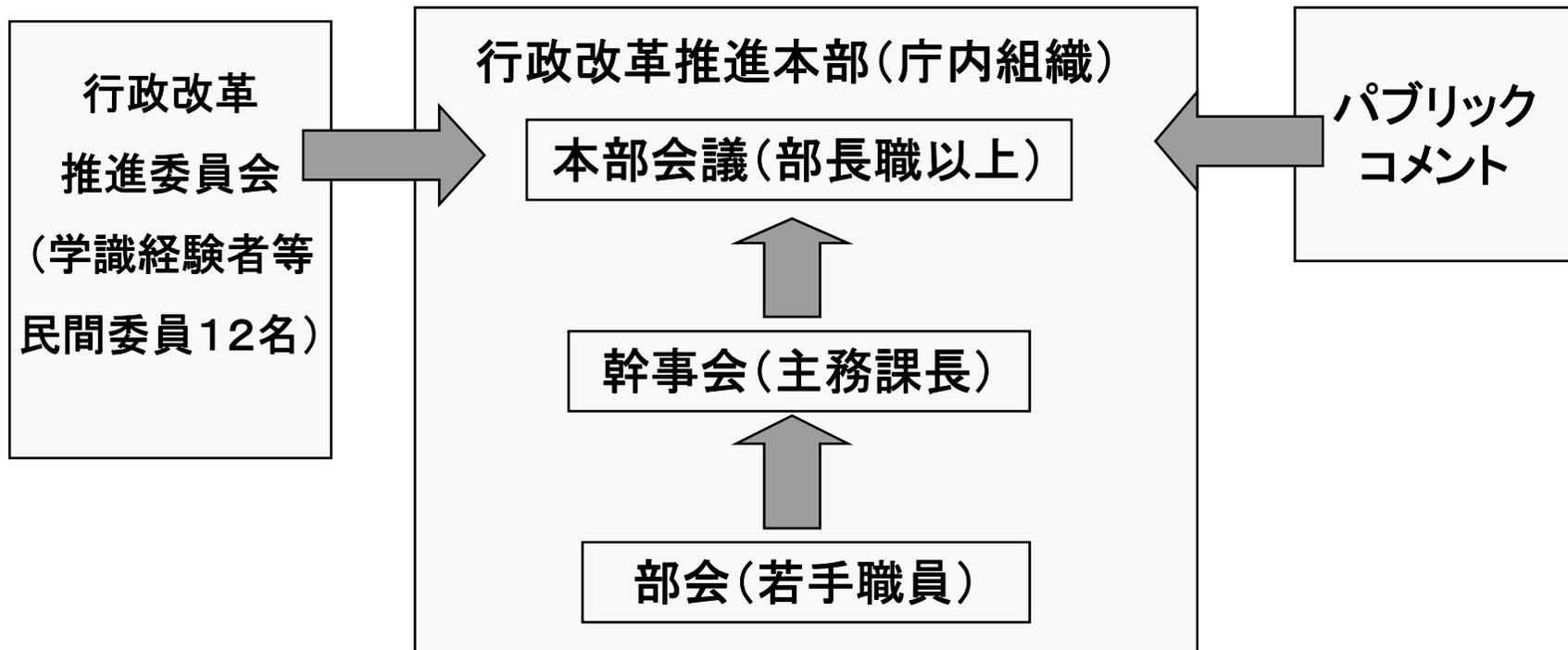
2 行政改革大綱の改定(平成17年度改定)

平成16年12月24日「今後の行政改革の方針」閣議決定

背景

- ・新地方行革指針の発表(H17.3.29日付)
- ・定員管理目標の達成
- ・指定管理者制度、市場化テスト等の導入

策定経過



行政改革大綱の骨格

行革の位置付け (3つの視点)

- 1 協働のまちづくり
- 2 総合計画の効果的達成
- 3 最少の経費で最大の効果

行革の環境整備 (6つの留意点)

- 1 協働の推進
- 2 人材の育成
- 3 職員参加と継続的な改革
- 4 学習環境の整備(優秀事例の共有化)
- 5 行政評価制度と人事考課制度の活用
- 6 行革の進捗状況の公表

3 行政改革推進計画(EPOCH2005)

行革の 推進項目

平成17年度
～21年度

- 1 地域とともに歩む行政の推進
 - ・地域との協働の視点と情報公開
- 2 総合的で柔軟な行政の推進
 - ・多様化する市民ニーズへの対応
 - ・行政として総合力の発揮
- 3 効率的で質の高い行政の推進
 - ・健全経営の確保
 - ・社会環境の変化に対応できる行政システム

改革ピックアップ

ア 指定管理者制度の取り組み

(1) 導入経過

- | | |
|---------|---|
| ①平成15年度 | 改正地方自治法施行(期限18年9月) |
| ②平成16年度 | 各種団体説明会、方針の決定 |
| ③平成17年度 | 導入施設決定(選定委員会)
公募(7月～8月)
候補者決定(選定委員会)
議決(12月) |
| ④平成18年度 | 導入(26施設) |
| ⑤平成20年度 | 第2期導入(233施設) |

(2) 導入施設(18年度及び20年度)

① 公の施設 303施設(公園228施設含む)

② 平成18年度導入施設 26施設(公募22、非公募4)

③ 導入手法別内訳

・管理委託→指定管理者 19

(管理受託者が指定管理者となった 16)

(新たに指定管理者となった 3)

・直営→指定管理者 7

④ 20年度導入233施設

(公の施設のうち94%の導入が終了)

(3) 外部評価(20年度～)

- ① 指定管理施設について外部評価を実施
- ② 平成20年度2団体9施設
- ③ 平成21年度3団体7施設

※ 今後も継続してモニタリングを実施

イ 外郭団体の経営評価

①平成20年度に「外郭団体の経営評価等に関する指針」策定

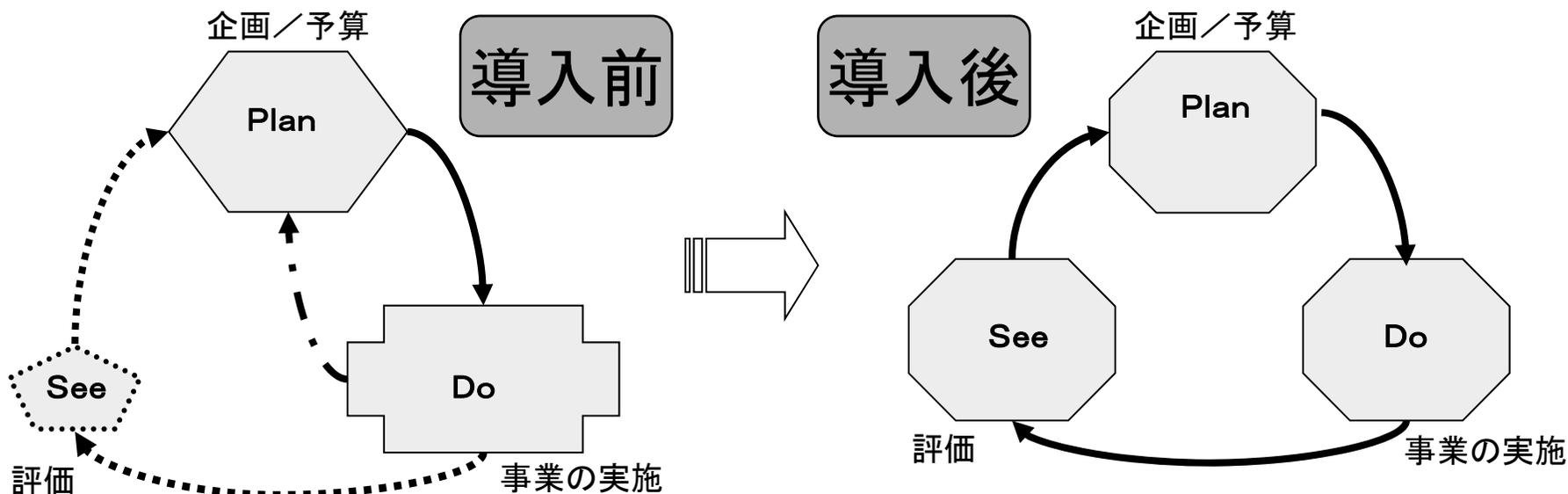
②対象団体

- ・江別市土地開発公社
- ・株式会社 江別振興公社
- ・株式会社 フラワーテクニカえべつ
- ・財団法人 江別市スポーツ振興財団
- ・財団法人 江別市在宅福祉サービス公社
- ・社会福祉法人 江別市社会福祉協議会

③平成21年度は、上記指針に基づき「財団法人江別市スポーツ振興財団」の経営評価を実施。

エ 行政評価システムの導入(16年度)

施策や事業成果を把握したPDSマネジメントサイクルをまわし
費用対効果の高い事業への資源配分、市民への説明責任を果たす



- ①結果の把握や評価に組織的に時間をかけていない
- ②評価が次の企画や予算にいかされづらい
- ③評価する基準が曖昧である

- ①施策や事業の評価する基準や目安を設定し、それにもとづき評価(基準→成果指標の設定)
- ②評価を組織として継続的におこない評価結果を生かして企画/予算を作成(庁内の資源配分方法の改革)

※民間企業や家庭では、このサイクルがまわりやすいが、行政の場合はこのサイクルがきちんと回る誘因が少ない

江別市施策達成度状況報告書①

施策

施策をとりまく環境の変化や課題についてのコメントです

施策の目的達成状況を市民にわかりやすく示すための成果指標とその現状値の推移です。この推移により施策の進捗状況を把握できます。

施策目的の達成状況について行政としての評価・コメントです。

[江別市]施策達成度報告書

政策 01 環境と調和する都市の構築

施策 01 循環型社会の形成

主管課 環境室廃棄物対策課

施策体系での位置づけ
まちづくりの設計図での名称です

施策の実施責任部署

施策の環境変化と課題

施策の環境変化(17年度)	施策の課題(17年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会実現へ向けての施策展開 ・環境への負荷低減化 ・廃棄物の不適正処理件数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成のためのシステムづくり ・ごみ減量化のための役割分担 ・環境負荷の低減化を図るための適正な処理 ・コスト負担の適正化

施策の目的

市民・事業者・行政との協働により、資源がリサイクルされ、ごみ排出量が減ることにより環境負荷の少ないまちを目指します。

対象(誰を対象とした指標か)

市民
事業者

意図(対象をどのような状態にしたいか、施策のねらい)

資源がリサイクルされ循環し、ごみ排出量が減る。

施策がめざす目的をあわらします。
対象：誰を、何を
意図：どんな状態にしたいか

施策の目的をあらわす指標の動き(成果指標)

施策の成果をあらわす指標	単位	初期値	15年度	16年度	17年度	前期目標値
家庭系ごみ、事業系ごみ及び資源物排出量	t	51,019	51,668	53,885	43,872	46,521
市民1人当たりごみ排出量/日	g	862	880	942	725	758

施策の達成状況(17年度)

家庭ごみ有料の影響により、総量で18.6%、一人当たりで23.0%の前年度比減となっている。17年度の下期に入り、若干のリバウンド傾向にありますが、減量化施策を継続的に進めていく。

施策目的の実現のために投入しているコストを、施策ごとに報告します。

施策事業コスト	16年度決算額	17年度決算額	18年度当初予算
トータルコスト(千円)	1,532,710	1,535,923	1,828,342
事業費(千円)	1,163,326	1,185,302	1,476,789

江別市事務事業評価表(評価版)①

政策・施策・基本事業

事務事業担当課名

★対象
事務事業の対象となる物・人などを記載

★対象指標
★活動指標
★成果指標
対象・手段・意図を測る具体的な指標名を表示

★費用内訳

事業開始終了年度

実施計画事業認定

★手段
この事務事業の具体的手段・手法を記載

★意図 この事務事業によって対象をどのようにするのかを記載

年度別の各指標の推移を表示

★事業費計

事務事業評価表 平成18年度

政策 計画実現に向けて
施策 効率的な行政運営の推進
基本事業 計画行政の推進

事業名 政策アドバイザー事業 [0355]

部名	企画政策部	事業開始年度	平成13年度	実施計画事業認定	非対象
課名	参事(政策調整担当)	事業終了年度	一年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果

(誰、何に対して事業を行うのか)	市職員	(事務事業の内容、やり方、手段)	自治体経営を担っていくにあたり、シンクタンク的な役割を期待できる専門家と委託契約を締結し、以下の業務を行う。 ①政策課題に関する研修事業を実施する。 ②個別テーマを設定し、政策形成能力向上に向けて継続的な指導・アドバイスを受ける。
(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)	職員が研修に参加して、経営感覚を持って都市経営に参画しているという意識を持つようになる。	手段	
意図			

事業量・コスト・指標の推移

区分	単位	16年度実績	17年度実績	18年度当初	目標
対象指標1	職員数	1,196	1,169	1,160	
対象指標2					
活動指標1	回	3	4	5	
活動指標2					
成果指標1	人	166	154	150	
成果指標2					
単位コスト指標					
事業費計(A)	千円	450	320	360	0
正職員人件費(B)	千円	836	838	847	0
総事業費(A)+(B)	千円	1,286	1,158	1,207	0

費用内訳

17年度	120千円×2講師、80千円×1講師
------	--------------------

江別市事務事業評価表(評価版)②

事業を取り巻く環境変化	
事業開始背景	事業を取り巻く環境変化

事業開始背景

★事業を取り巻く環境変化

17年度の実績による事業課の評価(7月時点)

(1)税金を使って達成する目的(対象と意図)ですか?市の役割や守備範囲にあった目的ですか?

義務的の事務事業
 妥当である
 妥当性が低い

理由・根拠は?

自らの内部組織の構成職員のレベルアップを目的とすることから妥当である。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか?

貢献度大きい
 貢献度ふつう
 貢献度小さい
 基礎的の事務事業

理由・根拠は?

政策形成能力の地力を高めるために有効な事業である。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか?計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか?

あがっている
 どちらかといえばあがっている
 あがらない

理由・根拠は?

本来の成果は、職員個々の意識改革・政策能力アップが図られ、行政経営上の課題解決に結びつくことだが、短期かつ即効的に効果が発現することは難しい事業である。

(4)成果が向上する余地(可能性)は、ありますか?その理由は何ですか?

成果向上余地 大
 成果向上余地 中
 成果向上余地 小・なし

理由・根拠は?

上記のとおり、比較的長期的な視野で成果が向上することが期待できる。

(5)現状の成果を落とさずにコスト(予算+所要時間)を削減する新たな方法はありませんか?(受益者負担含む)

ある
 ない

理由・根拠は?

アドバンスターの契約金額については、低廉かつ妥当と判断される。

★妥当性

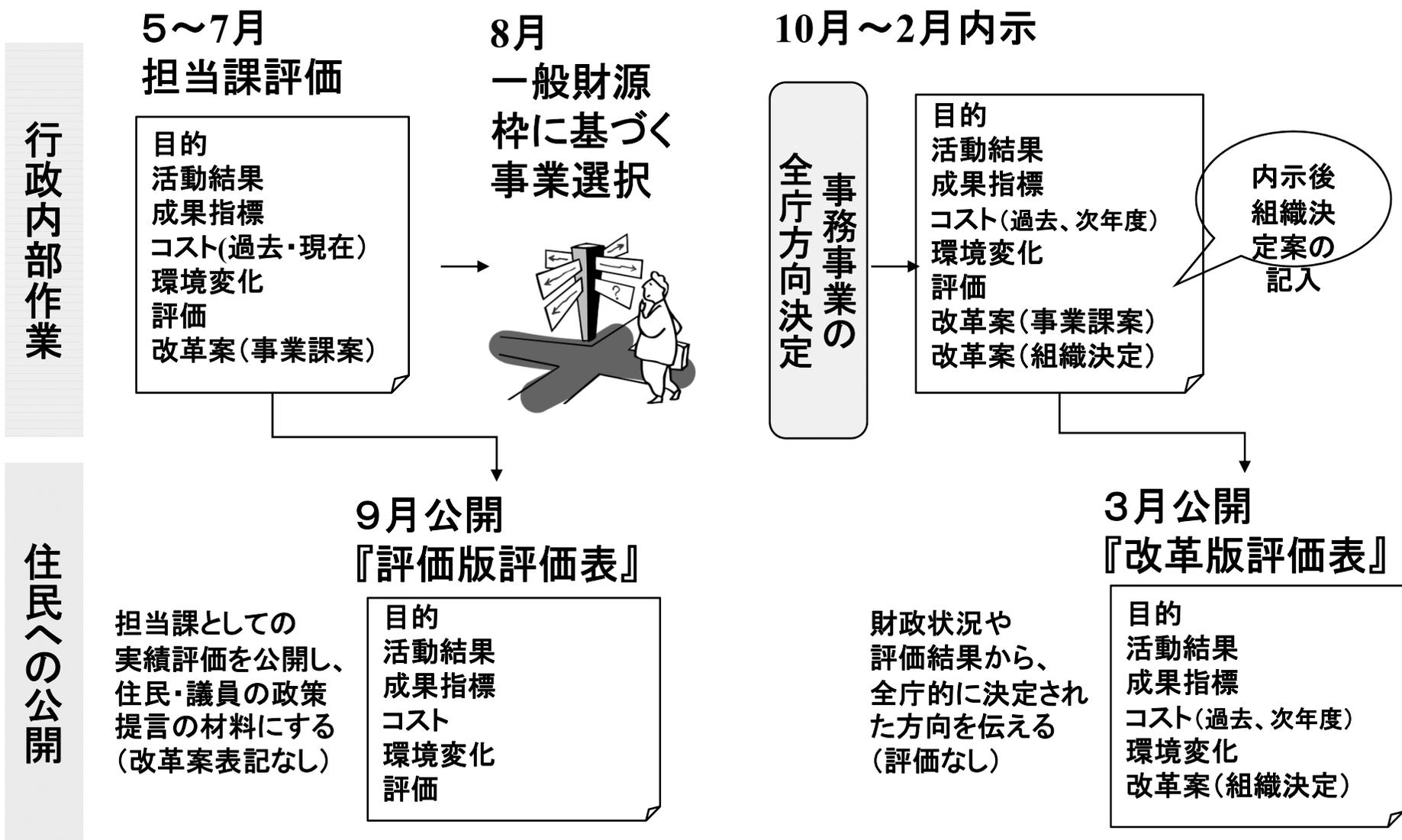
★計画どおり成果が上がっているか

★コスト削減手法

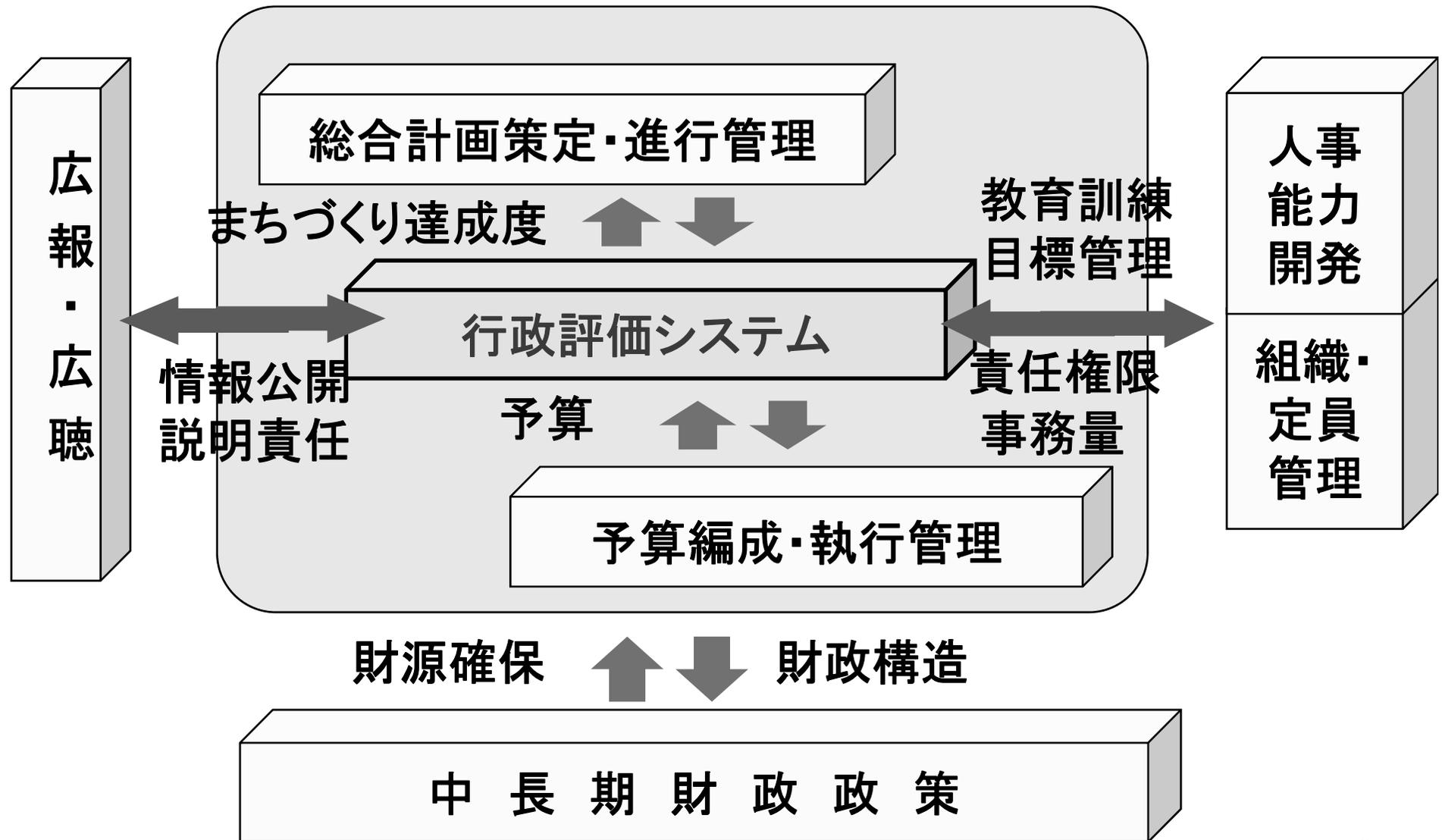
★上位貢献度

★成果向上余地

江別市の行政評価のスケジュール例



評価結果の反映のしくみ



江別市行政改革大綱

(平成 17 年度改定)

平成 1 8 年 3 月

北海道江別市

目次	1
はじめに	2
行政改革の基本方向	
（１）行政改革の位置付け	
（２）行政改革の環境整備	3
（３）行政改革推進計画の策定	4
（４）行政改革推進委員会の開催	5
行政改革の推進項目	
1 地域とともに歩む行政の推進	
（１）【市民意見の収集・反映】	
（２）【NPO・市民活動団体等との連携促進】	6
（３）【情報提供・説明責任の強化】	
（４）【市民満足度の向上】	
（５）【自治基本条例の制定】	
2 総合的で柔軟な行政の推進	
（１）【人材育成の強化】	7
（２）【窓口サービスの向上】	
（３）【IT活用による行政サービスの向上】	
（４）【外郭団体の経営内容点検・サービス向上】	
（５）【公共施設の複合機能化・管理形態の見直し】	8
（６）【広域行政等の検討】	
3 効率的で質の高い行政の推進	
（１）【行政評価制度の充実】	
（２）【指定管理者制度の導入など民間活力の活用】	9
（３）【人事制度の見直し】	
（４）【給与制度の見直し】	10
（５）【組織の見直し】	
（６）【業務改善推進の仕組み作り】	
（７）【健全財政の確保】	
（８）【自主財源の拡充強化】	
（９）【企業会計的手法の導入】	

はじめに

我が国は現在、少子・高齢化の進展や地球規模における循環型社会の構築に向けた意識の高まり、更にはIT（情報通信技術）の普及などによって、あらゆる分野で急速な変革が進んでいます。

また、総人口の減少やいわゆる「団塊の世代」の人々が大量に定年退職の時期を迎える2007年問題など、かつて経験したことのない社会構造の変化についても、喫緊の対応を迫られています。

一方、日本経済は企業が生き残りをかけて積極的な自己変革に取り組んできた結果、GDPの回復や不良債権の縮減など明るい兆しが見えてきたというものの、依然として先行きの不透明な低成長経済の下にあり、国においても地方交付税の削減や税源の移譲など、地方財政に関する三位一体の改革が推進される中で、歳出構造の見直しが強く求められています。

こうした状況は、地方行政にも大きな影響を及ぼしています。江別市においても現行制度の見直しを全く行わないという条件の下で今後の財政見通しを試算すると、平成19年度以降は12億円を超える収支差が想定される状況にあり、一般財源の枠配分による徹底した歳出の見直しと市債発行の適正化を図り、また、歳入面では自主財源の拡充を行うことによって、財政の健全化を進めていく必要があります。

このような中で、今後、自主・自立が求められる分権型社会システムへの転換に対応した都市経営を、地域（市民、NPO・市民活動団体、民間企業等。以下同じ）全体との協働の中でどのように進めていくのか、行政が担うべき公共サービスの範囲と役割とは何か、いま一度見詰め直す時期にあるものと考えます。

以上のような現状に鑑み、江別市は地域全体と同じ目線に立った協働のまちづくりを推進するために、事務事業の更なる精査を行うとともに事業の選択と集中を進め、成果重視や顧客志向など民間企業の経営理念や手法などを積極的に公的部門に導入して、行政部門の効率化や透明性の向上を図ろうとするNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）理論に基づく行政手法等を念頭に置いた行政改革を引き続き推進します。

行政改革の基本方向

（1）行政改革の位置付け... 3つの視点

江別市は、行政改革の意義を次のように位置付けます。

1 協働のまちづくり... 市民満足度の向上

行政改革は、協働のまちづくりを進めるために市民をはじめとした地域全体の参加と

行政の説明責任を強化するとともに、受益と負担のバランスを考慮しながら公共サービス等に対する市民満足度を向上させることに寄与するものであること。

2 総合計画の効果的達成... 成果主義の視点

行政改革は、行政の基本方針である総合計画等を効果的に実現するため、成果主義の視点から行政システムの改革を推進するものであること。

3 最少の経費で最大の効果の達成... 効率性の重視

行政改革は、PDSサイクルに基づき事務事業の廃止も含めた選択と集中を行い、財源など限られた行政資源を有効に配分することにより、最少の経費で最大の効果を発揮するものであること。

(2) 行政改革の環境整備... 6つの留意点

行政改革は、多様な市民ニーズ等に対応するために、行政自らが率先して時代の変化を的確に把握し、かつ、継続的・組織的に推進していくことが重要です。

また、行政改革を推進するためには、今まで以上に地域と行政との協働が不可欠な要素となることから、職員一人ひとりがこれらの趣旨を十分に認識して、全庁的な取り組みとすることができるよう、以下の点に留意した環境整備を行います。

1 協働の推進... 地域とのパートナーシップ

まちづくりは、地域と行政が協働しながら進めるものであり、そのためにはそれぞれがその得意分野において参画しやすい環境を作る必要があります。

こうしたことから、情報提供の強化や参画機会の拡充を図るなど、協働を推進するための環境整備を行います。

2 人材の育成... 時代の要請に応えるために

多様化する市民ニーズを的確に捉えたり、戦略的な自治体経営を行っていくためには、実践的なマネジメント能力やコーディネート能力を有する人材の育成が急務と考えます。

こうしたことから、平成16年6月に策定した「江別市人材育成基本方針」に基づき、時代の要請に応え得る人材の育成に努めます。

3 職員参加と継続的な改革... 職員全体の参加と情報の共有化による推進

行政改革は、理念的なものから個別事務の改善策に至るものまで広範にわたりますが、継続的・普遍的に改革を推進するためには、職員一人ひとりの意識改革のほか、問題の所在や阻害要因の検証、その対応策などについて全庁的な情報の共有化と取り組みが必要

となります。

また、行政改革は、単に経費節減を図ることだけではなく、職員一人ひとりの職務に対する意欲や達成感が高まるように進めることも重要であります。

こうしたことから、職員全てが改革の必要性を認識した上で、自主的な課題研究プロジェクト等への参加や業務改善に係る職員提案が可能となるような組織風土の醸成と、継続的な改革が行われる仕組みを構築します。

4 学習環境の整備... ベストプラクティス（優秀事例）の共有化

行政の在り方を検討する際に重要なことは、他自治体や民間企業の先進的な事例と手法を導入することにより改革のスピードと実効性を上げ、市民ニーズや環境変化への対応力を向上させることです。

こうしたことから、優れた業務手法などの学習環境を整備し、これらの全庁的な普及を行う仕組みを構築します。

5 行政評価制度と人事考課制度の活用... 組織目標の明確化

総合計画に基づいた施策がいかにかつ効果的に遂行されたかをチェックする行政評価制度と、職員の貢献度や達成手法等を評価する人事考課制度は、目標の達成に向けた評価・検証手段として密接に連携しています。

こうしたことから、今後、より一層精度を高めるため、行政評価制度と人事考課制度それぞれの適用範囲と役割分担等を整理して、効率的な行政運営に努めます。

6 進ちよく状況の公表... 改革の進ちよく状況等の公表

行政改革の進ちよく状況等は、行政の透明性及び説明責任の確保の視点から、広く対外的に公表されなければなりません。

こうしたことから、協働のまちづくりを推進するために、問題の所在や解決方法等について市民と共に考えていく必要があるため、今後も行政改革の進ちよく状況を公表していきます。

(3) 行政改革推進計画の策定... 数値目標の設定

行政改革を進めるに当たっては、改善すべき項目に係る実施時期の設定や目標を数値化するなどして、より具体的にに取り組む必要があります。

江別市では、平成14年度から平成16年度までの行政改革推進計画である「epoch2002」に基づき、今までに改革項目の約93%について目標を達成することができましたが、新たに平成17年度を起点とした「epoch2005」を策定し、その中で平成17年3月29日に総務省より示された「地方公共団体における行政改革の

推進のための新たな指針」に基づく集中改革プランに示された項目も含め、具体的な行政改革の推進と進行管理を行います。

なお、計画期間は平成17年度から21年度までの5年間としますが、可能な限り前倒しで達成できるよう努めます。

epoch（エポック）とは新時代を意味する言葉ですが、江別市の都市経営の姿が生まれ変わることをイメージして名付けたもので、次の諸点の実現を象徴しています

- ・ e ... efficiency ... 効率性
- ・ p ... performance ... 成果主義
- ・ o ... openness ... 公開原則
- ・ c ... collaboration ... 協働
- ・ h ... harmony ... 全体調和

（４）行政改革推進委員会の開催

江別市行政改革大綱の策定及び改革の推進に関する必要な助言等を受けるために、有識者及び公募市民からなる行政改革推進委員会を開催します。

（現委員の任期は、平成17年10月1日から平成19年9月30日まで）

行政改革の推進項目

1 地域とともに歩む行政の推進... 地域との協働によるまちづくりを進めるために

公共サービスの提供は、これまで主として行政が担うものと認識されてきましたが、公共サービスの中には本来、NPOや市民活動団体の活動により提供されることが望ましいものや既に民間企業等が実施している同種のサービスのよう、行政以外が主体となっても提供することが可能、若しくは相応しいと考えられるサービスも数多く含まれており、今後は行政と地域が同じ目線に立って、それぞれが担うべき公共サービスについて役割分担を図っていく必要があります。

こうしたことから、地域との協働によるまちづくりを推進するため、市は全事務事業の点検・見直しと更なる情報公開を徹底し、時代の要請に応えた政策等の展開と新たな公共空間の形成に努めるものとします。

（１）【市民意見の収集・反映】

市民参加を推進し、地域との協働関係を構築するためには、一層の情報提供はもとより、情報の双方向性の確保が重要なことから、主要計画の策定や施策等の内容などに関

して幅広く意見やアイデアを反映させるパブリックコメントの制度化を目指します。

また、電話による問合せ等を集中的に管理し、市民の利便性向上とデータベース化による全庁的な情報の共有化を図る仕組みについても検討します。

パブリックコメント... 行政機関等が政策立案などを行うに際して、住民に広く素案を公表し、それに対する意見や情報等を踏まえて最終的な意思決定を行うもの

(2) 【 N P O ・ 市民活動団体等との連携促進 】

多様化した市民ニーズに的確に応え、市民満足度を向上させるためには、行政が N P O ・ 市民活動団体等と同じ目線に立って地域の課題を解決していく仕組みが必要となります。

こうしたことから、 N P O ・ 市民活動団体等との連携を促進するほか、活動しやすい環境づくりに努めます。

(3) 【 情報提供・説明責任の強化 】

地域がそれぞれの役割分担に基づく公共サービスの提供と行政に参加していくためには、個人情報の保護を担保した上で、行政に関する様々な情報を日常的に接することができる機会を設けることが必要不可欠です。

また、行政の意思決定などにおいては、何故このような決定に至ったかという明確な理由を示すことができなければ、十分な説明責任を果たしたということできません。

こうしたことから、 I T 等の整備を通して行政情報を積極的に提供し、行政の透明性の確保と説明責任の強化に努めます。

(4) 【 市民満足度の向上 】

公共サービスは、今後、行政と地域全体の中の役割分担により、受益と負担のバランスを考慮しながら、それを担うのが相応しい主体が相互の連携により行うべきものです。

こうしたことから、現在、行政が提供している事務事業やサービスの内容等を総点検し、本質的にどのような形態が市民満足度の向上につながるのか、様々な評価手法を駆使しながら検証を行い、サービスの質的向上を目指します。

(5) 【 自治基本条例の制定 】

自治体運営の基本原則や理念を明確にし、市民と議論する中で、自治体の憲法ともいうべき自治基本条例の制定を目指します。

2 総合的で柔軟な行政の推進... 市民ニーズや行政課題への総合的・弾力的な対応を図るために

行政改革を推進する主体はあくまでも「ひと・職員」であり、時代の要請に応える人材の育成こそが最も重要であります。

また、総合的・弾力的な行財政運営を推進するためには、組織の横断的な連携の強化を図るとともに、広域的な視点を持って地域や他自治体などとの連携を視野に入れながら課題の解決に取り組むことが必要となります。

こうしたことから、市民ニーズや行政課題に効果的に対応する観点から、行政としての総合力の発揮と目的達成への弾力的な取り組みに留意します。

(1) 【人材育成の強化】

今までの人材育成の在り方は、事務の遂行に必要な法律等の専門的知識を習得することなどを主眼としてきましたが、急激な社会情勢の変化や新たな政策課題に迅速かつ柔軟に対応できる人材の育成が急務となっております。

こうしたことから、民間の経営感覚やプレゼンテーション能力、既成概念にとらわれない柔軟な視点を持った人材の育成に努めます。

(2) 【窓口サービスの向上】

行政サービスの質的向上を図るため、接遇教育の徹底や、窓口サービスに関するアンケート調査を行うほか、複数の手続きを1か所で処理することができる総合窓口の検討と執務スペースのレイアウト見直しなどについて検討します。

(3) 【IT活用による行政サービスの向上】

ITを活用することにより、公共施設の利用申し込みや各種申請手続を電子的に行うことが可能となってきました。当市においても、ホームページの充実や電子申請化など、費用対効果や技術動向等を見極めながら電子自治体への移行による利用者の利便性向上策について検討します。

(4) 【外郭団体の経営内容点検・サービス向上】

外郭団体は、公共目的の達成に向けた補完的な組織として重要な役割を果たしてきましたが、社会経済情勢の変化等に即応するとともに、柔軟に対応できるような組織となるよう見直しを行う必要があります。

このようなことから、設立目的や業務内容等についての検証を行い、外郭団体の在り方等に関する指針を策定するほか、情報公開を拡充して透明性の確保に努めます。

(5) 【公共施設の複合機能化・管理形態の見直し】

既存施設の中には余裕スペースが生じている場合や、逆に狭隘化のため必要なスペースを確保できないという場合も少なくありません。

こうしたことから、市有施設を経営資源と捉え、総合的に有効利活用等を図り、効果的な維持保全による施設の長寿命化を進めるファシリティマネジメント（FM）の導入可能性について検討するほか、既存施設に新たな機能を付加することによる施設の複合機能化等についても検討します。

また、公共施設の種類によっては、利用形態や設置目的などを見極める中でアダプト制度をはじめとした市民管理の導入や民間活力を取り入れながらの施設管理手法の見直しを行います。

ファシリティマネジメント（FM）... ファシリティ（施設とそれを取り巻く環境）について、これまでは主に適正な管理という視点から捉えていましたが、施設の有効的・効率的な利活用という視点（経営的視点）へシフトすることにより、組織の横断的なアプローチと最小の費用で最大の効果を得ようとする仕組みです。

アダプト制度... 養子縁組のことですが、市民や企業が里親となり、自治体等が管理している公園や道路などを養子として美化活動や管理を行う仕組みです。

(6) 【広域行政等の検討】

各自治体が共同で取組むことによって、地域としての総合力を発揮できる場合もあります。そのため、広域的な取組みの妥当性について十分な調査研究を行い、市町村合併も含めた広域行政等の可能性について検討します。

3 効率的で質の高い行政の推進... 最少の経費で最大の効果を迅速に発揮するために

行政の基本は、最少の経費で最大の効果を挙げることです。そのためには、行政資源を投入する対象や目的等を明確にした上で効率的な手段によらなければなりません。

また、健全財政の確保などに留意し、社会環境の変化に対応できる行政システムの構築に努めます。

(1) 【行政評価制度の充実】

行政が行う施策や事務事業に関して、これらが市民に十分な価値を提供しているか、あるいは費用対効果が妥当かなどについて判断したり、各施策や事務事業等の間に優先順位を設定するなど、限られた行政資源を適正に配分する観点から、平成13年度より行政評価制度を導入しました。

今後は適用する事業範囲の拡大と第三者による評価の実施を検討するなど、説明責任の強化と更なる行政資源の最適化に努めます。

(2) 【指定管理者制度の導入など民間活力の活用】

行政組織は、課題の解決やサービスの提供等を行うために存在しますが、市民ニーズの動向や課題に的確に対応するためには、民間活力を活用した方が市民満足度を向上させることができる場合も少なくありません。

こうしたことから、行政運営の効率化や市民サービスの向上等を図るため、民間活力を活用することが適当な事務事業等については、行政責任の確保と個人情報の保護などについて十分に配慮した上で、公の施設の管理については指定管理者制度等を積極的に導入するとともに、そのほかの事務事業についても可能な限り民間等への委託を推進します。

また、事務事業の内容によってはPFIの適用可否、市場化テストの実施等についても検討します。

指定管理者制度...公の施設の管理について、従来の管理団体が地方公共団体の出資法人等に限られていた管理委託制度に代わり、議会の議決を経て指定される民間事業者等の「指定管理者」が管理を代行する制度のこと。

PFI(Private Finance Initiative) ...公共施設などの設計、建設、維持管理及び運営に民間資金やノウハウを活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図る事業手法のこと。

市場化テスト...これまで専ら「官」が担ってきた公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者がそのサービスの提供を担っていくこととする制度のこと。

(3) 【人事制度の見直し】

ITや国際化の進展、少子・高齢化の進行などの時代環境の変化は、社会経済の構造を大きく変え、行政課題も複雑多様化してきました。一方、地方分権の進展と財政難の中で地域の発展と自立を可能とするため、職員の資質の向上と効率的な都市経営が一層求められるようになっていきます。

こうしたことから、職員数の縮減を進めることによって少数精鋭の行政運営に留意するとともに、必要に応じて高度な知識を有する社会人の中途採用など、経営感覚の高い人材を計画的に確保するほか、勤務意欲の向上を図りつつ人事制度を能力・実績に対応したものに見直していきます。

(4) 【給与制度の見直し】

国及び他の地方公共団体との均衡を図り、市民の納得と理解を得られるよう、給与の適正化等に十分に配慮するほか、職員の職務に対する貢献度を給与面で反映するための手法について検討します。

(5) 【組織の見直し】

行政を取り巻く環境変化や解決すべき行政課題に迅速・的確に対応するため、各部横断的なプロジェクトチームを活用し、また、業務繁忙期などに人員を重点的に投入できるといったような柔軟で効率的な組織体制の構築を行うほか、施策の企画と遂行を一体的に行い責任を明確にする観点から、先進自治体の例などを踏まえた施策別組織についても検討します。

(6) 【業務改善推進の仕組み作り】

最少の経費で最大の効果を上げる観点から、組織的・継続的に行政の効率化や市民サービスの向上等を図るため、業務改善活動を進める新たな仕組みを構築します。

(7) 【健全財政の確保】

厳しい財政環境の中で自立した都市経営を維持し、かつ、行政課題を解決していくためには、その基盤となる財政の安定性が不可欠なことから、行政評価と予算との連携に留意しつつ、後年次の償還額を見極めた市債の活用など計画的・効率的な財政運営に努めます。

(8) 【自主財源の拡充強化】

地方交付税は、当市の財政収入の大きな割合を占める主要な財源です。それだけに国の財政構造改革に伴う地方交付税制度の見直しは、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、受益と負担の適正化や行政資源の有効活用、市税収納率の向上など自主財源の確保策を強化します。

(9) 【企業会計的手法の導入】

地方自治体が採用している現金主義中心の公的会計制度だけでは、資産と負債等に関するストックとコストの状況や将来負担等が分かりにくく、また、地方自治体全体の財政状況は、公営企業会計等も含めた連結で見なければ全体像が把握できません。

こうしたことから、公営企業会計等を含めた連結バランスシート（貸借対照表）等を活用することにより企業会計の見地からの判断に努めます。

Epoch 2005

江別市行政改革推進計画

(平成17年度～平成22年度)

達成状況報告

平成23年11月

全56項目

平成21年度まで 達成47 達成率83.9%

平成22年度まで 達成48 達成率85.7%

江別市行政改革大綱・行政改革推進計画体系図(平成23年11月現在)

行政改革大綱		行政改革推進計画(EPOCH2005)	
推進項目	取組項目		
1 地域とともに歩む行政の推進	(1) 【市民意見の収集・反映】	1-01 審議会委員選定基準の見直し	終了
		1-04 市民意見、要望等に関する対応の強化	
		1-07 パブリックコメント制度化の検討	終了
	(2) 【NPO・市民活動団体等との連携促進】	1-08 市民活動団体等との連携促進	達成
		1-09 男女共同参画推進基本条例(仮称)の検討	終了
		1-10 男女共同参画基本計画の見直し	終了
	(3) 【情報提供・説明責任の強化】	1-02 情報提供の充実(ホームページの充実)	
		1-03 人事行政の運営等の状況の公表	達成
	(4) 【市民満足度の向上】	1-05 市民アンケートの充実	達成
	(5) 自治基本条例(仮称)の制定	1-06 自治基本条例(仮称)の検討	終了
2 総合的で柔軟な行政の推進	(1) 人材育成の強化	2-01 職員提案規則の改正	終了
		2-05 計画的な人材育成	
	(2) 窓口サービスの向上	2-04 窓口総合化の検討	達成
	(3) IT活用による行政サービスの向上	2-03 各種申請・届出、申告等の電子化推進	
	(4) 外郭団体の経営内容点検・サービス向上	2-06 遊休公有資産の売却処分、貸付	達成
		2-07 土地開発公社の経営健全化	達成
		2-09 外郭団体の見直し等に関する指針・計画の策定	終了
	(5) 公共施設の複合機能化・管理形態の見直し	2-02 ファシリティマネジメントの導入可能性に係る検討	
		2-10 余裕(空き)教室の活用に係る検討	達成
	(6) 広域行政等の検討	2-08 合併の検討	終了
		2-11 消防広域化の推進	
3 効率的で質の高い行政の推進	(1) 行政評価制度の充実	3-14 行政評価制度の充実	達成
	(2) 指定管理者制度の導入など民間活力の活用	3-12 市場化テスト等の導入可能性に係る検討	終了
		3-13 PFI導入施設等の検討	達成
		3-16 ごみ処理施設の委託の拡大	終了
		3-17 リサイクルセンター業務の民間委託拡大	終了
		3-18 保育サービスの民営化	達成
		3-19 指定管理者制度の導入	達成
		3-24 外部委託の拡大	終了
		3-29 浄水場運転管理業務の外部委託	終了
		3-30 水質等分析業務の外部委託	終了
		3-31 水道料金・下水道使用料の収納代理業務委託	終了
	3-32 選挙事務の効率化の検討	達成	
	(3) 人事制度の見直し	3-02 能力と実績に基づく人事管理導入	達成
		3-03 (効率的な定員管理)職員定数の適正化	達成
		3-04 自己申告制度、庁内公募制等の導入検討	達成
		3-23 職員定数の適正化	達成
		3-28 上下水道事業の一体的経営を目指す組織機構の見直し	達成
	(4) 給与制度の見直し	3-05 給与制度の見直し	終了
		3-06 特殊勤務手当の見直し	終了
3-08 福利厚生事業の公表		終了	
(5) 組織の見直し	3-07 組織機構の見直し	達成	
(6) 業務改善推進の仕組み作り	3-11 全庁的・継続的な業務改善活動の実施	終了	
(7) 健全経営の確保	3-09 プライマリーバランスの健全化	達成	
	3-10 入札制度の見直し	達成	
	3-20 江別市立病院経営健全化計画の策定	終了	
	3-15 事務事業の見直し	達成	
	3-21 病床利用率の向上		
	3-22 人工透析患者の受入拡大		
	3-25 下水道事業会計中期経営計画の策定	終了	
3-26 水道部電算システムの改修	終了		
3-27 水道事業会計中期経営計画・「地域水道ビジョン」の策定	終了		
(8) 自主財源の拡充強化	3-01 広告事業の導入	終了	
(9) 企業会計的手法の導入	なし(※連結バランスシートの作成)		
※ その他(集中改革プラン)	3-33 経費節減等の財政効果(一般会計)	達成	
	3-34 経費節減等の財政効果(病院事業会計)	達成	
	3-35 経費節減等の財政効果(水道事業会計/下水道事業会計)	達成	

1. 地域とともに歩む行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度
			上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	
1-01	審議会委員選定基準の見直し【終了】	選定基準の見直し						<ul style="list-style-type: none"> 改正後の要綱に基づき審議会の選定実施
	総務部総務課	H17 H18 H19 H20 H21	<ul style="list-style-type: none"> ・現行基準の分析 ・同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱の作成 ・要綱素案は策定済みであるが、一部の基準設定について庁内調整が必要なことから、全庁的な合意を待たうえで決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・19年10月 要綱制定 			
1-02	情報提供の充実(ホームページの充実)	市民生活に密着したコンテンツの提供 ※アクセス数 25,000件/月⇒37,000件/月	17年4月 25,000件/月	18年4月 30,000件/月	19年4月 33,000件/月	20年4月 35,000件/月	21年4月 37,000件/月	<ul style="list-style-type: none"> 35,087件/月(トップページへのアクセス数) 62,721件/月(全ページへのアクセス数)
	企画政策部広報広聴課	H17 H18 H19 H20 H21	<ul style="list-style-type: none"> 22,317件/月(トップページへのアクセス数) 45,647件/月(全ページへのアクセス数) 	<ul style="list-style-type: none"> 35,860件/月(トップページへのアクセス数) 53,537件/月(全ページへのアクセス数) 	<ul style="list-style-type: none"> 35,897件/月(トップページへのアクセス数) 65,452件/月(全ページへのアクセス数) 	<ul style="list-style-type: none"> 29,705件/月(トップページへのアクセス数) 62,950件/月(全ページへのアクセス数) 	<ul style="list-style-type: none"> 34,400件/月(トップページへのアクセス数) 64,536件/月(全ページへのアクセス数) 	
1-03	人事行政の運営等の状況の公表	地方公務員法及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に従い公表						<ul style="list-style-type: none"> 公表の継続(12月広報、ホームページ等)
	総務部職員課	H17 H18 H19 H20 H21	<ul style="list-style-type: none"> ・公表実施要綱の制定 ・要綱に基づく公表の実施(12月) ・同上 要綱施行(8月) 公表の実施(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表の継続 ・公表の継続(12月広報、ホームページ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表の継続(12月広報、ホームページ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表の継続(12月広報、ホームページ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表の継続(12月広報、ホームページ等) 	
1-04	市民意見、要望等に関する対応の強化(市民の声システム等の検討ほか)	市民意見、要望等に関する対応の強化(市民の声システム等の検討ほか)						<ul style="list-style-type: none"> 市民の声データベースのシステム化 電話問合せに対する市民の利便性向上に係る方向性の検討を行うも費用対効果などの面から実施段階にはないと結論している。
	企画政策部広報広聴課	H17 H18 H19 H20 H21	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴マニュアルの更新 ・広聴研修及び広聴手法の市民周知 ・市民の声のデータベース化検討 ・同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・電話問合せに対する市民の利便性向上に係る調査研究 ・同上 ・市民の声の一部情報共有化とデータベース化手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の声データベース(仮称)のシステム化検討 ・電話問合せに対する市民の利便性向上に係る方向性の検討 ・同上 ・市民の声データベースおよび一部情報(個人情報除く)の共有化実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の声データベース(仮称)のシステム化 ・電話問合せに対する市民の利便性向上に係る方向性～2項目の検討を行うも費用対効果などの面から実施段階にはないと結論している。 		
1-05	市民アンケートの充実	・総合計画の進捗状況等を正確に把握するため、市民アンケート調査の手法・内容等を検討する ・調査を隔年に実施する						<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査の実施(H21. 5) アンケート内容をA・Bに分割5000人(2500人×2)
	企画政策部政策調整課	H17 H18 H19 H20 H21	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査の実施(H17. 5) ・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・手法及び内容等の検討 ・同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査の実施(H19. 5) ・同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・手法及び内容等の検討 ・後期計画策定の初期値設定のため、1年前倒しで市民アンケート実施(H20.9) 5000人(2500人×2) ・アンケート内容をA・Bに分割 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査の実施(H21. 5) ・アンケート未実施 次年度実施予定 	

(→ 計画期間)

1. 地域とともに歩む行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度
			上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	
1-06	自治基本条例(仮称)の検討【終了】	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の検討 検討過程における職員の政策法務能力の向上と市民のまちづくりに対する参加意識の高揚 	<ul style="list-style-type: none"> 職員PT(H16.6設置)による条例の調査研究の継続 江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会の設置及び条例骨子づくりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 職員PTによる条例の調査研究の継続 江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会による条例の骨子づくり 条例制定市民会議の設置 条例案に係る市民主体のシンポジウム開催、パブリックコメント等の実施 				<p>自治基本条例施行後は、市民のまちづくりへの参加意識高揚や条例の理念実現のため、市民や職員への条例の周知・啓発を実施</p> <p>【H22年度の主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例のPR記事を掲載したコラボニュースを広報えべつ10月号に折込み全戸配布 H23.2.26 市民向けに自治基本条例セミナー開催 新人職員研修やノーツ掲示板での職員へ周知
	企画政策部政策調整課	H17 H18 H19 H20 H21	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	<ul style="list-style-type: none"> 職員PTによる条例の調査研究の継続 江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会による条例の骨子づくり ○中間報告(8月) ○中間報告に基づく市民意見交換会 ○最終報告(19年3月) 最終報告(提言書)を市長に提出 	<ul style="list-style-type: none"> 江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会提言内容の市民公表 提言に基づき、条例原案を作成 江別市自治基本条例(仮称)制定審査委員会の設置(19年11月)、及び条例原案の審査 市民講演会の開催(20年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> 江別市自治基本条例(仮称)制定審査委員会での条例原案の審査 中間報告に対する市民意見の募集 最終報告を市長に提出(20年12月) 自治基本条例を議会に提案(21年3月) 	江別市自治基本条例を施行(平成21年7月1日)
1-07	パブリックコメント制度化の検討【終了】	パブリックコメント制度化の検討	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例と併せて検討 					<p>パブリックコメント(意見公募)手続要綱施行(平成22年4月1日)</p> <p>施行後は要綱が適切に運用されるよう制度の周知を行い、実施状況や結果を取りまとめて公表している(H22年度 6件実施)</p>
	企画政策部政策調整課	H17 H18 H19 H20 H21	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	江別市パブリックコメント(意見公募)要綱の策定(平成22年4月施行)
1-08	市民活動団体等との連携促進	市民活動団体等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくり支援事業への補助(事業の掘り起こし) 庁内の協働の取組強化 協働のまちづくりの事例普及 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 市民活動センターの創設 	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくり活動支援事業への補助(事業の掘り起こし) 庁内の協働の取組強化 協働のまちづくりの事例普及 			<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくり活動支援事業への補助(事業の掘り起こし) 庁内の協働の取組強化 協働のまちづくりの事例普及 所管替(企画政策部→生活環境部)
	生活環境部市民生活課	H17 H18 H19 H20 H21	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 市民活動センター「あい」が9月にオープン 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	同上
1-09	男女共同参画推進基本条例(仮称)の検討【終了】	条例の検討	<ul style="list-style-type: none"> 職員推進本部幹事による条例骨子(案)づくりの検討 男女共同参画推進基本条例(仮称)市民懇話会の設置及び条例骨子(案)づくりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 骨子(案)づくり 条例策定市民会議の設置 条例(案)の検討 条例(案)に係るパブリックコメント等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 条例案の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 条例原案に対する市民意見募集の実施 条例制定 		<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づき男女共同参画を推進 審議会の開催(3回) 男女共同参画推進状況の公表
	企画政策部企画課	H17 H18 H19 H20 H21	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	<ul style="list-style-type: none"> 市民懇話会による骨子(案)中間報告 セミナーの開催 中間報告に基づく市民意見交換会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市民懇話会より「江別市男女共同参画を推進するための条例」に関する提言書の提出 男女共同参画のための条例及び基本計画検討委員会の設置及び提言書に基づいた条例案の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 条例及び基本計画検討委員会より「江別市男女共同参画を推進するための条例原案」の提出を受け、条例原案に対する市民意見募集を実施 「江別市男女共同参画を推進するための条例」制定、公布(21年3月30日) 		

1. 地域とともに歩む行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度						
			上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果							
1-10	男女共同参画基本計画の見直し【終了】	中間年に見直しを行う		・基本計画策定市民会議の設置	・計画の見直し案の検討	・計画見直し案に対する市民意見募集の実施 ・計画の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・条例及び基本計画(改訂版)に基づき男女共同参画を推進 ・審議会の開催(3回実施) ・男女共同参画推進状況(21年度実施状況)の公表 						
	企画政策部企画課	<table border="1"> <tr> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> </table>	H17	H18	H19	H20	H21					→		※未実施
H17	H18	H19	H20	H21										
			→											

(→ 計画期間)

2. 総合的で柔軟な行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度
			上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	
2-01	職員提案規則の改正【終了】	提案しやすい職員提案制度を確立する	・問題点等の整理	・規則の改正				・改正後の規則等に基づき、職員提案制度を運用
	総務部総務課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上	・職員提案制度の有効活用と制度運用の改善を図るため、職員提案規則の一部を改正 ・19年度において、職員提案制度の周知及び提案募集を開始	・提案募集に応募が4件あり、審査会を経て、優秀賞1件、佳作3件として表彰			
2-02	ファシリティマネジメント(FM)の導入可否に係る検討	ファシリティマネジメント(FM)導入可否の決定	・ファシリティマネジメント(FM)に関する研究	・導入状況等の調査	・導入可否の決定			・検討委員会の検討結果を踏まえ、「江別公共建築物保全マニュアル」を策定し、庁内に周知
	総務部総務課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上	・北海道のファシリティマネジメント導入に関する基本方針、実施方策、実施体制等の取組状況を調査検討 ・FM関連業者による職員研修会の開催及び道内他市における施設データ管理システムの調査	・検討委員会を設置し、2回開催。ファシリティマネジメント導入の基本方針について、検討中	・検討委員会で、ファシリティマネジメント導入について、検討 ・市の施設状況や組織体制、事務量などを踏まえ、より合理的な取組方策について、継続して調査検討 ・公表の継続(12月広報、ホームページ等)	・検討委員会で、ファシリティマネジメント導入について、検討 ・市の施設状況や組織体制、事務量などを踏まえ、より合理的な取組方策について、継続して調査検討	
2-03	各種申請・届出、申告等の電子化推進	北海道及び道内市町村と共同で開発する電子申請等システムの効果的運用を図る。 ・様式等ダウンロードセンター開設運用 ・電子申請受付等の一部開始	・電子申請等システム開発への参加	・申請届出書等のダウンロードセンター開設	・申請届出書等のダウンロードセンター運用 ・電子申請受付等の運用			・申請届出書等のダウンロードのみ実施(平成22年度利用件数は18件) ・平成21年度に引き続き、簡易申請システムを利用した情報セキュリティ自主点検を行っている。 * 電子申請は北海道電子自治体共同運営協議会においてリニューアルしたが、新システムの内容を精査し、導入について今後検討する。
	総務部情報推進課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上 3月末に所定のシステム納品	・申請届出書等のダウンロードセンター開設済み(平成18年度利用件数は867件)	・申請届出書等のダウンロードのみ実施(平成19年度利用件数は229件) * 電子申請は先行して実施した他団体ではほとんど利用されていないため、江別での実施は検討中	・申請届出書等のダウンロードのみ実施(平成20年度利用件数は48件) * 電子申請は先行して実施した他団体ではほとんど利用されていないため、江別での実施は検討中	・申請届出書等のダウンロードのみ実施(平成21年度利用件数は58件) * 電子申請は現在北海道電子自治体共同運営協議会においてリニューアルに向けた作業を行っており、その動向を見極めながら、導入について検討する。	
2-04	窓口総合化の検討	市民の利便性向上	・子育て支援に関する窓口一元化の検討	・保育事業と学童保育事業に関する窓口の一元化	・庁舎レイアウト再編の検討	・庁舎レイアウト再編		・児童手当制度の子ども手当制度への移行に伴い、子どもに関する業務として所管業務を健康福祉部国保年金課から健康福祉部子育て支援室子ども家庭課に移管
	総務部職員課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上	・子育て支援室、子ども家庭課の新設(保育事業と学童保育事業に関する窓口の一元化実施)	・福祉課が担当していた障がい児に関する業務(療育手帳、福祉手当など)を子ども家庭課に移管	・後期高齢者医療保険料の収納管理業務と介護保険料の賦課収納業務を一体で行う体制とするため、介護保険料の賦課収納業務を医療助成課に移管	・総合的な環境行政を推進するため、環境室を一庁舎体制に変更	

(→ 計画期間)

2. 総合的で柔軟な行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度	
			上段:計画／下段:結果		上段:計画／下段:結果		上段:計画／下段:結果		上段:計画／下段:結果
2-05	計画的な人材育成	計画的な人材の育成	・研修計画の見直し		・(仮称)人材育成基本方針実施計画の作成及び一部実施		・(仮称)人材育成基本方針実施計画の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・幹部研修、フォロー研修の実施、個別の研修評価の実施等、一部の研修内容を見直した ・基本方針の実施計画の作成には至っていない
	総務部職員課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上		・(仮称)人材育成基本方針実施計画検討、作成準備		・(仮称)人材育成基本方針実施計画検討、作成準備		
2-06	遊休公有資産の売却処分、貸付	売却処分を基本とし市内土地区画整合の保留地販売状況や顔づくりの進捗状況を勘案しつつ売却を進める。	・各種事業の状況を勘案しつつ売却処分を実施		・同左 定期借地権貸付導入の検討		・同左 定期借地権貸付の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の状況を勘案しつつ売却処分を実施
	総務部契約管財課	H17 H18 H19 H20 H21	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 3画地売却 629.04㎡ 売却処分価格 17,570千円 		<ul style="list-style-type: none"> ・同上 6画地売却 5,174.98㎡ 売却処分価格 70,040千円 		<ul style="list-style-type: none"> 業務用借地権設定契約締結 1件 4,494㎡ 年額1,617,840円 20年間定期借地 ※適地なく未実施 		
2-07	土地開発公社の経営健全化	長期保有地の解消及び公社体制の見直し(事業期間13年度～25年度)	・財政状況に基づく買い戻し						<ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社理事会で解散を決定 ・第3回市議会において解散議決 ・3月30日北海道知事より解散認可 ・平成23年上期に解散手続き完了予定 ・買戻面積 76,028㎡ ・買戻額 1,924,930千円 ・代物弁済 1,849,776千円 ・土地面積 102,261㎡ ・建物面積 659㎡
	総務部契約管財課	H17 H18 H19 H20 H21	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 買戻面積 4,172㎡ 買戻額 128,776千円 		<ul style="list-style-type: none"> ・同上 買戻面積 3,783.24㎡ 買戻額 70,412千円 		<ul style="list-style-type: none"> ・同上 買戻面積 3,783.24㎡ 買戻額 70,412千円 		
2-08	合併の検討【終了】	合併の検討(19年度に計画変更)			<ul style="list-style-type: none"> ・北海道より示される合併の推進に関する構想について検討 ・関係市町村との協議 		<ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会の運営 ・合併協議会だよりの発行 ・合併協議会HPの立ち上げ ・新市基本計画の策定 ・住民説明会の開催 		平成20年9月30日で合併協議会は廃止となった
	企画政策部企画課	H17 H18 H19 H20 H21	<ul style="list-style-type: none"> ・合併に関する市民説明会、団体意見交換会の実施 ・合併構想組合せ市町村との意見交換 ・合併協議会の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会の運営 ・合併協議会だよりの発行 ・合併協議会HPの立ち上げ・運営 ・新市まちづくり計画策定の調査・研究 ・合併に関する住民説明会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・第11回合併協議会で合併協議会の解散を決定し、両市村の議会議決を経て、9月30日で合併協議会を廃止 		
2-09	外郭団体の見直し等に関する指針・計画の策定	役割の検証、一層の情報公開等を含めた総合的な指針・計画の策定			・指針/計画の検討		・指針/計画の策定及び公表		指針に基づき、引き続き外郭団体の経営評価を継続(H22年度中は未実施)
	企画政策部政策調整課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上		同上		<ul style="list-style-type: none"> 外郭団体の経営評価等に関する指針策定 指針に基づき、外郭団体の経営評価実施 		

(→ 計画期間)

2. 総合的で柔軟な行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度
			上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	
2-10	余裕(空き)教室の活用に係る検討 教育部学校教育課	市内市立小中学校の余裕(空き)教室の活用検討 H17 H18 H19 H20 H21 →	・検討委員会の開催	・検討委員会の開催 ・検討案の取りまとめ ・学校、担当部局間の調整	・学校、担当部局調整 ・予算措置	・空き教室の活用	→	学校適正配置基本計画を踏まえた空き教室の活用方法の検討のために、余裕教室の実態調査を行った
			・同上	・同上	・江別小学校の余裕教室を柔道練習場として整備	・余裕教室の実態調査	空き教室等について、学校適正配置計画の中で活用を検討していく	
2-11	消防広域化の推進 消防本部庶務課	通信指令管制業務の共同運用 ・人的合理化 ・導入費用及び維持費用の削減 ・近隣相互応援の円滑化 (19年度に計画変更) H17 H18 H19 H20 H21 →	・通信指令管制業務の共同運用に向けた石狩管内5消防本部による勉強会の実施	・通信指令管制業務の共同運用化実施検討委員会の設立(専門部会の設置) ・規約等の作成 ・議会関係事務 ・運用基準(案)作成事務	「北海道消防広域化検討協議会」で年度末迄に計画の策定予定 ・消防広域化推進計画 ・消防救急無線広域化・共同化整備計画 ・消防指令業務の共同運用整備計画	・広域化・共同化の推進計画及び整備計画との関係自治体との調整	広域消防運営計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・江別市が更新整備を行った、通信指令システムの共同整備、並びに共同運用について協議検討を進めたが、石狩北部からは、単独整備とする方向性が示され、消防の広域化、及び指令の共同化、共にただちに協議検討を推し進めるのは困難な状況にある。 ・消防救急無線デジタル化については、札幌市を受託団体とした石狩管内の共同整備をひとつの軸とした中で検討を進めた。 ・平成22年3月には、管内からの組合わせ変更に係る申し出や、組合わせに対する地域の確認などを経て、「北海道消防広域化推進計画」の組合せ改訂編が策定され、札幌圏の「北部」と「南部」の二つの圏域で、より具体的な協議検討をすることとされた。
			・同上	「北海道消防広域化検討協議会」が道主導で平成18年5月に設置され、現在検討協議中である。	「北海道消防広域化検討協議会」において、「北海道消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に係る整備計画」策定に向け検討中であり、併せて道央地区(石狩・空知・後志支庁)における「道央地区消防救急無線共同整備等実施計画」策定に向け検討中である。平成20年3月には、北海道において「北海道消防広域化推進計画」を策定した。	消防救急無線広域化業務は、北海道の整備計画に基づき、札幌市を受託団体とした石狩支庁管内の共同整備に係る合意を調整済み。また消防指令業務は石狩北部地区消防事務組合消防本部と共同運用を視野に入れた共同化を調整中である。消防広域化は、管内5消防本部で検討委員会を設置し協議した結果、千歳市・恵庭市・北広島市の3市が一つの枠組みで先行して広域化を進め、江別市と石狩北部地区消防事務組合消防本部が、今後引き続き協議検討することとなった。	消防救急無線広域化業務は、北海道の整備計画に基づき、札幌市を受託団体とした石狩支庁(現振興局)管内の共同整備に係る基本設計を行った。 ・消防指令業務及び消防の広域化は、石狩北部と引き続き協議検討を進め、特に市が平成22年度に更新整備を予定している通信指令システムの共同整備をひとつの軸とした中で検討を進めた。 ・平成22年3月には、管内からの組合わせ変更に係る申し出や、組合わせに対する地域の確認などを経て、「北海道消防広域化推進計画」の組合せ改訂編が策定され、札幌圏の「北部」と「南部」の二つの圏域で、より具体的な協議検討をすることとされた。	

(→ 計画期間)

3. 効率的で質の高い行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度
			上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	
3-01	広告事業の導入【終了】	広告事業を行い自主財源を確保する	・広告事業の可能性について検討	・要綱の制定 ・事業の一部実施	・実施			・広告掲載要綱に基づき、公告事業を実施
	総務部総務課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上	・広告事業の基本指針となる広告掲載要綱を制定し、掲載基準等を明確化した ・市のホームページにバナー広告の掲載を決定し、実施済み ・19年度納税通知書等の発送用封筒裏面に広告掲載を決定	・同左			
3-02	能力と実績に基づく人事管理導入	職員的能力、実績、適性の適正な評価 自己目標設定による意欲の向上	・課長職以上で考課結果の勤怠手当への反映を実施 ・係長職～主幹職の試行継続	→	・係長職～主幹職の試行継続 主任職以下の試行実施			・第4回職員アンケートの実施 ・アンケート結果による制度運用の見直しを検討
	総務部職員課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上	・同上	・係長職～主幹職の試行継続	・係長職～主幹職の試行継続	・係長職～主幹職の試行継続	
3-03	(効率的な定員管理)職員定数の適正化	22年4月1日現在の医療職を除く職員数を17年4月1日と比較して4.6%削減する。 845人→806人(39人)	(起点) 845人 平成17年4月1日現在					平成23年4月1日現在、799人(+5人、延べ△46人)
	総務部職員課	H17 H18 H19 H20 H21	平成18年4月1日現在、837人(△8人)	平成19年4月1日現在、818人(△19人、延べ△27人)	平成20年4月1日現在、802人(△16人、延べ△43人)	平成21年4月1日現在、796人(△22人、延べ△49人)	平成22年4月1日現在、794人(△2人、延べ△51人)	
3-04	自己申告制度、庁内公募制等の導入検討	意欲を尊重する人事	・自己申告制度試行継続(試行範囲を課長職まで拡大)	・自己申告制度試行継続 ・自己申告制度への庁内公募制組込みの検討	・要綱等作成、本格実施	・継続実施		・自己申告制度試行継続
	総務部職員課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上	・自己申告制度試行継続	・自己申告制度試行継続	・自己申告制度試行継続	・自己申告制度試行継続(一般職の様式見直し)	
3-05	給与制度の見直し【終了】	人事院勧告を尊重し国家公務員の給与制度に準じた給与構造の見直しを行う	・人事院勧告の制度に係る情報収集 ・見直しに当たっての課題整理	・制度設計、見直し案作成	・給与構造の見直し実施			・人事院勧告尊重、国家公務員準拠による給与改定の実施 ・自己所有の住居手当廃止
	総務部職員課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上	・同上 (*給与条例改正(3月)<H19年4月施行> *実施に向けた具体的準備)	同上			

(→ 計画期間)

3. 効率的で質の高い行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度
			上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	
3-06	特殊勤務手当の見直し【終了】	特勤手当条例の見直し		・特殊勤務手当の見直し案作成 ・見直し条例の施行				・特になし
	総務部職員課	H17 H18 H19 H20 H21 →	・同上 特殊勤務手当条例改正(3月) 18年4月施行	・同上				
3-07	組織機構の見直し	施策の適正な実施体制		・組織機構のあり方を継続検討		・組織機構の改編を検討		・職員配置運用計画に基づき、参事職の新設等、一部組織機構の見直しを実施
	総務部職員課	H17 H18 H19 H20 H21 →	・同上	・同上	・同上	・同上	・同上	
3-08	福利厚生事業の公表【終了】	福利厚生事業を公表し、透明性を高める		・補助金に係る要綱等の整備	・補助事業経理の明確化	・福利厚生事業の公表(12月)		・福利厚生事業の公表(12月)
	総務部職員課	H17 H18 H19 H20 H21 →	・同上	補助金に係る要綱の施行(8月)	・同上(11月)			
3-09	プライマリーバランスの健全化	・地方債に係る財政指標の健全化 ・中期的な収支均衡の確保		・財政見通しと地方債残高の推移の検証	・プライマリーバランスの分析及び収支均衡の確保			公債借入(見込) 6,238百万円 公債償還元金(見込) 3,964百万円 年度末公債残高(見込) 38,524百万円
	総務部財政課	H17 H18 H19 H20 H21 →	・同上	公債借入 1,841百万円 公債償還元金 4,359百万円 年度末公債残高 41,675百万円	公債借入 2,441百万円 公債償還元金 4,138百万円 年度末公債残高 39,978百万円	公債借入 1,944百万円 公債償還元金 4,323百万円 年度末公債残高 37,599百万円	公債借入2,524百万円 公債償還元金3,872百万円 年度末公債残高36,250百万円	
3-10	入札制度の見直し	・新入札制度の検討 ・工事格付基準の変更		・システム検討委員会による工事格付基準変更の検討	・システム検討委員会による工事格付基準変更の検討及び準備 ・郵便入札の検討 ・技術提案型入札制度の調査	・新基準による工事格付の実施 ・郵便入札の試行 ・技術提案型入札制度の検討	・郵便入札の試行 ・技術提案型入札制度の検討	・公募型の指名競争入札について、郵便入札を本格的に実施 ・総合評価型入札を1件試行
	総務部契約管財課	H17 H18 H19 H20 H21 →	・同上	・素早い変化に対応できるよう、直近の評点で工事登録業者の格付を決定する方法に、工事格付基準を変更 ・郵便入札試行要綱を作成、2件実施 ・技術提案型入札制度について、国及び道の動向に注目し、資料を収集	・新基準による工事格付の運用を実施 ・公募案件の約8割において郵便入札を実施 ・フォーラムや国・道で開催の説明会に出席	・公募案件の9割弱において郵便入札を実施 ・総合評価型競争入札に関する説明会等に出席	・郵便入札本格実施に向け実施要綱を策定 ・総合評価型競争入札試行実施に向け、関連規定等の作成準備に着手	

(→ 計画期間)

3. 効率的で質の高い行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度
			上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	
3-11	全庁的・継続的な業務改善活動の実施【終了】	職員の業務改善に係るスキルの向上等を図るため、組織対応型業務改善活動の定着を図る	・行政改革推進本部部会による調査研究の実施 ・業務改善プロジェクトの検証等	・様式及び運用手順書の作成 ・職階別職員説明会の開催 ・実施	・実施			職員提案制度、人事考課制度、事務事業評価の運用の中で、全庁的・継続的な業務改善を実施
	企画政策部政策調整課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上	・同上	・職員提案制度、人事考課制度、事務事業評価の運用の中で、全庁的・継続的な業務改善を実施			
3-12	市場化テスト等の導入可能性に係る検討	公共サービスに係る経費削減と質的な向上を図るため、市場化テスト・民間提案制度の導入可能性について検討する		・制度の調査検討	・基本方針の策定			庁内検討委員会での検討の結果、市場化テスト等を導入すべき事務事業は無かったが、市場等の動向によっては再度検討を行う
	企画政策部政策調整課	H17 H18 H19 H20 H21		・同上	・庁内検討委員会を設置し、検討中	・同左	・庁内検討委員会にて検討結果報告	
3-13	PFI(Private Finance Initiative)導入施設等の検討	導入施設等の検討	・検討					PFI対象規模事業(建設費10億円、運営費1億円以上)の施設建設なし
	企画政策部政策調整課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上 PFI対象規模事業(建設費10億円、運営費1億円以上)の施設建設なし	・同上 PFI対象規模事業(建設費10億円、運営費1億円以上)の施設建設なし	・同上 PFI対象規模事業(建設費10億円、運営費1億円以上)の施設建設なし	・同上 PFI対象規模事業(建設費10億円、運営費1億円以上)の施設建設なし	・同上 PFI対象規模事業(建設費10億円、運営費1億円以上)の施設建設なし	
3-14	行政評価制度の充実	・一般会計以外への適用範囲拡大の検討 ・外部評価の検討		・特別会計への導入検討 ・外部評価の検討	・一部特別会計の運用試行 ・行革推進委員会等における外部評価の試行			・特別会計の運用試行準備中 ・行政評価外部評価導入施策達成度評価について、学識者・有識者・公募市民で構成される外部評価委員会による外部評価を実施(H22年度は6施策について実施)
	企画政策部政策調整課	H17 H18 H19 H20 H21		・同上 行革推進委員会において外部評価の試行実施	・特別会計の運用試行準備中 行革推進委員会において外部評価手法を決定済、総合計画後期計画期間において実施予定	・同左	・同左	
3-15	事務事業の見直し	行政評価制度に基づく評価対象事務事業の見直し	・実施					事務事業評価を実施 改革版公表 457事業 23年度予算 経費削減効果27,335千円
	企画政策部政策調整課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上 改革版公表537事業 18年度予算 経費削減効果87,905千円	・同上 改革版公表521事業 19年度予算 経費削減効果26,508千円	・同上 改革版公表525事業 20年度予算 経費削減効果31,591千円	・同上 改革版公表 413事業 21年度予算 経費削減効果35,809千円	・同上 改革版公表 441事業 22年度予算 経費削減効果30,221千円	

(→ 計画期間)

3. 効率的で質の高い行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度					平成18(2006)年度					平成19(2007)年度					平成20(2008)年度					平成21(2009)年度					平成22(2010)年度
			上段:計画／下段:結果					上段:計画／下段:結果					上段:計画／下段:結果					上段:計画／下段:結果					上段:計画／下段:結果					
3-16	ごみ処理施設の委託の拡大【終了】	ごみ処理施設の長期包括的な委託による経費節減																										・委託継続
	生活環境部環境室清掃管理課(参事)	H17 H18 H19 H20 H21																										
3-17	リサイクルセンター業務の民間委託拡大【終了】	リサイクルセンター維持管理業務等の委託拡大																										・委託継続
	生活環境部環境室清掃管理課	H17 H18 H19 H20 H21																										
3-18	保育サービスの民営化	市立保育園を公設民営化する一民営化数1~2園、民営保育園の定員割合60~70%(現在52%)																										・江別市立保育園の整備と運営等に関する計画を策定・公表し、保護者・議会・保育園職員・他関係機関へ説明会を実施 ・上記計画に基づく、みどり保育園の民営化及びつくし保育園の民営化について保護者説明会を実施
	健康福祉部子育て支援室保育課	H17 H18 H19 H20 H21																										
3-19	指定管理者制度の導入	市民サービスの向上とコスト削減等を図るため、公の施設の管理に係る指定管理者制度を導入																										新たに1施設導入(野幌鉄南地区センター)導入済施設 266施設
	各施設の所管課	H17 H18 H19 H20 H21																										
3-20	江別市立病院経営健全化計画の策定【終了】	経営健全化計画(行動プラン及び財政計画)を策定し公表する。																										・平成20年度~平成22年度計画期間終了 ・平成23年度~平成25年度計画策定(平成23年3月)~前計画を基礎に見直しを行い策定
	市立病院事務局経営企画室	H17 H18 H19 H20 H21																										

(→ 計画期間)

3. 効率的で質の高い行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度	
			上段:計画／下段:結果		上段:計画／下段:結果		上段:計画／下段:結果		
3-21	病床利用率の向上	(H17年度)(H21年度) ・病床利用率 一般病床 85.0% → 93.5% 精神病床 62.6% → 95.0%	・一般病床利用率 85.0% ・精神病床利用率 62.6%		→		・一般病床利用率 93.5% ・精神病床利用率 95.0%		一般病床利用率 69.8% 精神病床利用率 68.7%
	市立病院事務局経営企画室	H17 H18 H19 H20 H21	一般病床278床、精神病床130床		一般病床278床、精神病床59床		一般病床利用率 60.9% (休止病床なし) 精神病床利用率 76.9%		
3-22	人工透析患者の受入拡大	(H17年度)(H21年度) ・受入患者数 60人 → 80人	・受入患者数 60人		→		・受入患者数 80人		受入患者数73人 (平成23年3月末患者数)
	市立病院事務局管理課	H17 H18 H19 H20 H21	受入患者数 52人 (平成19年3月末患者数)		受入患者数 52人 (平成20年3月末患者数)		受入患者数 60人 (平成21年3月末患者数) 受入患者数 63人 (平成22年3月末患者数)		
3-23	職員定数の適正化	医師を除く病院の正職員を314人(H17.4.1)→284人(H22.4.1)に削減する。(△9.6%)	(起点) 314人 平成17年4月1日現在		→		→		・274人→298人(+24人) 前年度比較 24人 看護職員 16人 コメディカル 8人 (平成23年4月1日現在)
	市立病院事務局経営企画室	H17 H18 H19 H20 H21	310人(医師職を除く) 平成18年4月1日現在		・310人→234人(△76人) 前年度比較 △76人 看護職員△65 コメディカル△6 行政職△2 技能労務職△3 (平成19年4月1日現在)		・234人→233人(△1人) 前年度比較 △1人 看護職員+5 コメディカル△3 行政職+1 技能労務職△4 (平成20年4月1日現在) ・233人→264人(+31人) 前年度比較 31人 看護職員+28 コメディカル+2 行政職+1 (平成21年4月1日現在) ・264人→274人(+10人) 前年度比較 10人 看護職員+9人 行政職+1人 (平成22年4月1日現在)		
3-24	外部委託の拡大【終了】	・検体検査委託の一部拡大(H19年度) ・給食調理業務委託(H20年度) ・中央材料室業務委託(H20年度)	→		・検体検査業務委託の一部拡大 (1年前倒し) ・給食調理業務、中央材料室業務の委託		・給食調理業務、中央材料室業務の委託		平成23年度中の物流SPD業務委託化準備
	市立病院事務局経営企画室	H17 H18 H19 H20 H21	・調理員退職不補充(1名) 調理員所属管(2名) 栄養士所属管(1名) 検査技師3名退職不補充 (一部非常勤化)		・給食委託による職員減 退職 調理員2名 所属管 調理員1名、栄養士1名 ・中央材料室業務委託 所属管 看護師2名				
3-25	下水道事業会計中期経営計画の策定【終了】	第9次下水道事業財政計画(H19~21+2力年)の策定と併せて中期経営計画を策定する	→		・中期経営計画の策定・公表		→		策定した計画を運用中
	水道部総務課・下水道施設課	H17 H18 H19 H20 H21	・中期経営計画の策定・公表(2月)						

(→ 計画期間)

3. 効率的で質の高い行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度
			上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	
3-26	水道部電算システムの改修【終了】	庁内コンピューターシステムの管理コストの縮減と情報セキュリティを確保するため、新たなシステム(SBCシステム)を再構築する。		・新たなシステム導入に向けた検討(水道部電算システム等検討委員会)				導入したシステムを継続使用中
	水道部総務課	H17 H18 H19 H20 H21	・同上	・同上				
3-27	水道事業会計中期経営計画「地域水道ビジョン」の策定【終了】	第10次水道事業財政計画(H19～21+2カ年)の策定と併せて中期経営計画を策定する「地域水道ビジョン」を平成20年を目途に策定する。		・中期経営計画の策定・公表		・「地域水道ビジョン」の策定・公表		策定した計画を運用中
	水道部総務課・水道整備課	H17 H18 H19 H20 H21	・中期経営計画の策定・公表(2月)	・「地域水道ビジョン」策定中	H21.9.1～9.30パブコメ実施 「江別市水道ビジョン」策定 平成21年12月1日			
3-28	上下水道事業の一体的経営を目指す組織機構の見直し(水道サービス公社の見直しを含む)	上下水道事業の一体的運営による事務事業の効率化を図り、水道サービス公社の業務も含めた、6課(職員71名:△7.8%)体制を実現する。	(起点) 7課16係(77名)体制 平成17年4月1日現在 外数 水道サービス公社 5名体制					6課72名(H23.4.1現在)
	水道部総務課	H17 H18 H19 H20 H21	・6課15係75名(18.4.1) (前年比 △1課、△1係、△2名) 外数(水道サービス公社 3名)	・6課75名(19.4.1) 外数(水道サービス公社 2名 △1)	・6課73名(20.4.1) 外数(水道サービス公社 0名 △2)	・6課71名(21.4.1)	・6課70名(22.4.1)	
3-29	浄水場運転管理業務の外部委託【終了】	浄水場運転管理業務の外部委託	(起点) 職員15名体制(17.4.1) ・11月から運転管理委託開始	・委託拡大				・現在も委託継続 ・職員 8名体制(H23.4.1)
	水道部浄水場	H17 H18 H19 H20 H21	・同上 職員13名体制(△2名 18.4.1)	・職員 10名体制 (△ 3名 19.4.1)	・職員 8名体制 (△ 2名 20.4.1)			
3-30	水質等分析業務の外部委託【終了】	浄水場の水質(水質基準項目50項目、管理目標設定項目27項目)及び浄化センターの土壌分析業務等の外部委託	(浄水場) ・水質分析(50+27項目)を外部委託(H16は25項目) ・水質係を浄水係に統合(△ 職員1名)	(浄化センター) ・土壌分析のサンプリング等を外部委託				(浄水場) ・水質分析:水質基準項目50項目、管理目標設定項目19項目を外部委託継続 ・水質係を浄水係に統合 (浄化センター) ・土壌分析のサンプリング等を外部委託継続
	水道部浄水場・浄化センター	H17 H18 H19 H20 H21	・同上	・同上				

(→ 計画期間)

3. 効率的で質の高い行政の推進

NO	取組項目／主管課	成果(数値)目標・効果等	平成17(2005)年度	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度
			上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	上段:計画／下段:結果	
3-31	水道料金・下水道使用料の収納代理業務委託	平成17年度より、収納代理業務をコンビニとの個別契約からファイナンス会社との一括契約に変更し、徴収経費の節減を図る	・収納代理契約締結(9月～収納件数 約25,900件)	・(収納件数 約52,500件)				・収納代理契約締結 収納件数 77,774件
	水道部営業センター	H17 H18 H19 H20 H21	・同上 9月～収納件数 31,281件	・同上 収納件数 61,168件	・収納代理契約締結 収納件数 66,102件	・収納代理契約締結 収納件数 69,474件	・収納代理契約締結 収納件数 74,206件	
3-32	選挙事務の効率化の検討	選挙投開票事務における非常勤職員の比率を上げる。 14.1%(H17.9)→20.0%(H21.9)			・第16回統一地方選挙投開票事務:18.0% ・第21回参議院議員通常選挙:18.0%		・第45回衆議院議員総選挙:20.0%	・平成22年7月11日執行 第22回参議院議員通常選挙: 18.46% ・平成22年10月24日執行 衆議院北海道第5区選出議員補欠選挙: 22.53%
	選挙管理委員会事務局	H17 H18 H19 H20 H21	・平成17年9月11日施行 第44回衆議院議員総選挙投開票事務:14.1%		・平成19年4月8日執行 第16回北海道知事選挙投開票事務:15.7% ・平成19年4月22日執行 第16回江別市議会議員選挙投開票事務:15.9% ・平成19年7月29日執行 第21回参議院議員通常選挙投開票事務:16.5%		・平成21年8月30日執行 第45回衆議院議員総選挙投開票事務:15.0%	
3-33	経費節減等の財政効果(一般会計)	(起点) 平成17年4月1日(当初予算) ・財政効果目標額(H17→21) 237百万円						794人→799人(正△4人、再9人) 削減10,824千円(正48,876(水道+2名分除く)、再△38,052) (対17年度比 △406百万円)
	総務部財政課	H17 H18 H19 H20 H21	・845人→837人(△8人) 50,826千円(水道△2名分を除く)	・837人→818人(△19人) 142,596千円 (病院△2名分を除く) (対17年度比 △193百万円)	・818人→802人(△16人) 134,464千円 (対17年度比 △328百万円)	802人→796人(△6人) 50,706千円 (対17年度比 △379百万円) 再任用人件費考慮し再計算: (正△7人、再1人) 削減38,027千円(正42,255(水道△2名分除く)、再△4,228) (対17年度比 △366百万円)	796人→794人(△2人) 16,656千円 (対17年度比 △391百万円) 再任用人件費考慮し再計算: (正△7人、再5人) 削減28,828千円(正49,968(水道△1名分除く)、再△21,140) (対17年度比 △395百万円)	
3-34	経費節減等の財政効果(病院事業会計)	(起点) 平成17年4月1日(当初予算) ・財政効果目標額(H17→21) 254百万円						274人→298人(+24人)
	市立病院事務局経営企画室	H17 H18 H19 H20 H21	・314人→310人(△4人)医師職を除く 33,884千円	・310人→234人(△76人) 243,252千円 (行革分としての29名の効果分) (対17年度比 △277百万円)	・234人→233人(△1人) 8,404千円 (対17年度比 △286百万円)	・233人→264人(+31人) (行革分としての8名分の効果分 67,608千円) (対17年度比△353百万円)	・264人→278人(+10人) 行革分としては該当なし	
3-35	経費節減等の財政効果(水道事業会計/下水道事業会計)	(起点) 平成17年4月1日(当初予算) ・財政効果目標額(H17→21) 51百万円						・70人→72人(加配を含む) (△17,517千円) 対17年度比 △104百万円)
	水道部総務課	H17 H18 H19 H20 H21	・77人→75人(△2人) 職員人件費 前年度比 △16,942千円	(対17年度比 △17百万円)	・75人→73人(△2人) 職員人件費 前年度比 △16,808千円 (対17年度比 △38百万円)	・73人→71人(△2人) 職員人件費 前年度比 △14,746千円 (対17年度比 53百万円)	・71人→70人(△1人) 職員人件費 前年度比 △33,102千円 (対17年度比 △86百万円)	

(→ 計画期間)

平成23年度第一回行政改革推進委員会

平成23年度 使用料・手数料の見直しについて

1. 「使用料・手数料の見直し方針」について

- ・コストの考え方について
- ・サービスの性質別マトリックスによる受益者負担の割合の設定について
- ・改定の限度額について

2. 改定素案について

①「方針」に基づく改定

- ・勤労者研修センター、青年センター(研修棟)、東野幌体育館、セラミックアートセンター陶芸窯)
- ・各種手数料(住民票、所得証明書など)

②「方針」に基づくほかに、利用促進などを加味した改定

- ・体育施設の個人料金
など

③体育施設個人使用料のポイント

3. その他

①「午前・午後・夜間」区分など時間区分のあり方

- ・現状の午前(9:00～12:00)、午後(13:00～17:00)、夜間(18:00～21:00)の貸出区分を1時間単位にするなどし、利用促進を図ることができないか。

↓

- ・実際の利用状況などを検討した結果、現状どおりの区分で運用することがのぞましい。しかし、公民館の調理実習室は午前～午後にまたがる使用の実態、要望があり、調理実習室について午後の区分を1時間単位で貸出が可能ないように必要な手続きを進めていく。

②営利目的で使用する場合の使用料のあり方

- ・営利目的で使用可能な施設について現在でも別途割り増し料金を設定しており、今後引き続き、あり方については調査、検討していく。

③市外者が利用する場合の使用料、受付方法などのあり方

- ・市外者使用について割増料金を設定すると利用の減少につながる懸念があるため設定しないが、予約開始時期に差を設けるなどより、市民が優先的に使用できるように進めていく。

④減免・免除制度のあり方

- ・今回体育施設の個人利用について高齢者単価を設けたことにより、登録クラブ利用の9割減免を見直すこととなったが、他の使用料については、引き続き調査、検討していく。

⑤利用促進の方策の検討

- ・体育施設の個人利用の改定のなかで、回数券、定期券について見直しを行った
 - 回数券 11回券(料金10回分) → 6回券(料金5回分)
 - 定期券 8回分相当額 → 6回分相当額

使用料・手数料の改定素案について

1. 改定素案の概要

(1) 見直し対象

18条例、1規則、1要綱、34施設

(2) 算定方法

「使用料・手数料の見直し方針」に基づき算出した原価素数値と現行単価の乖離幅により改定率を設定し、改定素案を算定した。さらに、利用促進、公平性確保の観点を加味し、算定した。

(3) 算定結果

使用料 … 改定：9施設等、83項目(うち増額:20項目、減額:63項目)、新設17項目
据置：260項目
手数料 … 改定：47手数料、67項目(うち増額:66項目、減額:1項目)、新設5項目
据置：251項目

(4) 平均改定率 ※収入ベースでの比較

使用料 … $\Delta 0.94\%$
手数料 … 0.84%
全体 … 0.35% (収入見込増減: +2, 186, 881円)

2. 「方針」に基づいた項目 ※改定率は単価ベースでの比較

(1) 勤労者研修センター … 改定率 20.0%

・研修室1号 … 3,900円(全日) → 4,700円(全日)

※市内の一般企業、団体であれば8割減免 … 780円(全日) → 940円(全日)

(2) 青年センター(研修棟) … 改定率 $\Delta 15.8\%$

・研修室1 … 3,800円(全日) → 2,900円(全日)

(3) 東野幌体育館 … 改定率 $\Delta 17.8\%$

・研修室1 … 11,700円(全日) → 8,800円(全日)

(4) セミックアートセンター陶芸窯専用使用 … 改定率 8.2%

・ガス窯専用使用 … 36,000円 → 41,000円

・電気窯Ⅱ専用使用 … 6,000円 → 5,100円

(5) 市民課所管手数料 … 改定率 4.5%

・住民票又は戸籍附票の写しの交付手数料 … 250円 → 300円

市民税課所管手数料 … 改定率 9.8%

・所得証明手数料 … 350円 → 400円

その他証明 … 改定率 0.4%

3. 「方針」に基づくほかに、利用促進などを加味した項目

(1) 体育施設の個人使用料

① 大人料金…近隣他市の同施設と比較し、「方針」の改定率によらず素案を算定

【個人使用】

体育館：130円 → 200円 (+53.8%)

プール：400円 → 500円 (+25.0%)

パークゴルフ場：200 → 240円 (+20.0%)

【登録クラブ使用】

体育館：1,300円 → 2,000円 (+53.8%)

プール：2,000円 → 2,500円 (+25.0%)

※回数券、定期券もあわせて見直し(④)、利用減とならぬようバランスをとる。

- ② 子供料金・・・「大人料金」は増額改定となるが、「子供料金(小中学生)」については据置、または減額改定となるように概ね以下の割合で算定し、体力向上、利用促進を図る

「大人(100):高校生(50):小中学生(20)」※大人を100とした場合のその他の割合

体育館(中学生) : 60円 → 40円 (△33.3%)

プール(中学生) : 100円 → 100円 (据置)

パークゴルフ場(中学生) : 100円 → 60円 (△40.0%)

※体育施設の料金を準用している、農村環境改善センター(多目的ホール)、有料公園施設(テニスコート)も上記にあわせ算定。また、森林キャンプ場にも適用

※個人使用の割合を登録クラブ利用にも適用

- ③ 高齢者・・・個人使用の高齢者区分を新設、クラブ利用の9割減免を廃止し利用促進と公平性の確保を図る

【個人使用】 : 大人料金の50%で新設

体育館 : 130円(現行大人) → 100円 (△23.1%)

プール : 400円(現行大人) → 250円 (△37.5%)

パークゴルフ場 : 200円(現行大人) → 120円 (△40.0%)

【クラブ使用】 : 大人料金の50%で算定(現行の9割減免は適用しない。また、団体単価のないパークゴルフ場は大人料金の25%で算定)

体育館 : 130円(1クラブ1回) → 1,000円(1クラブ1回) (+669.2%)

＜参考＞クラブの1回当たりの参加人数は平均22.1人 → 45円(1人)

プール : 200円(1クラブ1回) → 1,200円(1クラブ1回) (+500.0%)

↑※現行単価は割り減免適用後の金額

＜参考＞クラブの1回当たりの参加人数は平均17.4人 → 69円(1人)

パークゴルフ場 : 20円(1人) → 60円(1人) (+200.0%)

(団体使用)

- ④ 回数券、定期券・・・割増率などの見直しにより利用促進を図る

【回数券】 : 11回券(10回分料金) → 6回券(5回分料金) ※パークゴルフは共通を廃止し各区分毎に新設

プール(大人) : 4,000円 → 2,500円

※1回当たり : 364円 → 417円 (+14.6%)

プール(中学生) : 1,000円 → 500円

※1回当たり : 91円 → 83円 (△8.8%)

【定期券】 : 8回相当/月 → 6回相当/月

体育館(大人) : 1,040円 → 1,200円 (+15.4%)

プール(大人) : 3,200円 → 3,000円 (△6.3%)

(2) セラミックアートセンター

- ① 企画展示室、研修室使用料

野幌公民館(ギャラリー)の単価を適用し減額改定、利用促進を図る

企画展示室 : 26,300円(全日) → 19,600円(全日) (△25.5%)

研修室 : 13,800円(全日) → 10,100円(全日) (△26.8%)

- ② 常設展観覧料

貸室の据置の考え方、企画展示室を改修し利用促進を図る考え方に沿って据置

＜参考＞「方針」に沿った算定(大人) : 300円 → 400円

(3) 道路占用料

国の道路占用料改定に伴う、北海道の改定(H23.4)に準じて素案を算定 : 改定率 △6.1%)

(4) 花き栽培技術指導センター、いきいきセンターさわまち

指定管理者による利用が大半を占めるなど、施設の性質から据置

(5) 有料公園施設(専用使用)

他市との比較により据置

(6) 家庭系・事業系廃棄物処理手数料、し尿処理手数料

他市との比較により据置

4. その他利用促進など

(1) 公民館の調理実習室

調理実習の時間的な性質を考慮し、調理実習室のみ12時～18時までの1時間単位での貸し出しを行う。

※条例改正については、今後調整

5. 今後のスケジュール

11月1日(火)～11月8日(火)	各会派説明
11月9日(水)	行政改革推進委員会へ報告
11月9日以降～12月中旬	各種関係団体へ説明
2月上旬	改定案確定
2月中旬	各常任委員会へ説明
3月上旬	定例会提案
4月1日	道路占用料条例施行
4月、5月、9月	広報周知
10月1日	全部施行

使用料・手数料の見直し方針

平成 23 年 8 月

江別市

I . 使用料・手数料の見直しに関する基本方針

使用料・手数料は、様々な行政サービスの中で、そのサービスを利用する特定の人が利益を受けることから、受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。そのため、定期的に見直しを行い料金の体系を精査し、負担の公平性を図る必要があります。

近年、地方行財政を取り巻く環境は大きく変化し、地方自治体の財政状況は極めて厳しい状態にあります。また、地方自治体における行政サービスは、社会情勢の変化に伴い、質・量ともに高度化・拡大し、これらに対応するための行政コストも増加しています。

使用料・手数料の見直しにあたって、コストに見合った応分の負担をしていただくためには、施設の管理運営などに要する経費を明らかにしていく必要があります。このたびの使用料・手数料の見直しは、様々な行政サービスに対する市民相互の負担の公平性を確保し、算定方法を明確化することにより内容の透明性を高めることを基本方針として実施します。

なお、使用料の見直しは、使用料の額にとどまらず、利用しやすさや利用率の向上なども課題とし、積極的に PR を行うことで、身近にありながら使用していなかった施設を利用してもらうため、利用拡大への取り組みについても見直しを行います。

- ◎ 使用料とは・・・地方公共団体の行政財産の使用または公の施設の利用の対価として、その使用者または利用者から徴収するもの。(地方自治法第 225 条)

【例】公民館・体育館の使用料や、郷土資料館の入館料など

- ◎ 手数料とは・・・特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する費用または報酬として徴収するもの。(地方自治法第 227 条)

【例】住民票・印鑑証明書など

1. 受益者負担の原則と公平性の確保

市の行政サービスは、税を根源的な財源としていますが、すべてのサービスを税でまかなうことは困難であり、施設使用の対価としての使用料などにより、施設の建設・維持管理などに係る経費の一部をまかなっています。

使用料が低すぎる場合は、経費の不足分は税金でまかなうことになり、結局、施設を利用しない方、出来ない方もその経費を負担することになります。したがって、サービスを利用する方としない方との「負担の公平性」を考えると、利用する方が応分の負担をすることで、「負担の公平性」が確保されます。

したがって、「受益者負担の原則」に基づき、「原価」について受益者に負担を求めることになりませんが、市も日頃から管理運営経費の節減などに努め、使用料の適正化に努めていきます。

2. 算定方法の明確化

使用料・手数料の設定については、社会情勢の変化に応じた原価算定方式による明確な料金設定基準を設定します。また行政サービスを性質別に分類し、その分類に基づき受益者負担と公費負担の割合を明確にし、市民の理解と協力を得ながら使用料・手数料の見直しを進めます。

それぞれの施設の具体的な分類は別に定めます。

【設定基準の基本事項】

- ① 原価算定方式によるコスト計算を行う。
- ② 行政サービスを性質別に分類する。
- ③ 受益者負担と公費(行政)負担の割合を明確にする。
- ④ 定期的な料金見直しを実施する。

3. 新料金の適用時期

「使用料・手数料の見直し方針」に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、一部を除き平成24年10月を予定しています。

Ⅱ. 使用料について

1. 使用料の算定方法

使用料は、原則として次の基本式により算定します。

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{性質別負担割合}}$$

(1) 「原価」とは、原則として次の式により算定した額です。

- ① 会議室などの専用使用の原価計算・・・1日当たりの原価
(総コスト) ÷ (貸出面積 + 共用部面積) ÷ (年間使用可能日数) × (貸出基礎面積)
- ② 個人利用施設の原価計算・・・1人当たりの原価
(総コスト) ÷ (施設利用者数)

※総コスト・・・施設にかかるコストとして、「人にかかるコスト(人件費)」、「物にかかるコスト(物件費・建設費・維持補修費)」で構成されます。

～人にかかるコスト～

- * 人件費 …… 当該事務に直接従事する人数の費用です。

～物にかかるコスト～

- * 物件費 …… 光熱水費、維持補修費、施設の点検・清掃などの委託料などです。
- * 建設費 …… 施設の再構築価格を耐用年数で除した額です。

※上記の方法で算定することが適切ではない場合は、適正な方法により原価計算します。

(2) 性質別負担割合

市の公共施設は、道路、公園などの日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。

そこで、施設を性質別に分類し、その分類ごとに「受益者負担」と「公費負担」の割合を設定します。

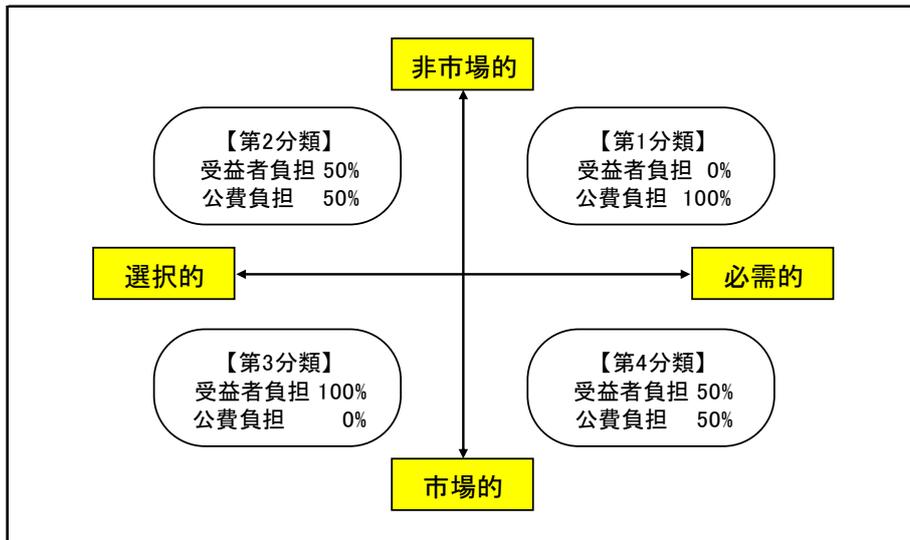
【サービスの分類】

- ① 市民生活上、ほとんどの人が必要とするサービス ……(必需的サービス)
- ② より快適性を求めるなど、個人によって必要性が異なるサービス ……(選択的サービス)
- ③ 市場原理では提供されにくく、行政が中心に提供するサービス ……(非市場的サービス)
- ④ 市場原理により民間でも提供可能なサービス ……(市場的サービス)

上記の①～④に基づく負担の割合は、次の通りとします。

【性質による施設の分類】

- 第1分類（必需的・非市場的）・・・①+③ → 基本的に公費で負担する
- 第2分類（選択的・非市場的）・・・②+③ → コストは受益者と公費で負担する
- 第3分類（選択的・市場的）・・・②+④ → 基本的にコストは受益者が負担する
- 第4分類（必需的・市場的）・・・①+④ → コストは受益者と公費で負担する



Ⅲ. 手数料について

1. 手数料の算定方法

手数料は、原則として次の基本式により算定します。

$$\boxed{\text{手数料}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

(1) 「原価」とは、原則として次の式により算定した額です。

$$(\text{処理に係るコスト}) \div (\text{年間処理件数})$$

※処理に係るコスト・・・その処理にかかる経費で人件費、物件費で構成されます。

* 人件費 …… 当該処理に直接従事する人数の費用です。

* 物件費 …… 消耗品、使用料・賃借料などです。

※法令等に規定のあるものは、その基準に従います。

※上記の方法で算定することが適切でない場合は、適正な方法により原価計算します。

(2) 受益者負担割合

手数料は、特定の者の利益のために発生した事務に係る経費であることから、費用については受益者の100%負担とします。

IV. 使用料・手数料の見直しサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、公共施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために、使用料及び手数料の原価計算は、原則として4年ごとに実施します。

V. 使用料・手数料の改定額の限度

このたびの見直し方針で算出した額が、現行の料金と著しい差が生じた場合の激変緩和のため改定額の限度を設定することとします。

なお、改定幅は近隣類似施設や他市の水準を踏まえ、必要に応じ施設毎に調整できるものとします。

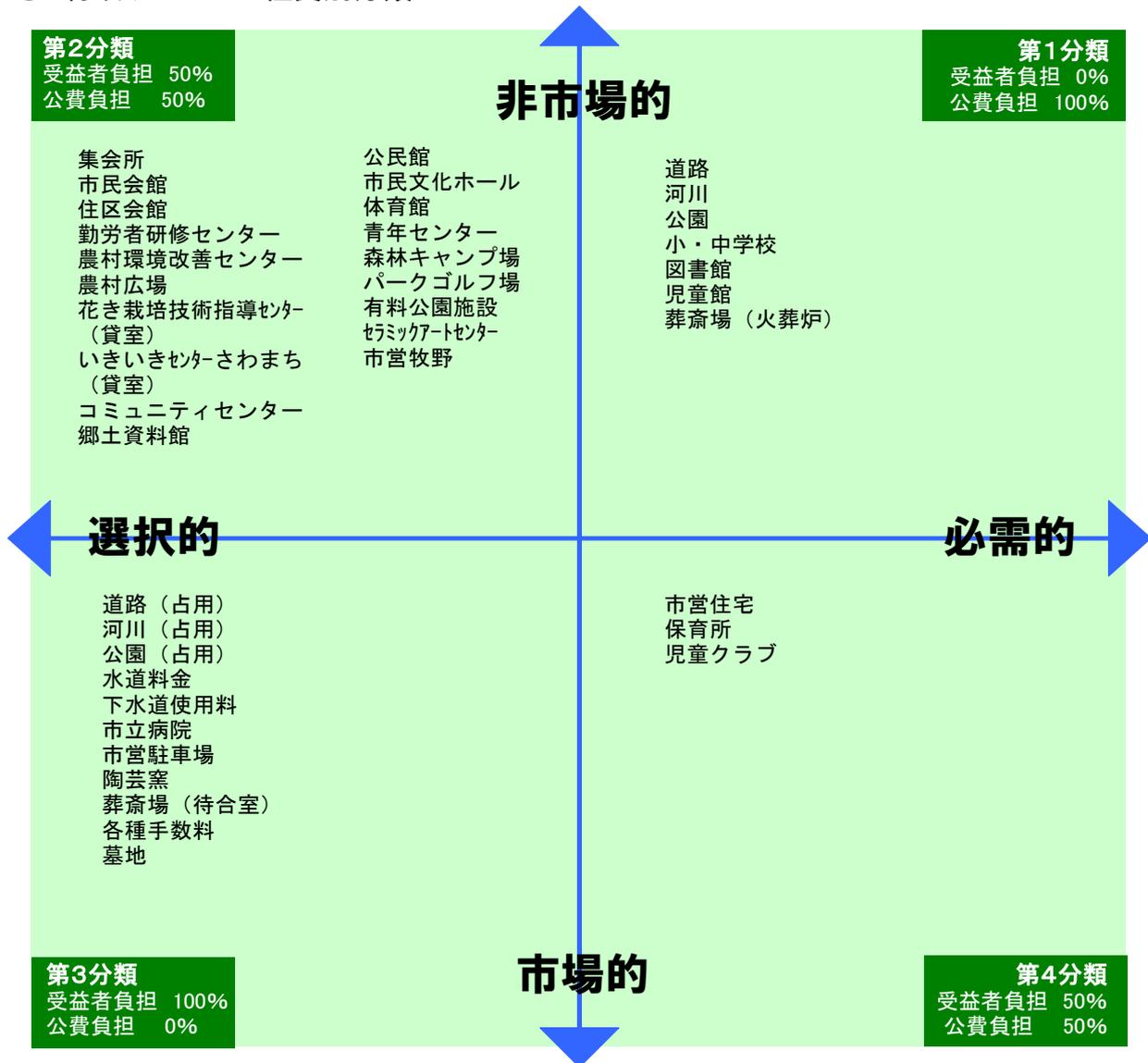
VI. その他

このたびの使用料・手数料の見直しでは、前述の使用料・手数料の額のほかに、受益者負担の原則、利便性の向上を図るため、以下の項目についても検討していきます。

- 「午前・午後・夜間」区分など時間区分のあり方
- 営利目的で使用する場合の使用料のあり方
- 市外者が利用する場合の使用料、受付方法などのあり方
- 減免・免除制度のあり方
- 利用促進の方策の検討

【別紙】

◎ 行政サービスの性質別分類



◎ 使用料・手数料の改定額の限度

現行料金との乖離幅	改定率の限度
±20%未満	据え置き
±20%以上±30%未満	±10%
±30%以上±40%未満	±15%
±40%以上±50%未満	±20%
±50%以上±60%未満	±25%
±60%以上	±30%

※近隣類似施設や他市の水準等を踏まえ、必要に応じ調整できるものとします。

平成23年度 使用料・手数料見直し算定結果及び改定素案

見直し対象	18条例、1規則、1要綱、34施設
-------	-------------------

算定方法	「使用料・手数料の見直し方針(案)」に基づき算出した原価素数と、現行単価の乖離幅により改定率を設定し、改定案を算定した。 また、利用促進、公平性確保の観点も加味し改定案を算定した。
------	---

算定結果	使用料	改定:9施設等、83項目、新設:17項目、据置:260項目 うち、増額:20項目、減額:63項目	【平均改定率】 使用料:△0.94% 手数料:0.84% 全体:0.35% 収入見込増減:+2,186,881円
	手数料	改定:47手数料、67項目、新設5項目、無料化:1項目、据置:251項目 うち、増額:66項目、減額:1項目	

【使用料】

(円)

区分	対象施設等	項目等	単位	使用料単価		改定率 ②/①	使用料収入		備考
				現行 ①	改定案 ②		H22実績 ③	改定後見込 ④	
I.方針に基づく改定	勤労者研修センター	研修室1号	全日	3,900	4,700	20.5%	101,380	129,060	
		研修室2号	全日	7,900	9,500	20.3%	157,480	194,920	
		研修室3号	全日	2,000	2,400	20.0%	27,740	34,220	
		研修室4号	全日	1,700	2,000	17.6%	111,660	133,560	
	東野幌体育館	研修室1	全日	11,700	8,800	-24.8%	237,140	179,270	
		研修室2	全日	7,900	5,900	-25.3%	363,120	269,850	
		会議室	全日	5,400	4,100	-24.1%	259,420	196,090	
		多目的ホール	全日	10,300	7,700	-25.2%	702,101	303,030	
	青年センター(研修棟)	音楽室	全日	10,800	8,600	-20.4%	741,000	590,140	
		研修室1	全日	3,800	2,900	-23.7%	118,170	90,510	
		研修室2	全日	2,400	2,000	-16.7%	0	0	
		サークル室1	全日	2,400	2,000	-16.7%	124,410	103,660	
		サークル室2	全日	2,400	2,000	-16.7%	114,850	94,540	
		サークル室3	全日	2,100	1,600	-23.8%	69,880	52,850	
		調理室	全日	4,900	3,900	-20.4%	17,200	13,900	
		和室	全日	4,600	3,500	-23.9%	68,100	51,400	
	セラミックアートセンター	暗室	全日	1,500	1,100	-26.7%	0	0	
		==窯使用== ガス窯専用(本焼)	1回	36,000	41,000	13.9%	144,000	164,000	
		電気窯Ⅰ(本焼)	1回	3,000	2,600	-13.3%	69,000	59,800	
		電気窯Ⅱ(本焼)	1回	6,000	5,100	-15.0%	144,000	122,400	

区分	対象施設等	項目等	単位	使用料単価		改定率 ②/①	使用料収入		備考
				現行 ①	改定案 ②		H22実績 ③	改定後見込 ④	
Ⅱ.方針に基づく原価計算に加え、政策的判断による改定	青年センター(プール)	==登録クラブ使用==							
		大人	1回	2,000	2,500	25.0%	772,000	965,000	
		高校生	1回	1,200	1,200	0.0%	0	0	大人の50%で設定
		中学生	1回	700	500	-28.6%	0	0	大人の20%で設定
		小学生	1回	600	400	-33.3%	294,600	196,400	大人の16%で設定
		高齢者(65歳以上)	1回	2,000 (実質200)	1,200	500.0%	56,600	339,600	【新設】大人の50%で設定 クラブの9割減免廃止
		==個人使用==							
		大人	1回	400	500	25.0%	639,160	798,950	
		高校生	1回	250	250	0.0%	47,750	47,750	大人の50%で設定
		中学生	1回	100	100	0.0%	50,300	50,300	大人の20%で設定
		小学生	1回	80	80	0.0%	421,600	421,600	大人の16%で設定
		高齢者(65歳以上)	1回	400	250	-37.5%	462,840	289,275	【新設】大人の50%で設定
		==回数券==							
		大人	1冊(11回)	4,000	2,500	-37.5%	315,520	361,340	6回券で設定(5回相当料金)
			1回当たり	364	417	14.6%			
		高校生	1冊(11回)	2,500	1,250	-50.0%	2,500	2,200	6回券で設定(5回相当料金)
			1回当たり	227	208	-8.3%			
		中学生	1冊(11回)	1,000	500	-50.0%	4,000	3,600	6回券で設定(5回相当料金)
			1回当たり	91	83	-8.3%			
		小学生	1冊(11回)	800	400	-50.0%	15,200	13,900	6回券で設定(5回相当料金)
			1回当たり	73	67	-8.3%			
		高齢者(65歳以上)	1冊(11回)	4,000	1,250	-68.8%	228,480	130,830	【新設】大人の50%で設定、6回券
			1回当たり	364	208	-42.7%			
		==定期==							
		大人	1月(8回相当)	3,200	3,000	-6.3%	684,864	642,060	6回相当料金/月で設定
		高校生	1月(8回相当)	2,000	1,500	-25.0%	6,000	4,500	6回相当料金/月で設定
		中学生	1月(8回相当)	800	600	-25.0%	0	0	6回相当料金/月で設定
		小学生	1月(8回相当)	640	480	-25.0%	3,840	2,880	6回相当料金/月で設定
		高齢者(65歳以上)	1月(8回相当)	3,200	1,500	-53.1%	495,936	232,470	【新設】大人の50%で設定、6回相当
		体育館共通		==登録クラブ使用==					
大学生・一般	1回			1,300	2,000	53.8%	3,186,300	4,902,000	
高校生	1回			900	1,000	11.1%	93,600	104,000	大人の50%で設定
小中学生	1回			600	400	-33.3%	654,000	436,000	大人の20%で設定
高齢者(65歳以上)	1回			1,300 (実質130)	1,000	669.2%	172,770	1,329,000	【新設】一般の50%で設定 クラブの9割減免廃止
==個人使用==									
大学生・一般	1回			130	200	53.8%	4,419,470	6,799,184	
高校生	1回			90	100	11.1%	1,153,800	1,282,000	大人の50%で設定
小中学生	1回			60	40	-33.3%	1,363,920	909,280	大人の20%で設定
高齢者(65歳以上)	1回			130	100	-23.1%	3,472,440	2,671,108	【新設】一般の50%で設定
==定期==									
大学生・一般	1冊(8回)			1,040	1,200	15.4%	3,583,507	4,134,816	6回相当料金/月で設定
高校生	1冊(8回)			720	600	-16.7%	77,040	64,200	6回相当料金/月で設定
小中学生	1冊(8回)			480	240	-50.0%	103,200	51,600	6回相当料金/月で設定
高齢者(65歳以上)	1冊(8回)			1,040	600	-42.3%	2,815,613	1,624,392	【新設】一般の50%で設定、6回相当

区分	対象施設等	項目等	単位	使用料単価		改定率 ②/①	使用料収入		備考
				現行 ①	改定案 ②		H22実績 ③	改定後見込 ④	
森林キャンプ場		大人・高校生・大学生	1泊	400	400	0.0%	711,600	711,600	
		〃	日帰	200	200	0.0%	959,200	959,200	
		小中学生	1泊	200	80	-60.0%	98,400	39,360	大人の20%で設定
		〃	日帰	100	40	-60.0%	42,000	16,800	大人の20%で設定
あけぼのパークゴルフ場		大人・高校生・大学生	1R	200	240	20.0%	5,052	6,062	
		〃 追加9H	9H	100	120	20.0%	572	686	
		〃 27H	27H	300	360	20.0%	9,360	11,232	
		〃 1日	1日	500	600	20.0%	20,340	24,408	
		小中学生	1R	100	60	-40.0%	9,700	5,820	大人の20%で設定
		〃 追加9H	9H	50	30	-40.0%	2,400	1,440	大人の20%で設定
		〃 27H	27H	150	90	-40.0%	12,900	7,740	大人の20%で設定
		〃 1日	1日	250	120	-52.0%	9,750	4,680	
		高齢者(65歳以上)	1R	200	120	-40.0%	247,548	148,529	【新設】大人の50%で設定
		〃 追加9H	9H	100	60	-40.0%	28,028	16,817	【新設】大人の50%で設定
		〃 27H	27H	300	180	-40.0%	458,640	275,184	【新設】大人の50%で設定
		〃 1日	1日	500	300	-40.0%	996,660	597,996	【新設】大人の50%で設定
		団体利用(一般)	1R/人	200	240	20.0%	49,140	58,968	
		団体利用(65歳以上)	1R/人	200 (実質20)	60	200.0%	418,140	1,254,420	【新規】「クラブ使用」がないため、大人の25%で設定。9割減免廃止
		共通回数券	1冊	1,000		-100.0%			11枚綴り、1枚100円相当
		回数券(大人・高校・大学)	1冊	1,000	1,200	20.0%	2,860	3,146	6枚綴り
			1R当たり	182	200	10.0%			
		回数券(小中学生)	1冊	1,000	250	-75.0%	0	0	6枚綴り
			1R当たり	91	42	-54.2%			
		回数券(高齢者)	1冊	1,000	600	-40.0%	140,140	77,077	6枚綴り
	1R当たり	182	100	-45.0%					
農村環境改善センター		大学生・一般	1回	130	200	53.8%	172,380	265,200	体育施設個人使用に準拠
		高校生	1回	90	100	11.1%	2,250	2,500	体育施設個人使用に準拠
		小中学生	1回	60	40	-33.3%	5,580	3,720	体育施設個人使用に準拠
有料公園施設 (テニスコート個人利用)		全天候(大人)	1回	130	200	53.8%	221,780	341,200	体育施設個人使用に準拠
		全天候(高校)	1回	90	100	11.1%	12,150	13,500	体育施設個人使用に準拠
		全天候(小中)	1回	60	40	-33.3%	79,500	53,000	体育施設個人使用に準拠
		クレー(大人)	1回	70	100	42.9%	129,430	184,900	全天候の50%で設定
		クレー(高校)	1回	50	50	0.0%	4,550	4,550	全天候の50%で設定
		クレー(小中)	1回	30	20	-33.3%	35,880	23,920	全天候の50%で設定
セラミックアートセンター		==各室使用料==							
		企画展示室	全日	26,300	19,600	-25.5%	0	0	公民館単価/m ² を適用
		研修室	全日	13,800	10,100	-26.8%	8,800	6,400	公民館単価/m ² を適用
道路占用		電柱、ガス管等38項目	平均	21,011	19,724	-6.1%	39,471,440	34,942,541	道条例改正(H23.4)に伴い改定

【手数料】

区分	手数料名称	単位	使用料単価		改定率 ②/①	使用料収入		備考
			現行 ①	改定案 ②		H22実績 ③	改定後見込 ④	
方針に基づく 改定	～住民記録、戸籍関係手数料～							
	住民票記載事項証明手数料	1通	250	300	20.0%	345,000	414,000	
	住民票又は戸籍附票の閲覧手数料	1件	250	300	20.0%	52,250	62,700	
	住民票又は戸籍附票の写し交付手数料	1通	250	300	20.0%	14,474,250	17,369,100	
	住民票の写しの広域交付手数料	1通	250	300	20.0%	6,250	7,500	
	印鑑登録証交付手数料	1通	250	0	-100.0%	1,182,500	0	登録は免除に。再交付は350円
	～市民税関係手数料～							
	納税証明手数料	1税目	350	400	14.3%	416,150	475,600	
	固定資産課税台帳閲覧手数料	1件	250	300	20.0%	68,000	81,600	
	土地建物証明手数料	1筆、1棟	350	400	14.3%	473,900	541,600	
	営業証明手数料	1件	350	400	14.3%	139,700	157,600	
	所得証明手数料	1件	350	400	14.3%	3,617,250	4,134,000	
	租税・公課証明手数料	1件	350	400	14.3%	1,875,300	2,143,200	
	公簿等の閲覧手数料	1件	250	300	20.0%	68,000	81,600	
	～建築関係手数料～							
	確認申請等手数料 (13項目中11項目改定)	1件	4,000～ 140,000	11,000～ 161,000	15.0%～ 40.0%	2,566,000	3,257,000	
	完了検査申請等手数料 (20項目中7項目改定)	1件	9,000～ 15,000	5,000～ 17,000	7.7%～ 22.2%	635,000	744,000	
	中間検査申請等手数料 (9項目中2項目改定)	1件	10,000～ 12,000	12,000～ 13,000	8.3%～ 20.0%	0	0	
	建築許可、認定関係手数料 (25項目中7項目改定)	1件	6,400～ 78,000	8,000～ 86,000	10.3%～ 30.3%	0	0	
	道路の位置の指定の申請手数料	1件		36,000	-	0	0	【新設】
	敷地と道路との関係の許可申請手数料	1件		28,000	-	0	0	【新設】
	法48条ただし書き 政令130条要件該当	1件		92,000	-	0	0	【新設】
	既存の一の建築物について二以上に分けて工事	1件		28,000	-	0	0	【新設】
	〃変更申請手数料	1件		28,000	-	0	0	【新設】
	～その他証明～							
	現況証明手数料	1筆	450	550	22.2%	22,500	27,500	
	現況証明の可否に付随する現地調査手数料	1件	2,600	3,400	30.8%	80,600	105,400	
租税特別措置法による証明手数料	1件	350	450	28.6%	31,850	40,950		
区画整理区域内証明手数料	1件	250	300	20.0%	0	0		
区画整理地積証明手数料	1件	250	300	20.0%	6,750	8,100		
町名地番変更証明手数料	1件	250	300	20.0%	24,750	29,700		
区画整理換地処分証明手数料	1件	250	300	20.0%	0	0		
農用地区域証明手数料	1件	250	300	20.0%	250	300		
転作助成金交付証明手数料	1件	250	300	20.0%	0	0		
道路用地境界証明手数料	1件	250	300	20.0%	5,750	6,900		

区分	手数料名称	単位	使用料単価		改定率 ②/①	使用料収入		備考
			現行 ①	改定案 ②		H22実績 ③	改定後見込 ④	
	無職無収入証明手数料	1通	250	300	20.0%	73,750	88,500	
	不在籍証明手数料	1通	250	300	20.0%			
	不在証明手数料	1通	250	300	20.0%			
	その他(独身証明、婚姻要件具備証明ほか)	1通	250	300	20.0%			
	罹災証明交付手数料	1件	250	300	20.0%	11,250	13,500	
	その他(農業委員会関係)	1件	250	300	20.0%	17,250	20,700	
	その他(救急搬送証明)	1件	250	300	20.0%	500	600	
	その他(消防水利試験結果証明)	1件	250	300	20.0%	250	300	
	その他(市街化区域証明ほか)	1件	250	300	20.0%	63,250	75,900	
	地籍に関する図書・公簿等の閲覧手数料	1件	250	300	20.0%	476,550	571,800	
	確認申請副本写しの交付手数料	1件	250	300	20.0%	55,250	66,300	
	地籍図写しの交付手数料(1,200cm ² 以下)	1枚	550	600	9.1%	353,650	385,800	
	土地の表示の変更の嘱託登記手数料	1件	3,000	3,900	30.0%	9,000	11,700	
	〃	1筆増ごと	500	650	30.0%	3,500	4,550	
	登記名義人の表示の変更・更正の嘱託登記手数料	1件	3,000	3,900	30.0%	0	0	
	〃	1筆増ごと	500	650	30.0%	0	0	
	所有権移転の嘱託登記手数料	1件	7,000	8,700	24.3%	112,000	139,200	
	〃	1筆増ごと	500	650	30.0%	53,000	68,900	

使用料手数料見直し算定原価及び改定素案一覧表

平成23年10月24日現在
(円、%)

区分	面積又は単位(m)	現行単価①	算定原価②	比較			改定案④	比較		使用料収入			備考
				③(②-①)	乖離幅(②/①-1)*100	平均乖離幅		⑤(④-①)	改定率(④/①-1)*100	H22実績⑥	改定後見込⑦	増減⑧(⑦-⑥)	
大麻集会所													【減免】 ・学校、自治会、社会教育団体など…5割
会議室1号	174.96	6,500	7,555	1,055	16.23%	1.95%	据置	0	0.0%	1,204,140	1,204,140	0	
会議室2号	102.96	4,200	4,446	246	5.86%		据置	0	0.0%				
日本間	24.30	2,100	1,049	-1,051	-50.05%		据置	0	0.0%				
市民会館													【減免】 ・社会教育、福祉、文化等の増進に寄与する行事…大ホール、楽屋につき5割 ・準備、練習…8割 【割増】 ・営利目的…10割増 ・入場料徴収…20割増 【区分以外の貸出】 ・12:00~13:00…「午後」の3割 ・17:00~18:00、~9:00、21:00~…1時間ごとに「夜間」の3割
大ホール(平日)	918.00	78,500	64,833	-13,667	-17.4%	-15.56%	据置	0	0.0%	31,585,315	31,585,315	0	
大ホール(土日)	918.00	94,200	77,800	-16,400	-17.4%		据置	0	0.0%			「平日」×1.2	
ホワイエ	453.36	32,300	32,018	-282	-0.9%		据置	0	0.0%			「平日」×1.2	
小ホール(平日)	377.40	32,300	26,654	-5,646	-17.5%		据置	0	0.0%				
小ホール(土日)	377.40	38,800	31,984	-6,816	-17.6%		据置	0	0.0%				
11号会議室	27.00	2,300	1,907	-393	-17.1%		据置	0	0.0%				
21号会議室	177.32	15,200	12,523	-2,677	-17.6%		据置	0	0.0%				
22号会議室	37.50	6,400	5,297	-1,103	-17.2%		据置	0	0.0%				
23号会議室	58.93	5,000	4,162	-838	-16.8%		据置	0	0.0%				
31号会議室	61.20	5,200	4,322	-878	-16.9%		据置	0	0.0%				
32号会議室	61.20	5,200	4,322	-878	-16.9%		据置	0	0.0%				
33号会議室	45.00	3,800	3,178	-622	-16.4%		据置	0	0.0%				
35号会議室	34.06	2,900	2,405	-495	-17.1%		据置	0	0.0%				
36号会議室	56.40	5,000	3,983	-1,017	-20.3%		据置	0	0.0%				
37号会議室	223.20	19,100	15,763	-3,337	-17.5%		据置	0	0.0%				
和室1号室	14.55	1,500	1,028	-472	-31.5%		据置	0	0.0%				
和室2号室	43.65	3,800	3,083	-717	-18.9%		据置	0	0.0%				
楽屋1号室	22.07	2,100	1,559	-541	-25.8%		据置	0	0.0%				
楽屋2号室	18.06	1,800	1,275	-525	-29.2%		据置	0	0.0%				
楽屋3号室	18.06	1,800	1,275	-525	-29.2%		据置	0	0.0%				
楽屋5号室	47.45	4,200	3,351	-849	-20.2%	据置	0	0.0%					
楽屋6号室	24.15	2,100	1,706	-394	-18.8%	据置	0	0.0%					
葬斎場													市民は無料
13歳以上(市外者)	1体	20,000	20,596	596	2.98%	2.66%	据置	0	0.0%	16,233,750	16,233,750	0	
13歳未満 "	1体	16,000	16,478	478	2.99%		据置	0	0.0%			「13歳以上」の80%	
死胎 "	1体	10,000	10,299	299	2.99%		据置	0	0.0%			「13歳以上」の50%	
埋葬死体 "	1体	5,000	5,150	150	3.00%		据置	0	0.0%			「死胎」の50%	
身体の一部	1kg	900	927	27	3.00%		据置	0	0.0%			「死胎」の9%	
胞衣・産わい物	1kg	550	479	-71	-12.91%		据置	0	0.0%				
その他	1kg	550	479	-71	-12.91%		据置	0	0.0%				
待合室	1室	10,000	10,907	907	9.07%		9.07%	据置	0	0.0%			
(動物死体収骨有)	1匹	4,100	3,932	-168	-4.10%		-4.10%	据置	0	0.0%			
住区会館													【減免】 ・自治会、老人クラブ、社会教育関係団体(少年育成団体)、小中学校、特別支援学校、幼稚園…10割 ・半数以上が満65歳以上の団体…9割 ・地域サークル、上記以外の社会教育関係団体、社会福祉団体、上記以外の学校…5割
区画整理記念会館													
会議室1号	57.00	3,400	2,915	-485	-14.26%	-14.84%	据置	0	0.0%	5,079,490	5,079,490	0	
会議室2号	57.00	3,400	2,915	-485	-14.26%		据置	0	0.0%				
会議室3号	57.00	3,400	2,915	-485	-14.26%		据置	0	0.0%				
会議室4号	25.20	1,500	1,289	-211	-14.07%		据置	0	0.0%				
和室1号	19.40	1,200	992	-208	-17.33%		据置	0	0.0%				
和室2号	23.80	1,500	1,217	-283	-18.87%		据置	0	0.0%				
調理実習室	57.00	3,400	2,915	-485	-14.26%		据置	0	0.0%				
野幌公会堂													
会議室	69.40	3,500	3,549	49	1.40%	10.38%	据置	0	0.0%				
和室1号	99.00	4,000	5,063	1,063	26.58%		据置	0	0.0%				
和室2号	29.70	2,000	1,519	-481	-24.05%		据置	0	0.0%				
和室3号	49.00	2,700	2,506	-194	-7.19%		据置	0	0.0%				
和室4号	19.90	1,200	1,018	-182	-15.17%		据置	0	0.0%				
調理実習室	38.90	2,300	1,989	-311	-13.52%		据置	0	0.0%				
野幌鉄南地区センター													
会議室1号	60.00	3,400	3,068	-332	-9.76%	-11.44%	据置	0	0.0%				
会議室2号	60.00	3,400	3,068	-332	-9.76%		据置	0	0.0%				
会議室3号	60.00	3,400	3,068	-332	-9.76%		据置	0	0.0%				
会議室4号	25.20	1,500	1,289	-211	-14.07%		据置	0	0.0%				
和室1号	27.00	1,500	1,381	-119	-7.93%		据置	0	0.0%				
和室2号	21.60	1,500	1,105	-395	-26.33%		据置	0	0.0%				
調理実習室	51.00	2,900	2,608	-292	-10.07%		据置	0	0.0%				

区分	面積又は単位 (㎡)	現行単価 ①	算定原価 ②	比較			改定案 ④	比較		使用料収入			備考 現行の体系での 減免規定など
				③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100	平均 乖離幅		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22実績 ⑥	改定後見込 ⑦	増減⑧ (⑦-⑥)	
大麻東地区センター													
大会議室	185.30	11,000	9,476	-1,524	-13.85%	-16.75%	据置	0	0.0%				
小会議室	35.30	2,300	1,805	-495	-21.52%		据置	0	0.0%				
和室1号	21.40	1,500	1,094	-406	-27.07%		据置	0	0.0%				
和室2号	24.40	1,500	1,248	-252	-16.80%		据置	0	0.0%				
調理実習室	54.30	3,400	2,777	-623	-18.32%		据置	0	0.0%				
文京台地区センター													
大会議室	199.70	11,500	10,213	-1,287	-11.19%	-12.69%	据置	0	0.0%				
会議室	105.70	6,200	5,406	-794	-12.81%		据置	0	0.0%				
和室1号	34.00	2,100	1,739	-361	-17.19%		据置	0	0.0%				
和室2号	29.30	1,800	1,498	-302	-16.78%		据置	0	0.0%				
和室3号	22.60	1,500	1,156	-344	-22.93%		据置	0	0.0%				
調理実習室	80.00	4,500	4,091	-409	-9.09%		据置	0	0.0%				
老人集会室	86.20	5,100	4,408	-692	-13.57%		据置	0	0.0%				
児童集会室	82.70	4,800	4,229	-571	-11.90%		据置	0	0.0%				
豊幌地区センター													
会議室1号	139.00	7,400	7,108	-292	-3.95%	-6.82%	据置	0	0.0%				
会議室2号	55.90	3,100	2,859	-241	-7.77%		据置	0	0.0%				
会議室3号	28.70	1,500	1,468	-32	-2.13%		据置	0	0.0%				
和室1号	24.40	1,500	1,248	-252	-16.80%		据置	0	0.0%				
和室2号	25.30	1,500	1,294	-206	-13.73%		据置	0	0.0%				
大麻西地区センター													
会議室1号	108.00	5,700	5,523	-177	-3.11%	-6.79%	据置	0	0.0%				
会議室2号	82.00	4,300	4,193	-107	-2.49%		据置	0	0.0%				
会議室3号	48.00	2,600	2,455	-145	-5.58%		据置	0	0.0%				
会議室4号	30.10	1,800	1,539	-261	-14.50%		据置	0	0.0%				
和室1号	30.00	1,800	1,534	-266	-14.78%		据置	0	0.0%				
和室2号	30.00	1,800	1,534	-266	-14.78%		据置	0	0.0%				
元町地区センター													
会議室1号	127.20	7,000	6,505	-495	-7.07%	-6.76%	据置	0	0.0%				
会議室2号	63.60	3,500	3,253	-247	-7.06%		据置	0	0.0%				
会議室3号	30.00	1,500	1,534	34	2.27%		据置	0	0.0%				
和室1号	43.00	2,300	2,199	-101	-4.39%		据置	0	0.0%				
和室2号	18.80	1,200	961	-239	-19.92%		据置	0	0.0%				
勤労者研修センター										398,260	491,760	93,500	
研修室1号	73.50	3,900	5,609	1,709	43.82%	46.28%	4,700	800	20.5%	101,380	129,060	27,680	【減免】 ・市内の一般企業又は団体等が行う研修・・・8割
研修室2号	153.63	7,900	11,724	3,824	48.41%		9,500	1,600	20.3%	157,480	194,920	37,440	
研修室3号	37.00	2,000	2,823	823	41.15%		2,400	400	20.0%	27,740	34,220	6,480	
研修室4号	33.00	1,700	2,518	818	48.12%		2,000	300	17.6%	111,660	133,560	21,900	
農村環境改善センター										188,450	271,420	82,970	
江北													【減免】 農業者関係組織、身障者手帳受給者・・・無料 小中学校、青少年育成団体・・・10割 社会福祉団体・・・5割 } 体育館に準ずる
多目的ホール	360.00	16,200	15,507	-693	-4.28%	-3.99%	据置	0	0.0%				
〃(個人:小中)	1回	60					40	-20	-33.3%	5,580	3,720	-1,860	
〃(個人:高校)	1回	90					100	10	11.1%	2,250	2,500	250	
〃(個人:一般)	1回	130					200	70	53.8%	172,380	265,200	92,820	
研修室A	25.00	1,100	1,077	-23	-2.09%		据置	0	0.0%				
研修室B	50.00	2,200	2,154	-46	-2.09%		据置	0	0.0%				
研修室C	25.00	1,100	1,077	-23	-2.09%		据置	0	0.0%				
老人クラブ室	39.00	1,800	1,680	-120	-6.67%		据置	0	0.0%				
婦人クラブ室	34.00	1,500	1,465	-35	-2.33%		据置	0	0.0%				
料理実習室	38.00	1,800	1,637	-163	-9.06%		据置	0	0.0%				
保育室A	25.00	1,100	1,077	-23	-2.09%		据置	0	0.0%				
保育室B	25.00	1,100	1,077	-23	-2.09%		据置	0	0.0%				
保育室C	25.00	1,100	1,077	-23	-2.09%		据置	0	0.0%				
保育室D	25.00	1,100	1,077	-23	-2.09%		据置	0	0.0%				
遊戯室	60.00	2,700	2,585	-115	-4.26%		据置	0	0.0%				
野幌													
研修室	52.00	2,400	2,240	-160	-6.67%	-7.30%	据置	0	0.0%				
老人クラブ室	32.00	1,500	1,378	-122	-8.13%		据置	0	0.0%				
婦人クラブ室	24.00	1,100	1,034	-66	-6.00%		据置	0	0.0%				
料理実習室	20.00	900	862	-38	-4.22%		据置	0	0.0%				
保育室A	19.00	900	818	-82	-9.11%		据置	0	0.0%				
保育室B	19.00	900	818	-82	-9.11%		据置	0	0.0%				
遊戯室	32.00	1,500	1,378	-122	-8.13%		据置	0	0.0%				

区分	面積又は単位 (㎡)	現行単価 ①	算定原価 ②	比較			改定案 ④	比較		使用料収入			備考
				③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100	平均乖離幅		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1*100)	H22実績 ⑥	改定後見込 ⑦	増減⑧ (⑦-⑥)	
農村広場													【減免】 ・江別市在住の農業者・・・無料
広場(非営利)	2時間	1,800	2,074	274	15.22%	13.44%	据置	0	0.0%	0	0	0	
〃(営利)	2時間	4,600	5,186	586	12.74%		据置	0	0.0%				
発電機	2時間	600					据置	0	0.0%				
花き栽培技術指導センター													利用実績は指定管理者のみであり、収入はなし。また、施設の性質から改定はなしとする。 【減免】 ・農業者及び農業団体が花き演芸の進行のために使用するとき・・・都度
管理棟										0	0	0	
多目的室	51.03	2,500	4,605	2,105	84.2%		据置	0	0.0%				
選花室	55.08	2,800	4,971	2,171	77.5%		据置	0	0.0%				
定温室	24.30	1,200	2,193	993	82.8%	83.76%	据置	0	0.0%				
冷蔵室A	7.20	300	650	350	116.7%		据置	0	0.0%				
冷蔵室B	9.00	400	812	412	103.0%		据置	0	0.0%				
栽培棟										0	0	0	
1号棟	1400.00	800	10,066	9,266	1158.3%	1157.91%	据置	0	0.0%				
2号棟	1400.00	800	10,066	9,266	1158.3%		据置	0	0.0%				
3号棟	576.00	300	4,141	3,841	1280.3%		据置	0	0.0%				
4号棟	648.00	400	4,659	4,259	1064.8%		据置	0	0.0%				
いきいきセンターさわかち													高齢者福祉施設という施設の性質から、改定なしとする。 【減免】 ・身障者手帳受給者で構成される団体、高齢者福祉に関する社会福祉団体・・・10割 ・半数以上が満65歳以上の団体・・・9割 ・上記以外の社会福祉団体、社会教育関係団体、公益団体・・・5割
各室使用料										477,020	477,020	0	
工芸室	94.96	8,000	12,772	4,772	59.7%	59.57%	据置	0	0.0%				
教養講座室Ⅰ	37.37	3,200	5,026	1,826	57.1%		据置	0	0.0%				
教養講座室Ⅱ	41.07	3,500	5,524	2,024	57.8%		据置	0	0.0%				
娯楽室	39.22	3,300	5,275	1,975	59.8%		据置	0	0.0%				
和室Ⅰ	16.84	1,400	2,264	864	61.7%		据置	0	0.0%				
和室Ⅱ	20.17	1,700	2,712	1,012	59.5%		据置	0	0.0%				
研修室	28.76	2,400	3,867	1,467	61.1%		据置	0	0.0%				
会議室Ⅰ	33.71	2,800	4,533	1,733	61.9%		据置	0	0.0%				
会議室Ⅱ	35.55	3,000	4,781	1,781	59.4%		据置	0	0.0%				
陶芸窯使用料										0	0	0	
陶芸窯(専用本焼)	1回	3,000	1,697	-1,303	-43.43%		据置	0	0.0%				
〃(専用素焼)	1回	1,000	771	-229	-22.90%	-38.29%	据置	0	0.0%				
陶芸窯(共同本焼)	1個	30	17	-13	-43.33%		据置	0	0.0%				
〃(共同素焼)	1個	10	8	-2	-20.00%		据置	0	0.0%				
コミュニティセンター													【減免】 ・小中学校、特別支援学校、幼稚園、社会教育関係団体(少年育成団体)・・・10割 ・半数以上が65歳以上の団体・・・9割 ・上記以外の学校、上記以外の社会教育関係団体、社会福祉団体、公益団体、商工団体・・・5割 【割増】 ・市外者の営利目的・・・3割増(休日は5割増) 【区分以外の貸出】 ・21:00～・・・「夜間」の3割
多目的ホール(客席のみ)	326.00	28,400	27,113	-1,287	-4.5%	2.46%	据置	0	0.0%	1,793,893	1,793,893	0	
ステージ	142.00	7,200	11,810	4,610	64.0%		据置	0	0.0%				
多目的ホール(ステージ含)	468.00	35,600	38,922	3,322	9.3%		据置	0	0.0%				
会議室	52.00	4,500	4,325	-175	-3.9%		据置	0	0.0%				
控室	30.00	2,600	2,495	-105	-4.0%		据置	0	0.0%				
ふれあい広場/1㎡	151.00	85	83	-2	-2.4%		据置	0	0.0%				
郷土資料館													【減免】 ・身障者手帳受給者・・・無料 ・教職員が引率する市内小中学生の団体・・・都度
本館										368,460	368,460	0	
個人 大人	1回	200	210	10	5.00%	5.00%	据置	0	0.0%				
〃 小中	1回	100	105	5	5.00%		据置	0	0.0%			「個人大人」の50%	
団体 大人	1人1回	160	168	8	5.00%		据置	0	0.0%			「個人大人」の80%	
〃 小中	1人1回	80	84	4	5.00%		据置	0	0.0%			「団体大人」の50%	
分館													
個人 大人	1回	100	105	5	5.00%	5.19%	据置	0	0.0%				
〃 小中	1回	50	53	3	6.00%		据置	0	0.0%			「個人大人」の50%	
団体 大人	1人1回	80	84	4	5.00%		据置	0	0.0%			「個人大人」の80%	
〃 小中	1人1回	40	42	2	5.00%		据置	0	0.0%			「団体大人」の50%	
共通													
個人 大人	1回	240	252	12	5.00%	3.18%	据置	0	0.0%				
〃 小中	1回	120	126	6	5.00%		据置	0	0.0%			本館「個人大人」×1.2 本館「個人小中」×1.2	
団体 大人	1人1回	200	202	2	1.00%		据置	0	0.0%			本館「団体大人」×1.2	
〃 小中	1人1回	100	101	1	1.00%		据置	0	0.0%			本館「団体小中」×1.2	

区分	面積又は単位 (㎡)	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考		
				③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		平均乖離幅	⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22実績 ⑥	改定後見込 ⑦		増減⑧ (⑦-⑥)	
公民館										7,031,766	7,031,766	0	【減免】 ・小中学校、特別支援学校、幼稚園、社会教育関係団体(少年育成関係団体)・・・10割 ・半数以上が65歳以上の団体・・・9割 ・上記以外の学校、上記以外の社会教育関係団体、公益団体、社会福祉団体・・・5割 【区分以外の貸出】 ・21:00～・・・「夜間」の3割増	
中央公民館										1,137,090	1,137,090	0		
	調理実習室	104.00	9,100	8,738	-362	-4.0%	-3.77%	据置	0	0.0%				
	児童室	57.00	5,000	4,789	-211	-4.2%		据置	0	0.0%				
	研修室1号	52.00	4,500	4,369	-131	-2.9%		据置	0	0.0%				
	研修室2号	83.00	7,200	6,974	-226	-3.1%		据置	0	0.0%				
	研修室3号	82.00	7,200	6,890	-310	-4.3%		据置	0	0.0%				
	工芸室	80.00	7,000	6,722	-278	-4.0%		据置	0	0.0%				
	和室1号	92.00	8,000	7,730	-270	-3.4%		据置	0	0.0%				
	和室2号	49.00	4,300	4,117	-183	-4.3%		据置	0	0.0%				
野幌公民館										3,266,076	3,266,076	0		
	ギャラリー	125.00	10,500	10,502	2	0.0%	0.05%	据置	0	0.0%				
	ホール(含ステージ)	376.00	32,800	31,591	-1,209	-3.7%		据置	0	0.0%				
	ホール(客席のみ)	290.00	25,300	24,366	-934	-3.7%		据置	0	0.0%				
	児童室	53.00	4,200	4,453	253	6.0%		据置	0	0.0%				
	特別会議室	30.00	2,400	2,521	121	5.0%		据置	0	0.0%				
	和室1号	51.00	4,200	4,285	85	2.0%		据置	0	0.0%				
	和室2号	34.00	2,700	2,857	157	5.8%		据置	0	0.0%				
	調理実習室	99.00	8,100	8,318	218	2.7%		据置	0	0.0%				
	研修室1号	43.00	3,400	3,613	213	6.3%		据置	0	0.0%				
	研修室2号	55.00	4,200	4,621	421	10.0%		据置	0	0.0%				
	研修室3号	71.00	5,900	5,965	65	1.1%		据置	0	0.0%				
	研修室4号	77.00	6,200	6,470	270	4.4%		据置	0	0.0%				
	研修室5号	94.00	7,400	7,898	498	6.7%		据置	0	0.0%				
	工芸室	129.00	10,500	10,839	339	3.2%		据置	0	0.0%				
	視聴覚室	133.00	11,600	11,175	-425	-3.7%	据置	0	0.0%					
大麻公民館										2,628,600	2,628,600	0		
	ギャラリー	118.00	10,900	9,914	-986	-9.0%	-8.61%	据置	0	0.0%				
	研修室1号	96.00	8,800	8,066	-734	-8.3%		据置	0	0.0%				
	研修室2号	166.00	15,300	13,947	-1,353	-8.8%		据置	0	0.0%				
	研修室3号	63.00	5,800	5,293	-507	-8.7%		据置	0	0.0%				
	研修室4号	56.00	5,200	4,705	-495	-9.5%		据置	0	0.0%				
	視聴覚室	64.00	5,900	5,377	-523	-8.9%		据置	0	0.0%				
	和室1号	44.00	4,000	3,697	-303	-7.6%		据置	0	0.0%				
	和室2号	58.00	5,300	4,873	-427	-8.1%		据置	0	0.0%				
	工芸室	95.00	8,700	7,982	-718	-8.3%		据置	0	0.0%				
	調理実習室	108.00	9,900	9,074	-826	-8.3%		据置	0	0.0%				
市民文化ホール										8,944,667	8,944,667	0	【減免】 ・学校教育法第1条の学校、社会教育団体、文化団体、公益団体、社会福祉団体・・・5割 ・準備、練習・・・7割 【割増】 ・営利目的・・・10割増 ・入場料徴収・・・20割増 【区分以外の貸出】 ・12:00～13:00・・・「午後」の3割 ・17:00～18:00、21:00～9:00・・・1時間につき「夜間」の3割	
	ホール(平日)	580.00	57,100	53,899	-3,201	-5.6%	-6.61%	据置	0	0.0%				
	ホール(土日休)	580.00	68,500	64,679	-3,821	-5.6%		据置	0	0.0%				
	楽屋A	15.00	2,300	1,394	-906	-39.4%		据置	0	0.0%				
	楽屋B	27.00	2,700	2,509	-191	-7.1%		据置	0	0.0%				
	楽屋C	27.00	2,700	2,509	-191	-7.1%		据置	0	0.0%				
	多目的室	39.00	3,800	3,624	-176	-4.6%		据置	0	0.0%				
	リハーサル室	121.00	11,900	11,244	-656	-5.5%		据置	0	0.0%				

区分	面積又は単位 (㎡)	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		平均 乖離幅	改定案 ④	比較		使用料収入			備考
				乖離幅 (②/①-1)*100 ③	乖離幅 (②/①-1)*100 ③			⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22実績 ⑥	改定後見込 ⑦	増減⑧ (⑦-⑥)	
										32,809,590	35,389,385	2,579,795	【減免】 < 体育施設共通 > ~専用使用~ ・小中学校、特別支援学校、幼稚園、社会教育関係団体(少年育成関係団体)・・・10割 ・社会教育関係団体(体育団体)・・・8割 ・上記以外の学校、上記以外の社会教育関係団体、公益団体、社会福祉団体・・・5割 ~専用、登録クラブ、ゴルフ場使用~ ・半数以上が65歳以上の団体・・・9割 ・青年センターの各室、東野幌の研修室、会議室、多目的ホール> ・体育団体・・・5割
体育施設	市民体育館									2,423,950	2,423,950	0	
	体育室	1,701.20	25,000	31,220	6,220	24.88%	据置	0	0.0%				
	柔剣道室	344.20	9,400	12,633	3,233	34.39%	据置	0	0.0%				
	卓球場	213.30	7,000	7,829	829	11.84%	据置	0	0.0%				
	トレーニング室	229.20	10,000	8,412	-1,588	-15.88%	据置	0	0.0%				
	テニスコート	1,337.60	21,500	34,668	13,168	61.25%	据置	0	0.0%				
	弓道場	403.80	10,200	10,466	266	2.61%	据置	0	0.0%				
	相撲場	163.80	6,500	4,245	-2,255	-34.69%	据置	0	0.0%				
	役員放送室	51.40	2,500	1,887	-613	-24.52%	据置	0	0.0%				
	会議室	131.80	8,300	4,837	-3,463	-41.72%	据置	0	0.0%				
	大麻体育館									694,620	694,620	0	
	第1体育室	1,035.00	16,400	18,994	2,594	15.82%	据置	0	0.0%				
	第2体育室	436.00	9,200	8,002	-1,199	-13.03%	据置	0	0.0%				
	第3体育室	500.00	10,700	9,176	-1,524	-14.24%	据置	0	0.0%				
	競技役員室	50.00	2,400	1,835	-565	-23.54%	据置	0	0.0%				
	トレーニング室	98.00	4,600	3,597	-1,003	-21.80%	据置	0	0.0%				
	軽スポーツ室	162.00	7,700	5,946	-1,754	-22.78%	据置	0	0.0%				
	研修室1	54.00	2,600	1,982	-618	-23.77%	据置	0	0.0%				
	研修室2	46.00	2,200	1,688	-512	-23.27%	据置	0	0.0%				
	研修室3	46.00	2,200	1,688	-512	-23.27%	据置	0	0.0%				
	ミーティング室	48.00	2,300	1,762	-538	-23.39%	据置	0	0.0%				
	青年センター(研修棟、体育室)									1,318,290	1,061,680	-256,610	
	音楽室	172.50	10,800	6,331	-4,469	-41.38%	8,600	-2,200	-20.4%	741,000	590,140	-150,860	
	研修室1	49.50	3,800	1,817	-1,983	-52.18%	2,900	-900	-23.7%	118,170	90,510	-27,660	
	研修室2	39.60	2,400	1,453	-947	-39.46%	2,000	-400	-16.7%	0	0	0	
	サークル室1	39.60	2,400	1,453	-947	-39.46%	2,000	-400	-16.7%	124,410	103,660	-20,750	
	サークル室2	39.60	2,400	1,453	-947	-39.46%	2,000	-400	-16.7%	114,850	94,540	-20,310	
	サークル室3	26.00	2,100	954	-1,146	-54.57%	1,600	-500	-23.8%	69,880	52,850	-17,030	
	調理室	68.00	4,900	2,496	-2,404	-49.06%	3,900	-1,000	-20.4%	17,200	13,900	-3,300	
	和室	60.70	4,600	2,228	-2,372	-51.57%	3,500	-1,100	-23.9%	68,100	51,400	-16,700	
	暗室	9.00	1,500	330	-1,170	-78.00%	1,100	-400	-26.7%	0	0	0	
	体育室	720.00	11,400	13,213	1,813	15.90%	据置	0	0.0%	64,680	64,680	0	
	青年センター(プール)									4,501,190	4,502,655	1,465	
	登録クラブ使用									1,123,200	1,501,000	377,800	
	大人	1回	2,000				2,500	500	25.0%	772,000	965,000	193,000	「個人大人」×5人
	高校	1回	1,200				1,200	0	0.0%	0	0	0	「クラブ大人」×50%
	中学	1回	700				500	-200	-28.6%	0	0	0	「クラブ大人」×20%
	小学	1回	600				400	-200	-33.3%	294,600	196,400	-98,200	「クラブ大人」×16%
	高齢者(65歳以上) ※現行単価は9割減免適用後	1回	(200)				1,200	1,000	500.0%	56,600	339,600	283,000	【新設】「クラブ大人」×50%。クラブ使用に関し9割減免は適用しない。
	個人使用									3,377,990	3,001,655	-376,335	
	大人	1回	400	1,953	1,553	388.25%	500	100	25.0%	639,960	798,950	159,990	
	〃(回数券11回)	1冊	4,000				2,500	-1,500	-14.6%	315,520	361,340	45,820	6回券へ
	〃(定期8回)	1月	3,200				3,000	-200	-6.3%	684,864	642,060	-42,804	6回分相当額へ
	高校	1回	250	1,301	1,051	420.40%	250	0	0.0%	47,750	47,750	0	「大人」×50%
	〃(回数券11回)	1冊	2,500				1,250	-1,250	-8.3%	2,500	2,200	-300	6回券へ
	〃(定期8回)	1月	2,000				1,500	-500	-25.0%	6,000	4,500	-1,500	6回分相当額へ
	中学	1回	100	584	484	484.00%	100	0	0.0%	50,300	50,300	0	「大人」×20%
	〃(回数券11回)	1冊	1,000				500	-500	-8.3%	4,000	3,600	-400	6回券へ
	〃(定期8回)	1月	800				600	-200	-25.0%	0	0	0	6回分相当額へ
	小学	1回	80	455	375	468.75%	80	0	0.0%	421,600	421,600	0	「大人」×16%
	〃(回数券11回)	1冊	800				400	-400	-8.3%	15,200	13,900	-1,300	6回券へ
	〃(定期8回)	1月	640				480	-160	-25.0%	3,840	2,880	-960	6回分相当額へ
	高齢者(65歳以上)	1回	(400)				250	-150	-37.5%	462,840	289,275	-173,565	【新設】、「大人」×50%
	〃(回数券11回)	1冊	(4,000)				1,250	-2,750	-42.7%	228,480	130,830	-97,650	【新設】、6回券
	〃(定期8回)	1月	(3,200)				1,500	-1,700	-53.1%	495,936	232,470	-263,466	【新設】、6回分相当額
	東野幌体育館									2,775,880	2,398,900	-376,980	
	研修室1	136.00	11,700	4,992	-6,708	-57.33%	8,800	-2,900	-24.8%	308,610	233,100	-75,510	
	研修室2	92.00	7,900	3,377	-4,523	-57.25%	5,900	-2,000	-25.3%	384,310	285,950	-98,360	
	会議室	63.00	5,400	2,312	-3,088	-57.19%	4,100	-1,300	-24.1%	274,660	207,350	-67,310	
	多目的ホール	122.00	10,300	4,478	-5,822	-56.52%	7,700	-2,600	-25.2%	546,640	410,840	-135,800	
	体育室	862.00	14,200	15,819	1,619	11.40%	据置	0	0.0%	1,261,660	1,261,660	0	

区分	面積又は単位 (㎡)	現行単価 ①	算定原価 ②	比較			改定案 ④	比較			使用料収入			備考 現行の体系での 減免規定など
				③ (2-①)	乖離幅 (②/①-1)*100	平均 乖離幅		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1*100)	H22実績 ⑥	改定後見込 ⑦	増減⑧ (⑦-⑥)		
体育館共通										21,095,660	24,307,580	3,211,920		
登録クラブ使用										4,106,670	6,771,000	2,664,330		
大学生・一般	1回	1,300					2,000	700	53.85%	3,186,300	4,902,000	1,715,700	「個人大人」×10人	
高校生	1回	900					1,000	100	11.11%	93,600	104,000	10,400	「クラブ大人」×50%	
小中学生	1回	600					400	-200	-33.33%	654,000	436,000	-218,000	「クラブ大人」×20%	
高齢者(65歳以上) ※現行単価は9割減適用後	1回	(130)					1,000	870	669.23%	172,770	1,329,000	1,156,230	【新設】「個人大人」×50%。 クラブ使用に関し9割減免は適用しない。	
個人使用										16,988,990	17,536,580	547,590		
大学生・一般	1回	130	299	169	130.00%		200	70	53.85%	4,419,470	6,799,184	2,379,714		
〃(定期8回)	1月	1,040					1,200	160	15.38%	3,583,507	4,134,816	551,309	6回分相当額へ。	
高校生	1回	90	209	119	132.22%		100	10	11.11%	1,153,800	1,282,000	128,200	「大学生・一般」×50%	
〃(定期8回)	1月	720				134.64%	600	-120	-16.67%	77,040	64,200	-12,840	6回分相当額へ	
小中学生	1回	60	149	89	148.33%		40	-20	-33.33%	1,363,920	909,280	-454,640	「大学生・一般」×20%	
〃(定期8回)	1月	480					240	-240	-50.00%	103,200	51,600	-51,600	6回分相当額へ	
高齢者(65歳以上)	1回	(130)					100	-30	-23.08%	3,472,440	2,671,108	-801,332	【新設】「大学生・一般」の50%	
〃(定期8回)	1月	(1,040)					600	-440	-42.31%	2,815,613	1,624,392	-1,191,221	【新設】6回分相当額	
森林キャンプ場										1,811,200	1,726,960	-84,240		
大人・高校生・大学生	一泊	400	472	72	18.00%		据置	0	0.0%	711,600	711,600	0		
〃	日帰	200	236	36	18.00%		据置	0	0.0%	959,200	959,200	0	「一泊」×50%	
小中学生	一泊	200	236	36	18.00%		80	-120	-60.0%	98,400	39,360	-59,040	体育施設にあわせ、「大人」×20%	
〃	日帰り	100	118	18	18.00%		40	-60	-60.0%	42,000	16,800	-25,200	「一泊」×50%	
あけぼのパークゴルフ場										2,411,230	2,494,205	82,975		
大人・高校生・大学生	1R	200	284	84	42.00%		240	40	20.0%	5,052	6,062	1,010		
〃追加9H	-	100	142	42	42.00%		120	20	20.0%	572	686	114		
〃27H	-	300	426	126	42.00%		360	60	20.0%	9,360	11,232	1,872		
〃1日	1日	500	710	210	42.00%		600	100	20.0%	20,340	24,408	4,068		
小中学生 18H	1R	100	142	42	42.00%	42.00%	60	-40	-40.0%	9,700	5,820	-3,880	「大人」の20%	
〃追加9H	-	50	71	21	42.00%		30	-20	-40.0%	2,400	1,440	-960	「大人」の20%	
〃27H	-	150	213	63	42.00%		90	-60	-40.0%	12,900	7,740	-5,160	「大人」の20%	
〃1日	-	250	355	105	42.00%		120	-130	-52.0%	9,750	4,680	-5,070	「大人」の20%	
高齢者(65歳以上) 18H	1R	(200)					120	-80	-40.0%	247,548	148,529	-99,019	【新設】「大人・高校生・大学生」×50%	
〃追加9H	-	(100)					60	-40	-40.0%	28,028	16,817	-11,211	【新設】「大人・高校生・大学生」×50%	
〃27H	-	(300)					180	-120	-40.0%	458,640	275,184	-183,456	【新設】「大人・高校生・大学生」×50%	
〃1日	-	(500)					300	-200	-40.0%	996,660	597,996	-398,664	【新設】「大人・高校生・大学生」×50%	
団体利用(一般)	1R/人	200					240	40	20.0%	49,140	58,968	9,828		
〃(高齢者(65歳以上) ※現行単価は9割減適用後	1R/人	(20)					60	40	200.0%	418,140	1,254,420	836,280	【新設】「大人・高校生・大学生」× 25%/人、団体利用に関し9割減免は 適用しない。	
回数券														
共通回数券(1枚100円相当)	1冊(11枚)	1,000	1,420	420	42.00%	42.00%		-1,000	-100.0%				廃止し、各区分毎に新設	
回数券(大人・高校生・大学生)	1冊(6回)	1,000					1,200	200	10.0%	2,860	3,146	286	6回券へ	
回数券(小中学生)	1冊(6回)	1,000					250	-750	-54.2%	0	0	0	6回券へ	
回数券(高齢者)	1冊(6回)	1,000					600	-400	-45.0%	140,140	77,077	-63,063	6回券へ	
有料公園施設										965,830	1,103,610	137,780	体育施設に準ずる	
飛鳥山公園										300,680	300,680	0		
野球場(職業/非徴収)	時間	2,500	-	-	-	-	据置	0	0.0%				他市の同類施設と比較し、据置	
〃(職業/徴収)	日	75,000	-	-	-	-	据置	0	0.0%					
〃(一般・学生/非徴収)	時間	500	-	-	-	-	据置	0	0.0%					
〃(一般・学生/徴収)	日	13,000	-	-	-	-	据置	0	0.0%					
多目的市民広場	時間	1,200	-	-	-	-	据置	0	0.0%					
共通(テニスコート)										665,150	802,930	137,780		
レー(専用)	1面/日	1,000	-	-	-	-	据置	0	0.0%				他市の同類施設と比較し、据置	
全天候(専用)	1面/日	3,300	-	-	-	-	据置	0	0.0%	181,860	181,860	0		
レー(個人大人)	1回	70					100	30	42.9%	129,430	184,900	55,470	} 全天候*0.5	
〃(個人高校)	1回	50					50	0	0.0%	4,550	4,550	0		
〃(個人小中)	1回	30					20	-10	-33.3%	35,880	23,920	-11,960		
全天候(個人大人)	1回	130					200	70	53.8%	221,780	341,200	119,420	} 体育館に準ずる	
〃(個人高校)	1回	90					100	10	11.1%	12,150	13,500	1,350		
〃(個人小中)	1回	60					40	-20	-33.3%	79,500	53,000	-26,500		

区分	面積又は単位 (㎡)	現行単価 ①	算定原価 ②	比較			改定案 ④	比較			使用料収入			備考 現行の体系での 減免規定など
				③ (2-①)	乖離幅 (2/①-1)*100	平均 乖離幅		⑤ (4-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22実績 ⑥	改定後見込 ⑦	増減⑧ (⑦-⑥)		
セラミックアートセンター											1,696,640	1,683,440	-13,200	
観覧料											655,790	655,790	0	【減免】
常設展(個人大人)	1人1回	300	773	473	157.67%	157.78%	据置	0	0.0%	486,000	486,000	0	貸館据置、施設改修等利用促進を 踏まえ据置 「個人大人」×80%	・身障者手帳受給者…免除 ・市内の小中学校…8割 ・上記以外の学校…5割
〃(個人子供)	1人1回	150	387	237	158.00%		据置	0	0.0%	10,950	10,950	0		
〃(団体大人20人以上)	1人1回	240	619	379	157.92%		据置	0	0.0%	148,140	148,140	0		
〃(団体子供20人以上)	1人1回	120	309	189	157.50%		据置	0	0.0%	10,700	10,700	0		
各室使用料											528,600	526,200	-2,400	【減免】
教室工房(専用使用)	146.90	16,500	18,800	2,300	13.9%	-0.9%	据置	0	0.0%	9,000	9,000	0	・市内の小中学校、特別支援学校…8割 ・上記以外の学校、半数以上が65歳以上の 団体、社会福祉団体、公益団体、社会 教育関係団体…5割	
教室工房(個人使用) (専用使用÷30人)	-	550	600	50	9.1%		据置	0	0.0%	188,350	188,350	0		
レンタル工房(個人使用) (専用使用相当÷10人)	-	1,800	1,300	-500	-27.8%		据置	0	0.0%	322,450	322,450	0		
企画展示室	235.22	26,300	19,600	-6,700	-		19,600	-6,700	-25.5%	0	0	0		算定原価は野幌公民館ギャラリーの 単価/㎡を使用
研修室	121.88	13,800	10,100	-3,700	-	10,100	-3,700	-26.8%	8,800	6,400	-2,400			
設備使用料											512,250	501,450	-10,800	
ガス窯専用(本焼)	1回	36,000	47,869	11,869	32.97%	24.41%	41,000	5,000	13.9%	144,000	164,000	20,000	1回で1200個相当	
〃専用(素焼)	1回	12,000	11,850	-150	-1.25%		据置	0	0.0%	0	0	0		
〃共同(本焼)	1個	30	39	9	30.00%		据置	0	0.0%	44,490	44,490	0		
〃共同(素焼)	1個	10	10	0	0.00%		据置	0	0.0%	109,760	109,760	0		
電気窯I専用(本焼)	1回	3,000	2,054	-947	-31.55%	-26.24%	2,600	-400	-13.3%	69,000	59,800	-9,200	電気窯II*0.5	
〃専用(素焼)	1回	1,000	897	-103	-10.30%		据置	0	0.0%	1,000	1,000	0		
〃共同(本焼)	1個	30	21	-9	-31.55%		据置	0	0.0%	0	0	0		
〃共同(素焼)	1個	10	9	-1	-10.30%		据置	0	0.0%	0	0	0		
電気窯II専用(本焼)	1回	6,000	4,107	-1,893	-31.55%	-26.23%	5,100	-900	-15.0%	144,000	122,400	-21,600	1回で200個相当	
〃専用(素焼)	1回	2,000	1,794	-206	-10.30%		据置	0	0.0%	0	0	0		
〃共同(本焼)	1個	30	21	-9	-30.00%		据置	0	0.0%	0	0	0		
〃共同(素焼)	1個	10	9	-1	-10.00%		据置	0	0.0%	0	0	0		
市営住宅集会所											197,240	197,240	0	【減免】
中央														・自治会(市営住宅入居者)…10割 ・上記以外の自治会、社会教育団体、社 会福祉団体、公益団体…5割
A室	67.10	3,000	2,600	-400	-13.3%	-12.00%	据置	0	0.0%					
B室	18.30	750	700	-50	-6.7%		据置	0	0.0%					
野幌														
A室	46.40	2,150	1,800	-350	-16.3%	-15.29%	据置	0	0.0%					
B室	13.20	600	500	-100	-16.7%		据置	0	0.0%					
C室	13.20	600	500	-100	-16.7%		据置	0	0.0%					
D室	19.90	900	800	-100	-11.1%		据置	0	0.0%					
新栄														
A室	41.20	1,050	1,600	550	52.4%	17.06%	据置	0	0.0%					
B室	16.50	600	600	0	0.0%		据置	0	0.0%					
C室	16.20	600	600	0	0.0%		据置	0	0.0%					
D室	7.20	370	300	-70	-18.9%		据置	0	0.0%					
E室	9.72	370	400	30	8.1%		据置	0	0.0%					
弥生														
A室	77.10	2,400	3,000	600	25.0%	15.73%	据置	0	0.0%					
B室	16.60	600	600	0	0.0%		据置	0	0.0%					
C室	7.90	370	300	-70	-18.9%		据置	0	0.0%					
あけぼの														
A室	58.30	1,950	2,300	350	17.9%	11.72%	据置	0	0.0%					
B室	16.50	600	600	0	0.0%		据置	0	0.0%					
C室	9.90	370	400	30	8.1%		据置	0	0.0%					
D室	21.80	750	800	50	6.7%		据置	0	0.0%					
市営駐車場											22,760,015	22,760,015	0	【減免】
小型自動車(含普通)														・身障者手帳被交付者、療育手帳被交 付者…率規定無し
〃泊まり	250	258	8	3.20%	2.31%	据置	0	0.0%						
〃休日	400	413	13	3.25%		据置	0	0.0%						
2輪自動車	1時間	25	25	0		0.00%	据置	0	0.0%					
〃泊まり	100	100	0	0.00%		据置	0	0.0%						
〃休日	160	160	0	0.00%		据置	0	0.0%						
回数券(60円券)	11枚	600	623	23		3.83%	据置	0	0.0%					
回数券(25円券)	11枚	250	248	-2		-0.80%	据置	0	0.0%					
定期券(小型自動車)	1月	5,600	5,787	187		3.34%	据置	0	0.0%					
定期券(2輪自動車)	1月	2,200	2,182	-18		-0.82%	据置	0	0.0%					

区分	面積又は単位 (㎡)	現行単価 ①	算定原価 ②	比較			改定案 ④	比較		使用料収入			備考	
				③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100	平均 乖離幅		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22実績 ⑥	改定後見込 ⑦	増減⑧ (⑦-⑥)		
道路占用										39,471,440	34,942,541	-4,528,899	道条例に準拠して改正	現在の体系での 減免規定など
法32条1項1号の工作物														
第1種電柱	1本	630	560	-70	-11.11%	-	560	-70	-11.1%					
第2種電柱	1本	970	860	-110	-11.34%	-	860	-110	-11.3%					
第3種電柱	1本	1,300	1,200	-100	-7.69%	-	1,200	-100	-7.7%					
第1種電話柱	1本	560	500	-60	-10.71%	-	500	-60	-10.7%					
第2種電話柱	1本	900	800	-100	-11.11%	-	800	-100	-11.1%					
第3種電話柱	1本	1,200	1,100	-100	-8.33%	-	1,100	-100	-8.3%					
その他の柱類	1本	56	50	-6	-10.71%	-	50	-6	-10.7%					
共架電線その他線類	1m	6	5	-1	-16.67%	-	5	-1	-16.7%					
地下電線その他線類	1m	3	3	0	0.00%	-	3	0	0.0%					
路上に設ける変圧器	1個	550	490	-60	-10.91%	-	490	-60	-10.9%					
地下に設ける変圧器	1㎡	340	300	-40	-11.76%	-	300	-40	-11.8%					
変圧塔、公衆電話所	1個	1,100	1,000	-100	-9.09%	-	1,000	-100	-9.1%					
郵便差出箱及び信書便差	1個	470	420	-50	-10.64%	-	420	-50	-10.6%					
広告塔	1㎡	2,000	2,000	0	0.00%	-	2,000	0	0.0%					
その他のもの	1㎡	1,100	1,000	-100	-9.09%	-	1,000	-100	-9.1%					
法32条1項2号の物件														
外径0.07m未満	1m	24	21	-3	-12.50%	-	21	-3	-12.5%					
外径0.07m以上0.1m未満	1m	34	30	-4	-11.76%	-	30	-4	-11.8%					
外径0.1m以上0.15m未満	1m	51	45	-6	-11.76%	-	45	-6	-11.8%					
外径0.15m以上0.2m未満	1m	67	60	-7	-10.45%	-	60	-7	-10.4%					
外径0.2m以上0.3m未満	1m	100	90	-10	-10.00%	-	90	-10	-10.0%					
外径0.3m以上0.4m未満	1m	130	120	-10	-7.69%	-	120	-10	-7.7%					
外径0.4m以上0.7m未満	1m	240	210	-30	-12.50%	-	210	-30	-12.5%					
外径0.7m以上1m未満	1m	340	300	-40	-11.76%	-	300	-40	-11.8%					
外径1m以上	1m	670	600	-70	-10.45%	-	600	-70	-10.4%					
法32条1項3号及び4号の施設														
	1㎡	1,100	1,000	-100	-9.09%	-	1,000	-100	-9.1%					
法32条1項6号の施設														
一時的に設けるもの	1㎡/日	20	20	0	0.00%	-	20	0	0.0%					
その他のもの	1㎡/月	200	200	0	0.00%	-	200	0	0.0%					
令7条1号の物件														
看板(一時的)	1㎡/月	200	200	0	0.00%	-	200	0	0.0%					
〃(その他)	1㎡	2,000	2,000	0	0.00%	-	2,000	0	0.0%					
標識	1本	900	800	-100	-11.11%	-	800	-100	-11.1%					
旗ざお(一時的)	1本/日	20	20	0	0.00%	-	20	0	0.0%					
〃(その他)	1本/月	200	200	0	0.00%	-	200	0	0.0%					
幕(一時的)	1㎡/日	20	20	0	0.00%	-	20	0	0.0%					
〃(その他)	1㎡/月	200	200	0	0.00%	-	200	0	0.0%					
アーチ(車道を横断)	1基/月	2,000	2,000	0	0.00%	-	2,000	0	0.0%					
〃(その他)	1基/月	1,000	1,000	0	0.00%	-	1,000	0	0.0%					
令7条2号の工事用施設、第3号の工事用材料														
	1㎡/月	200	200	0	0.00%	-	200	0	0.0%					
令7条4号の仮設建築物、第5号の施設														
	1㎡/月	110	100	-10	-9.09%	-	100	-10	-9.1%					

手数料見直し算定原価及び改定案一覧表

● 江別市手数料条例 別表第1関係

(円)

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
1 犬の登録手数料	市民生活課	1頭	3,000	2,533	-467	-15.6%	据置	0	0.0%	1,548,000	1,548,000	0	
2 狂犬病予防注射済票交付手数料	市民生活課	1件	550	537	-13	-2.4%	据置	0	0.0%	2,811,050	2,811,050	0	
3 犬の鑑札の再交付手数料	市民生活課	1件	1,600	1,284	-316	-19.8%	据置	0	0.0%	1,600	1,600	0	
4 狂犬病予防注射済票再交付手数料	市民生活課	1件	340	392	52	15.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
5 鳥獣飼養登録票交付手数料	環境課	1件	3,400	3,445	45	1.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
6 鳥獣飼養登録更新手数料	環境課	1件	3,400	3,445	45	1.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
7 鳥獣飼養登録票再交付手数料	環境課	1件	3,400	3,445	45	1.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
8 動物の飼養又は収容の許可申請手数料	農業振興課	1件	8,400	8,393	-7	-0.1%	据置	0	0.0%	0	0	0	
9 確認申請等手数料													
30㎡以内	建築指導課	1件	5,000	13,000	8,000	160.0%	6,500	1,500	30.0%	165,000	214,500	49,500	
30㎡超え100㎡以内	建築指導課	1件	9,000	20,000	11,000	122.2%	12,000	3,000	33.3%	225,000	300,000	75,000	
100㎡超え200㎡以内	建築指導課	1件	14,000	28,000	14,000	100.0%	18,000	4,000	28.6%	1,204,000	1,548,000	344,000	
200㎡超え500㎡以内	建築指導課	1件	19,000	37,000	18,000	94.7%	25,000	6,000	31.6%	152,000	200,000	48,000	
500㎡超え1,000㎡以内	建築指導課	1件	34,000	60,000	26,000	76.5%	44,000	10,000	29.4%	68,000	88,000	20,000	
1,000㎡超え2,000㎡以内	建築指導課	1件	48,000	78,000	30,000	62.5%	62,000	14,000	29.2%	0	0	0	
2,000㎡超え10,000㎡以内	建築指導課	1件	140,000	192,000	52,000	37.1%	161,000	21,000	15.0%	560,000	644,000	84,000	
10,000㎡超え50,000㎡以内	建築指導課	1件	240,000	267,000	27,000	11.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
50,000㎡超え	建築指導課	1件	460,000	472,000	12,000	2.6%	据置	0	0.0%	0	0	0	
建築設備	建築指導課	1件	9,000	17,000	8,000	88.9%	12,000	3,000	33.3%	72,000	96,000	24,000	
建築設備(変更)	建築指導課	1件	5,000	15,000	10,000	200.0%	6,500	1,500	30.0%	0	0	0	
工作物	建築指導課	1件	8,000	14,000	6,000	75.0%	10,000	2,000	25.0%	120,000	150,000	30,000	
工作物(変更)	建築指導課	1件	4,000	13,000	9,000	225.0%	5,000	1,000	25.0%	0	0	0	

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考	
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)		
9の2	構造計算に係る適合性判定手数料													
	ア 国交大臣が定めた方法													
	1,000㎡以内	建築指導課	1件	160,000	150,000	-10,000	-6.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
	1,000㎡超え2,000㎡以内	建築指導課	1件	210,000	210,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
	2,000㎡超え10,000㎡以内	建築指導課	1件	240,000	240,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	240,000	240,000	0	H18新設
	10,000㎡超え50,000㎡以内	建築指導課	1件	290,000	290,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
	50,000㎡超え	建築指導課	1件	550,000	550,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
	イ 国交大臣の認定を受けたプログラム													
	1,000㎡以内	建築指導課	1件	110,000	109,000	-1,000	-0.9%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
	1,000㎡超え2,000㎡以内	建築指導課	1件	140,000	141,000	1,000	0.7%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
	2,000㎡超え10,000㎡以内	建築指導課	1件	150,000	150,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
	10,000㎡超え50,000㎡以内	建築指導課	1件	170,000	170,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
	50,000㎡超え	建築指導課	1件	310,000	310,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
10	完了検査申請等手数料													
	中間検査受けていない													
	30㎡以内	建築指導課	1件	10,000	14,000	4,000	40.0%	12,000	2,000	20.0%	130,000	156,000	26,000	H18新設
	30㎡超え100㎡以内	建築指導課	1件	12,000	16,000	4,000	33.3%	14,000	2,000	16.7%	288,000	336,000	48,000	H18新設
	100㎡超え200㎡以内	建築指導課	1件	16,000	19,000	3,000	18.8%	据置	0	0.0%	1,152,000	1,152,000	0	H18新設
	200㎡超え500㎡以内	建築指導課	1件	22,000	25,000	3,000	13.6%	据置	0	0.0%	198,000	198,000	0	H18新設
	500㎡超え1,000㎡以内	建築指導課	1件	36,000	38,000	2,000	5.6%	据置	0	0.0%	36,000	36,000	0	H18新設
	1,000㎡超え2,000㎡以内	建築指導課	1件	50,000	52,000	2,000	4.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
	2,000㎡超え10,000㎡以内	建築指導課	1件	120,000	122,000	2,000	1.7%	据置	0	0.0%	360,000	360,000	0	H18新設
	10,000㎡超え50,000㎡以内	建築指導課	1件	190,000	195,000	5,000	2.6%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
	50,000㎡超え	建築指導課	1件	380,000	380,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
中間検査受けた													
30㎡以内	建築指導課	1件	9,000	13,000	4,000	44.4%	11,000	2,000	22.2%	0	0	0	H18新設
30㎡超え100㎡以内	建築指導課	1件	11,000	15,000	4,000	36.4%	13,000	2,000	18.2%	0	0	0	H18新設
100㎡超え200㎡以内	建築指導課	1件	15,000	19,000	4,000	26.7%	17,000	2,000	13.3%	0	0	0	H18新設
200㎡超え500㎡以内	建築指導課	1件	21,000	24,000	3,000	14.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
500㎡超え1,000㎡以内	建築指導課	1件	33,000	36,000	3,000	9.1%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
1,000㎡超え2,000㎡以内	建築指導課	1件	46,000	49,000	3,000	6.5%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
2,000㎡超え10,000㎡以内	建築指導課	1件	110,000	119,000	9,000	8.2%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
10,000㎡超え50,000㎡以内	建築指導課	1件	180,000	192,000	12,000	6.7%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
50,000㎡超え	建築指導課	1件	370,000	370,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	H18新設
建築設備	建築指導課	1件	13,000	16,000	3,000	23.1%	14,000	1,000	7.7%	91,000	98,000	7,000	
工作物	建築指導課	1件	9,000	14,000	5,000	55.6%	11,000	2,000	22.2%	126,000	154,000	28,000	
10/02 中間検査申請等手数料													
30㎡以内	建築指導課	1件	10,000	13,000	3,000	30.0%	12,000	2,000	20.0%	0	0	0	
30㎡超え100㎡以内	建築指導課	1件	12,000	15,000	3,000	25.0%	13,000	1,000	8.3%	0	0	0	
100㎡超え200㎡以内	建築指導課	1件	15,000	17,000	2,000	13.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
200㎡超え500㎡以内	建築指導課	1件	20,000	22,000	2,000	10.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	
500㎡超え1,000㎡以内	建築指導課	1件	32,000	32,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	
1,000㎡超え2,000㎡以内	建築指導課	1件	44,000	43,000	-1,000	-2.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
2,000㎡超え10,000㎡以内	建築指導課	1件	100,000	100,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	
10,000㎡超え50,000㎡以内	建築指導課	1件	170,000	150,000	-20,000	-11.8%	据置	0	0.0%	0	0	0	
50,000㎡超え	建築指導課	1件	330,000	300,000	-30,000	-9.1%	据置	0	0.0%	0	0	0	
11 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	建築指導課	1件	120,000	124,000	4,000	3.3%	据置	0	0.0%	240,000	240,000	0	
12 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	建築指導課	1件	33,000	74,000	41,000	124.2%	43,000	10,000	30.3%	0	0	0	
13 講習便所などの道路内における建築許可申請手数料	建築指導課	1件	33,000	74,000	41,000	124.2%	43,000	10,000	30.3%	0	0	0	
14 道路内における建築認定申請手数料	建築指導課	1件	27,000	28,000	1,000	3.7%	据置	0	0.0%	0	0	0	
15 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	建築指導課	1件	160,000	166,000	6,000	3.8%	据置	0	0.0%	0	0	0	
16 壁面線外における建築許可申請手数料	建築指導課	1件	160,000	166,000	6,000	3.8%	据置	0	0.0%	0	0	0	
17 用途地域における建築等許可申請手数料	建築指導課	1件	180,000	182,000	2,000	1.1%	据置	0	0.0%	180,000	180,000	0	
18 特殊建築物等敷地許可申請手数料	建築指導課	1件	160,000	166,000	6,000	3.8%	据置	0	0.0%	160,000	160,000	0	
19 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	建築指導課	1件	160,000	166,000	6,000	3.8%	据置	0	0.0%	0	0	0	
20 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築指導課	1件	33,000	72,000	39,000	118.2%	43,000	10,000	30.3%	0	0	0	
21 建築物の高さの特例認定申請手数料	建築指導課	1件	27,000	28,000	1,000	3.7%	据置	0	0.0%	0	0	0	
22 建築物の高さの許可申請手数料	建築指導課	1件	160,000	166,000	6,000	3.8%	据置	0	0.0%	0	0	0	
23 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	建築指導課	1件	160,000	166,000	6,000	3.8%	据置	0	0.0%	0	0	0	
24 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築指導課	1件	27,000	28,000	1,000	3.7%	据置	0	0.0%	0	0	0	

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
25 敷地内に広い空き地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	建築指導課	1件	160,000	166,000	6,000	3.8%	据置	0	0.0%	0	0	0	
26 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	建築指導課	1件	160,000	166,000	6,000	3.8%	据置	0	0.0%	0	0	0	
27 仮設建築物建築許可申請手数料	建築指導課	1件	120,000	124,000	4,000	3.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
28 総合的設計による一の敷地とみなす建築物の特例認定申請手数料	建築指導課	1件	78,000	96,000	18,000	23.1%	86,000	8,000	10.3%	0	0	0	
29 既存建築物を前提とした総合的設計による一の敷地とみなす建築物の特例認定申請手数料	建築指導課	1件	78,000	96,000	18,000	23.1%	86,000	8,000	10.3%	0	0	0	
30 総合的設計による一の敷地とみなす建築物の特例許可申請手数料	建築指導課	1件	160,000	170,000	10,000	6.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
31 既存建築物を前提とした総合的設計による一の敷地とみなす建築物の特例許可申請手数料	建築指導課	1件	160,000	170,000	10,000	6.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
32 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築指導課	1件	78,000	96,000	18,000	23.1%	86,000	8,000	10.3%	0	0	0	
33 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	建築指導課	1件	160,000	170,000	10,000	6.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
34 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	建築指導課	1件	160,000	170,000	10,000	6.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
35 一の敷地とみなす建築物の認定又は許可の取消申請手数料	建築指導課	1件	6,400	10,000	3,600	56.3%	8,000	1,600	25.0%	0	0	0	
新設 道路の位置の指定の申請手数料	建築指導課	1件	-	36,000	-	-	36,000	-	-	0	36,000	36,000	
新設 敷地と道路との関係の許可申請手数料	建築指導課	1件	-	28,000	-	-	28,000	-	-	0	0	0	
新設 法48条各項ただし書き 政令130条要件該当	建築指導課	1件	-	92,000	-	-	92,000	-	-	0	0	0	
新設 既存の一の建築物について二以上に分けて工事をする場合の認定申請手数料	建築指導課	1件	-	28,000	-	-	28,000	-	-	0	0	0	
新設 既存の一の建築物について二以上に分けて工事をする場合の変更申請手数料	建築指導課	1件	-	28,000	-	-	28,000	-	-	0	0	0	

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
36 開発行為許可申請手数料													
自己居住用													
0.1ha未満	区画整理指導課	1件	8,600	8,300	-300	-3.5%	据置	0	0.0%	0	0	0	
0.1ha以上0.3ha未満	区画整理指導課	1件	22,000	21,000	-1,000	-4.5%	据置	0	0.0%	0	0	0	
0.3ha以上0.6ha未満	区画整理指導課	1件	43,000	42,000	-1,000	-2.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
0.6ha以上1.0ha未満	区画整理指導課	1件	86,000	83,000	-3,000	-3.5%	据置	0	0.0%	0	0	0	
1.0ha以上3.0ha未満	区画整理指導課	1件	130,000	130,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	
3.0ha以上6.0ha未満	区画整理指導課	1件	170,000	170,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	
6.0ha以上10.0ha未満	区画整理指導課	1件	220,000	210,000	-10,000	-4.5%	据置	0	0.0%	0	0	0	
10.0ha以上	区画整理指導課	1件	300,000	290,000	-10,000	-3.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
自己業務用建築、工作物													
0.1ha未満	区画整理指導課	1件	13,000	13,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	
0.1ha以上0.3ha未満	区画整理指導課	1件	30,000	29,000	-1,000	-3.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
0.3ha以上0.6ha未満	区画整理指導課	1件	65,000	63,000	-2,000	-3.1%	据置	0	0.0%	0	0	0	
0.6ha以上1.0ha未満	区画整理指導課	1件	120,000	120,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	
1.0ha以上3.0ha未満	区画整理指導課	1件	200,000	190,000	-10,000	-5.0%	据置	0	0.0%	200,000	200,000	0	
3.0ha以上6.0ha未満	区画整理指導課	1件	270,000	260,000	-10,000	-3.7%	据置	0	0.0%	0	0	0	
6.0ha以上10.0ha未満	区画整理指導課	1件	340,000	330,000	-10,000	-2.9%	据置	0	0.0%	0	0	0	
10.0ha以上	区画整理指導課	1件	480,000	460,000	-20,000	-4.2%	据置	0	0.0%	0	0	0	

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考	
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)		
その他(非自己用)														
		0.1ha未満	区画整理指導課	1件	86,000	83,000	-3,000	-3.5%	据置	0	0.0%	0	0	0
		0.1ha以上0.3ha未満	区画整理指導課	1件	130,000	130,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0
		0.3ha以上0.6ha未満	区画整理指導課	1件	190,000	190,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0
		0.6ha以上1.0ha未満	区画整理指導課	1件	260,000	250,000	-10,000	-3.8%	据置	0	0.0%	0	0	0
		1.0ha以上3.0ha未満	区画整理指導課	1件	390,000	380,000	-10,000	-2.6%	据置	0	0.0%	0	0	0
		3.0ha以上6.0ha未満	区画整理指導課	1件	510,000	490,000	-20,000	-3.9%	据置	0	0.0%	0	0	0
		6.0ha以上10.0ha未満	区画整理指導課	1件	660,000	630,000	-30,000	-4.5%	据置	0	0.0%	0	0	0
		10.0ha以上	区画整理指導課	1件	870,000	840,000	-30,000	-3.4%	据置	0	0.0%	0	0	0
37	開発行為変更許可申請手数料													
自己居住用														
		0.1ha未満	区画整理指導課	1件	860	830	-30	-3.5%	据置	0	0.0%	0	0	0
		0.1ha以上0.3ha未満	区画整理指導課	1件	2,200	2,100	-100	-4.5%	据置	0	0.0%	0	0	0
		0.3ha以上0.6ha未満	区画整理指導課	1件	4,300	4,200	-100	-2.3%	据置	0	0.0%	0	0	0
		0.6ha以上1.0ha未満	区画整理指導課	1件	8,600	8,300	-300	-3.5%	据置	0	0.0%	0	0	0
		1.0ha以上3.0ha未満	区画整理指導課	1件	13,000	13,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0
		3.0ha以上6.0ha未満	区画整理指導課	1件	17,000	17,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0
		6.0ha以上10.0ha未満	区画整理指導課	1件	22,000	21,000	-1,000	-4.5%	据置	0	0.0%	0	0	0
		10.0ha以上	区画整理指導課	1件	30,000	29,000	-1,000	-3.3%	据置	0	0.0%	0	0	0
自己業務用建築、工作物														
		0.1ha未満	区画整理指導課	1件	1,300	1,300	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0
		0.1ha以上0.3ha未満	区画整理指導課	1件	3,000	2,900	-100	-3.3%	据置	0	0.0%	0	0	0
		0.3ha以上0.6ha未満	区画整理指導課	1件	6,500	6,300	-200	-3.1%	据置	0	0.0%	0	0	0
		0.6ha以上1.0ha未満	区画整理指導課	1件	12,000	12,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
1.0ha以上3.0ha未満	区画整理指導課	1件	20,000	19,000	-1,000	-5.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	
3.0ha以上6.0ha未満	区画整理指導課	1件	27,000	26,000	-1,000	-3.7%	据置	0	0.0%	0	0	0	
6.0ha以上10.0ha未満	区画整理指導課	1件	34,000	33,000	-1,000	-2.9%	据置	0	0.0%	0	0	0	
10.0ha以上	区画整理指導課	1件	48,000	46,000	-2,000	-4.2%	据置	0	0.0%	0	0	0	
その他(非自己用)													
0.1ha未満	区画整理指導課	1件	8,600	8,300	-300	-3.5%	据置	0	0.0%	0	0	0	
0.1ha以上0.3ha未満	区画整理指導課	1件	13,000	13,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	
0.3ha以上0.6ha未満	区画整理指導課	1件	19,000	19,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	
0.6ha以上1.0ha未満	区画整理指導課	1件	26,000	25,000	-1,000	-3.8%	据置	0	0.0%	0	0	0	
1.0ha以上3.0ha未満	区画整理指導課	1件	39,000	38,000	-1,000	-2.6%	据置	0	0.0%	0	0	0	
3.0ha以上6.0ha未満	区画整理指導課	1件	51,000	49,000	-2,000	-3.9%	据置	0	0.0%	0	0	0	
6.0ha以上10.0ha未満	区画整理指導課	1件	66,000	63,000	-3,000	-4.5%	据置	0	0.0%	0	0	0	
10.0ha以上	区画整理指導課	1件	87,000	84,000	-3,000	-3.4%	据置	0	0.0%	0	0	0	
その他		1件	10,000	9,595	-405	-4.1%	据置	0	0.0%	10,000	10,000	0	
38 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	区画整理指導課	1件	46,000	44,000	-2,000	-4.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
39 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	区画整理指導課	1件	26,000	24,000	-2,000	-7.7%	据置	0	0.0%	52,000	52,000	0	
40 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料													
0.1ha未満	区画整理指導課	1件	6,900	6,300	-600	-8.7%	据置	0	0.0%	6,900	6,900	0	
0.1ha以上0.3ha未満	区画整理指導課	1件	18,000	17,000	-1,000	-5.6%	据置	0	0.0%	0	0	0	
0.3ha以上0.6ha未満	区画整理指導課	1件	39,000	35,000	-4,000	-10.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
0.6ha以上1.0ha未満	区画整理指導課	1件	69,000	63,000	-6,000	-8.7%	据置	0	0.0%	0	0	0	
1.0ha以上3	区画整理指導課	1件	97,000	88,000	-9,000	-9.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	
41 市街化調整区域内における建築許可不要宅地の確認申請手数料													
1.0ha未満	区画整理指導課	1件	7,400	7,100	-300	-4.1%	据置	0	0.0%	0	0	0	
1.0ha以上	区画整理指導課	1件	12,000	11,000	-1,000	-8.3%	据置	0	0.0%	0	0	0	

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考	
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)		
42	開発許可を受けた地域承継の承認申請手数料													
	自己住宅、自己業務建築物、特定工作物で1ha未満	区画整理指導課	1件	1,700	1,700	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	
	自己業務建築物、特定工作物で1ha以上	区画整理指導課	1件	2,700	2,500	-200	-7.4%	据置	0	0.0%	0	0	0	
	非自己用	区画整理指導課	1件	17,000	17,000	0	0.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	
43	開発登録簿の写しの交付手数料													
		区画整理指導課	1件	470	410	-60	-12.8%	据置	0	0.0%	470	470	0	
44	優良住宅新築認定申請手数料(1,000㎡以上)													
	100㎡以下	建築指導課	1件	6,200	6,826	626	10.1%	据置	0	0.0%	0	0	0	
	100㎡超え500㎡以下	建築指導課	1件	8,600	9,065	465	5.4%	据置	0	0.0%	0	0	0	
	500㎡超え2,000㎡以下	建築指導課	1件	13,000	12,798	-202	-1.6%	据置	0	0.0%	0	0	0	
	2,000㎡超え10,000㎡以下	建築指導課	1件	35,000	36,599	1,599	4.6%	据置	0	0.0%	0	0	0	
	10,000㎡超え50,000㎡以下	建築指導課	1件	43,000	45,251	2,251	5.2%	据置	0	0.0%	0	0	0	
	50,000㎡超え	建築指導課	1件	58,000	60,841	2,841	4.9%	据置	0	0.0%	0	0	0	
45	優良住宅新築確定申請手数料(1,000㎡未満)													
	100㎡以下	建築指導課	1件	6,200	6,826	626	10.1%	据置	0	0.0%	0	0	0	
	100㎡超え500㎡以下	建築指導課	1件	8,600	9,065	465	5.4%	据置	0	0.0%	0	0	0	
	500㎡超え2,000㎡以下	建築指導課	1件	13,000	12,798	-202	-1.6%	据置	0	0.0%	0	0	0	
	2,000㎡超え10,000㎡以下	建築指導課	1件	35,000	36,599	1,599	4.6%	据置	0	0.0%	0	0	0	
	10,000㎡超え	建築指導課	1件	43,000	45,251	2,251	5.2%	据置	0	0.0%	0	0	0	
46	住宅用家屋証明申請手数料													
		市民税課	1件	1,300	1,095	-205	-15.8%	据置	0	0.0%	0	0	0	
47	優良宅地造成認定申請手数料(短期)													
		区画整理指導課	1件	86,000	83,000	-3,000	-3.5%	据置	0	0.0%	0	0	0	
48	優良宅地造成認定申請手数料(超短期)													
		区画整理指導課	1件	86,000	83,000	-3,000	-3.5%	据置	0	0.0%	0	0	0	
49	納税証明手数料													
		市民税課	1税目	350	458	108	30.9%	400	50	14.3%	416,150	475,600	59,450	
50	固定資産課税台帳閲覧手数料													
		市民税課	1件	250	372	122	48.8%	300	50	20.0%	68,000	81,600	13,600	
51	土地建物証明手数料													
		市民税課	1筆、1棟	350	458	108	30.9%	400	50	14.3%	473,900	541,600	67,700	

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
52 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料													
評価機関審査なし													
1戸	建築指導課	1件	49,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
2戸以上5戸以内	建築指導課	1件	111,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
6戸以上10戸以内	建築指導課	1件	175,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
11戸以上30戸以内	建築指導課	1件	343,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
31戸以上50戸以内	建築指導課	1件	612,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
50戸以上100戸以内	建築指導課	1件	1,050,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
101戸以上200戸以内	建築指導課	1件	1,940,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
201戸以上300戸以内	建築指導課	1件	2,771,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
301戸以上	建築指導課	1件	3,394,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	平成21年度新設のため、今回は対象外とする
評価機関審査あり													
1戸	建築指導課	1件	15,000	-	-	-	-	0	0.0%	1,020,000	1,020,000	0	
2戸以上5戸以内	建築指導課	1件	28,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
6戸以上10戸以内	建築指導課	1件	43,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
11戸以上30戸以内	建築指導課	1件	71,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
31戸以上50戸以内	建築指導課	1件	134,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
50戸以上100戸以内	建築指導課	1件	249,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
101戸以上200戸以内	建築指導課	1件	460,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
201戸以上300戸以内	建築指導課	1件	655,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
301戸以上	建築指導課	1件	780,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
53 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料													
工事時期、譲受人決定時期の変更	建築指導課	1件	3,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
評価機関審査なし													
1戸	建築指導課	1件	24,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
2戸以上5戸以内	建築指導課	1件	55,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
6戸以上10戸以内	建築指導課	1件	87,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
11戸以上30戸以内	建築指導課	1件	171,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
31戸以上50戸以内	建築指導課	1件	306,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
50戸以上100戸以内	建築指導課	1件	525,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
101戸以上200戸以内	建築指導課	1件	970,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
201戸以上300戸以内	建築指導課	1件	1,385,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
301戸以上	建築指導課	1件	1,697,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
評価機関審査等あり													
1戸	建築指導課	1件	7,000	-	-	-	-	0	0.0%	7,000	7,000	0	
2戸以上5戸以内	建築指導課	1件	14,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
6戸以上10戸以内	建築指導課	1件	21,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
11戸以上30戸以内	建築指導課	1件	35,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
31戸以上50戸以内	建築指導課	1件	67,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
50戸以上100戸以内	建築指導課	1件	124,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
101戸以上200戸以内	建築指導課	1件	230,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
201戸以上300戸以内	建築指導課	1件	327,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	
301戸以上	建築指導課	1件	390,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	

平成21年度新設のため、今回は対象外とする

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
54 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	建築指導課	1件	4,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	H21年度新設のため今回は対象外
55 長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料	建築指導課	1件	4,000	-	-	-	-	0	0.0%	0	0	0	H21年度新設のため今回は対象外
56 適合通知に係る審査手数料	建築指導課	1件		9の項に掲げる額				0	0.0%	0	0	0	
57 営業証明手数料	市民税課	1件	350	458	108	30.9%	400	50	14.3%	137,900	157,600	19,700	
所得証明手数料	市民税課	1件	350	458	108	30.9%	400	50	14.3%	3,617,250	4,134,000	516,750	
租税・公課証明手数料	市民税課	1件	350	458	108	30.9%	400	50	14.3%	1,875,300	2,143,200	267,900	
住民票記載事項証明手数料	市民課	1通	250	367	117	46.8%	300	50	20.0%	345,000	414,000	69,000	
身分証明手数料	市民課	1通	300	355	55	18.3%	据置	0	0.0%	403,800	403,800	0	
印鑑登録証明手数料	市民課	1通	300	311	11	3.7%	据置	0	0.0%	11,429,100	11,429,100	0	
外国人登録原票記載事項証明手数料	市民課	1通	250	507	257	102.8%	据置	0	0.0%	73,250	73,250	0	H24.7に住基へ統合予定。改定なし。
現況証明手数料	農業委員会	1筆	450	807	357	79.3%	550	100	22.2%	22,500	27,500	5,000	
現況証明の可否に付随する現地調査手数料	農業委員会	1件	2,600	5,146	2,546	97.9%	3,400	800	30.8%	80,600	105,400	24,800	
租税特別措置法による証明手数料	農業委員会	1件	350	807	457	130.6%	450	100	28.6%	31,850	40,950	9,100	
区画整理区域内証明手数料	区画整理指導課	1件	250	405	155	62.0%	300	50	20.0%	0	0	0	
区画整理地積証明手数料	区画整理指導課	1件	250	405	155	62.0%	300	50	20.0%	6,750	8,100	1,350	
町名地番変更証明手数料	区画整理指導課	1件	250	405	155	62.0%	300	50	20.0%	24,750	29,700	4,950	
区画整理換地処分証明手数料	区画整理指導課	1件	250	405	155	62.0%	300	50	20.0%	0	0	0	
農用地区域証明手数料	農業振興課	1件	250	405	155	62.0%	300	50	20.0%	250	300	50	
転作助成金交付証明手数料	農業振興課	1件	250	405	155	62.0%	300	50	20.0%	0	0	0	
道路用地境界証明手数料	土木事務所	1件	250	405	155	62.0%	300	50	20.0%	5,750	6,900	1,150	
無職無収入証明手数料	市民課	1通	250	363	113	45.2%	300	50	20.0%	73,750	88,500	14,750	
不在籍証明手数料	市民課	1通	250	363	113	45.2%	300	50	20.0%				
不在証明手数料	市民課	1通	250	363	113	45.2%	300	50	20.0%				
その他諸証明(独身証明、婚姻要件具備証明ほか)	市民課	1通	250	363	113	45.2%	300	50	20.0%				
罹災証明交付手数料	予防課	1件	250	1,405	1,155	462.0%	300	50	20.0%	11,250	13,500	2,250	

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
その他の証明手数料													
農業委員会関係	農業委員会	1件	250	405	155	62.0%	300	50	20.0%	17,250	20,700	3,450	
救急搬送証明	警防課	1件	250	680	430	172.0%	300	50	20.0%	500	600	100	
消防水利試験結果証明	警防課	1件	250	2,474	2,224	889.6%	300	50	20.0%	250	300	50	
市街化区域証明、ほか	都市計画課	1件	250	405	155	62.0%	300	50	20.0%	63,250	75,900	12,650	
住民票又は戸籍附票の閲覧手数料	市民課	1件	250	367	117	46.8%	300	50	20.0%	52,250	62,700	10,450	
地籍に関する図書・公簿等の閲覧手数料	土木事務所	1件	250	382	132	52.8%	300	50	20.0%	476,550	571,800	95,250	
公簿等の閲覧手数料	市民税課	1件	250	372	122	48.8%	300	50	20.0%	68,000	81,600	13,600	
住民票又は戸籍附票の写しの交付手数料	市民課	1通	250	368	118	47.2%	300	50	20.0%	14,474,250	17,369,100	2,894,850	
住民票の写しの広域交付手数料	市民課	1通	250	507	257	102.8%	300	50	20.0%	6,250	7,500	1,250	
住民基本台帳カードの交付手数料又は再交付手数料	市民課	1通	500	1,467	967	193.4%	据置	0	0.0%	7,500	7,500	0	
外国人登録原票の写しの交付手数料	市民課	1通	250	295	45	18.0%	据置	0	0.0%	0	0	0	H24.7に住基へ統合予定。改定なし。
印鑑登録証交付手数料	市民課	1通	250	507	257	102.8%	0	-250	-100.0%	1,182,500	0	(1,182,500)	無料化。再交付は350円
確認申請副本写しの交付手数料	建築指導課	1件	250	405	155	62.0%	300	50	20.0%	55,250	66,300	11,050	
地籍図写しの交付手数料													
1,200cm以下	土木事務所	1枚	550	711	161	29.3%	600	50	9.1%	353,650	385,800	32,150	
1,200cm超え	土木事務所	1枚	1,200	1,422	222	18.5%	1,200	0	0.0%	40,800	40,800	0	
土地の表示の変更の嘱託登記手数料	農業委員会	1件	3,000	4,897	1,897	63.2%	3,900	900	30.0%	9,000	11,700	2,700	
土地の表示の変更の嘱託登記手数料	農業委員会	1筆増すごとに	500	807	307	61.4%	650	150	30.0%	3,500	4,550	1,050	
登記名義人の表示の変更・更正の嘱託登記手数料	農業委員会	1件	3,000	4,897	1,897	63.2%	3,900	900	30.0%	0	0	0	
登記名義人の表示の変更・更正の嘱託登記手数料	農業委員会	1筆増すごとに	500	807	307	61.4%	650	150	30.0%	0	0	0	
所有権移転の嘱託登記手数料	農業委員会	1件	7,000	10,936	3,936	56.2%	8,700	1,700	24.3%	112,000	139,200	27,200	
所有権移転の嘱託登記手数料	農業委員会	1筆増すごとに	500	807	307	61.4%	650	150	30.0%	53,000	68,900	15,900	

● 江別市手数料条例 別表第2関係

(円)

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入				備考	
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22件数 ⑥	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)		
1 臨時運行許可申請手数料	市民課	1両	750	507	-243	-32.4%	据置	0	0.0%	926	694,500	694,500	0		
2 戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは一部事項証明の交付手数料	市民課	1通	450	355	-95	-21.1%	据置	0	0.0%	16804	7,561,800	7,561,800	0		
3 戸籍記載事項証明手数料	市民課	1件	350	403	53	15.1%	据置	0	0.0%	26	9,100	9,100	0		
4 除籍謄本若しくは抄本又は除籍の全部事項証明書若しくは一部事項証明書の交付手数料	市民課	1通	750	427	-323	-43.1%	据置	0	0.0%	4969	3,726,750	3,726,750	0		
5 除籍記載事項証明手数料	市民課	1通	450	451	1	0.2%	据置	0	0.0%	0	0	0	0		
6 届出の受理又は届出書その他書類の記載事項証明手数料															
通常	市民課	1件	350	451	101	28.9%	据置	0	0.0%	257	89,950	89,950	0		
上質紙	市民課	1件	1,400	1,467	67	4.8%	据置	0	0.0%	3	4,200	4,200	0		
7 届出書その他書類の閲覧手数料	市民課	1件	350	339	-11	-3.1%	据置	0	0.0%	0	0	0	0		
消防関係手数料															
8 仮貯蔵又は取扱い承認申請手数料	予防課	1件	5,400	6,000	600	11.1%	据置	0	0.0%		0	0	0		
9 製造所の設置許可申請手数料															
倍数10以下	予防課	1件	39,000	45,000	6,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0		
10超え50以下	予防課	1件	52,000	60,000	8,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0		
50超え100以下	予防課	1件	66,000	76,000	10,000	15.2%	据置	0	0.0%		0	0	0		
100超え200以下	予防課	1件	77,000	89,000	12,000	15.6%	据置	0	0.0%		0	0	0		
200超え	予防課	1件	91,000	106,000	15,000	16.5%	据置	0	0.0%		0	0	0		

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入				備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22件数 ⑥	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
10 貯蔵所の設置許可申請手数料														
屋内貯蔵所														
倍数10以下	予防課	1件	20,000	23,000	3,000	15.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
10超え50以下	予防課	1件	26,000	30,000	4,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0	
50超え100以下	予防課	1件	39,000	45,000	6,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0	
100超え200以下	予防課	1件	52,000	60,000	8,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0	
200超え	予防課	1件	66,000	76,000	10,000	15.2%	据置	0	0.0%		0	0	0	
屋外タンク貯蔵所														
倍数100以下	予防課	1件	20,000	23,000	3,000	15.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
100超え10,000以下	予防課	1件	26,000	30,000	4,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0	
10,000超え	予防課	1件	39,000	45,000	6,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0	
準特定屋外タンク貯蔵所	予防課	1件	530,000	530,000	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
特定屋外タンク貯蔵所														
1,000kℓ以上5,000kℓ未満	予防課	1件	820,000	820,000	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
5,000kℓ以上10,000kℓ未満	予防課	1件	990,000	990,000	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
10,000kℓ以上50,000kℓ未満	予防課	1件	1,100,000	1,100,000	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
50,000kℓ以上100,000kℓ未満	予防課	1件	1,400,000	1,400,000	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
100,000kℓ以上200,000kℓ未満	予防課	1件	1,640,000	1,640,000	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
200,000kℓ以上300,000kℓ未満	予防課	1件	3,850,000	3,850,000	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
300,000kℓ以上400,000kℓ未満	予防課	1件	5,090,000	5,090,000	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
400,000kℓ以上	予防課	1件	6,290,000	6,290,000	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
屋内タンク貯蔵所	予防課	1件	26,000	30,000	4,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0	
地下タンク貯蔵所														
倍数100以下	予防課	1件	26,000	30,000	4,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0	
100超え	予防課	1件	39,000	45,000	6,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0	
簡易タンク貯蔵所	予防課	1件	13,000	14,000	1,000	7.7%	据置	0	0.0%		0	0	0	
移動タンク貯蔵所	予防課	1件	26,000	30,000	4,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0	
積載式移動タンク貯蔵所等	予防課	1件	39,000	45,000	6,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0	
屋外貯蔵所	予防課	1件	13,000	14,000	1,000	7.7%	据置	0	0.0%		0	0	0	

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入				備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22件数 ⑥	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
11	取扱所の設置許可申請手数料													
	給油取扱所	予防課	1件	52,000	60,000	8,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0
	屋内給油取扱所	予防課	1件	66,000	76,000	10,000	15.2%	据置	0	0.0%		0	0	0
	第1種販売取扱所	予防課	1件	26,000	30,000	4,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0
	第2種販売取扱所	予防課	1件	33,000	38,000	5,000	15.2%	据置	0	0.0%		0	0	0
	移送取扱所													
	15km以下	予防課	1件	21,000	23,000	2,000	9.5%	据置	0	0.0%		0	0	0
	0.95メガパスカル以上かつ7km以上15km以下	予防課	1件	87,000	101,000	14,000	16.1%	据置	0	0.0%		0	0	0
	15km以上の加算分	予防課	1件	22,000	25,000	3,000	13.6%	据置	0	0.0%		0	0	0
	一般取扱所													
	倍数10以下	予防課	1件	39,000	45,000	6,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0
	10超え50以下	予防課	1件	52,000	60,000	8,000	15.4%	据置	0	0.0%		0	0	0
	50超え100以下	予防課	1件	66,000	76,000	10,000	15.2%	据置	0	0.0%		0	0	0
	100超え200以下	予防課	1件	77,000	89,000	12,000	15.6%	据置	0	0.0%		0	0	0
	200超え	予防課	1件	91,000	106,000	15,000	16.5%	据置	0	0.0%		0	0	0
12	製造所の位置、構造又は設備の変更許可申請手数料	予防課	1件	9の1/2	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0
13	貯蔵所の位置、構造又は設備の変更許可申請手数料	予防課	1件	10の1/2	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0
14	取扱所の位置、構造又は設備の変更許可申請手数料	予防課	1件	11の1/2	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0
15	製造所の設置許可に係る完成検査手数料	予防課	1件	9の1/2	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0
16	貯蔵所の設置許可に係る完成検査手数料	予防課	1件	10の1/2	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0
17	取扱所の設置許可に係る完成検査手数料	予防課	1件	11の1/2	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0
18	製造所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料	予防課	1件	9の1/4	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0
19	貯蔵所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料	予防課	1件	10の1/4	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0
20	取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料	予防課	1件	11の1/4	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0
21	製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用承認申請手数料	予防課	1件	5,400	6,000	600	11.1%	据置	0	0.0%		0	0	0
22	製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可に係る完成検査前検査手数料													
	タンクの水張検査													
	1万ℓ以下	予防課	1件	6,000	6,200	200	3.3%	据置	0	0.0%		0	0	0
	1万ℓ超え100万ℓ以下	予防課	1件	11,000	12,000	1,000	9.1%	据置	0	0.0%		0	0	0
	100ℓ超え200万ℓ以下	予防課	1件	15,000	17,000	2,000	13.3%	据置	0	0.0%		0	0	0
	200万ℓ超えの加算分	予防課	1件	4,400	5,200	800	18.2%	据置	0	0.0%		0	0	0

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入				備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22件数 ⑥	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
タンクの水圧検査														
600ℓ以下	予防課	1件	6,000	6,200	200	3.3%	据置	0	0.0%		0	0	0	
600ℓ超え1万ℓ以下	予防課	1件	11,000	12,000	1,000	9.1%	据置	0	0.0%		0	0	0	
1万ℓ超え2万ℓ以下	予防課	1件	15,000	17,000	2,000	13.3%	据置	0	0.0%		0	0	0	
2万ℓ超えの加算分	予防課	1件	4,400	5,200	800	18.2%	据置	0	0.0%		0	0	0	
特定屋外タンク貯蔵所に係る基礎、地盤検査 ※江別市において実績がなく、対象費用等が明らかでないため算定せず。														
1,000kℓ以上5,000kℓ未満	予防課	1件	410,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
5,000kℓ以上10,000kℓ未満	予防課	1件	540,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
10,000kℓ以上50,000kℓ未満	予防課	1件	700,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
50,000kℓ以上100,000kℓ未満	予防課	1件	920,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
100,000kℓ以上200,000kℓ未満	予防課	1件	1,040,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
200,000kℓ以上300,000kℓ未満	予防課	1件	1,600,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
300,000kℓ以上400,000kℓ未満	予防課	1件	1,820,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
400,000kℓ以上	予防課	1件	2,030,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
特定屋外タンク貯蔵所に係る溶接部検査 ※江別市において実績がなく、対象費用等が明らかでないため算定せず。														
1,000kℓ以上5,000kℓ未満	予防課	1件	490,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
5,000kℓ以上10,000kℓ未満	予防課	1件	630,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
10,000kℓ以上50,000kℓ未満	予防課	1件	950,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
50,000kℓ以上100,000kℓ未満	予防課	1件	1,310,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
100,000kℓ以上200,000kℓ未満	予防課	1件	1,650,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
200,000kℓ以上300,000kℓ未満	予防課	1件	3,180,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
300,000kℓ以上400,000kℓ未満	予防課	1件	3,890,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
400,000kℓ以上	予防課	1件	4,450,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
23	製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造若しくは設備の変更許可に係る完成検査前検査手数料													
	タンクの水張検査、水圧検査	予防課	1件	22と同額	-	-	-	据置	0	-		0	0	0
	基礎・地盤検査	予防課	1件	22の1/2	-	-	-	据置	0	-		0	0	0
	溶接検査	予防課	1件	22の特定 ～の1/2	-	-	-	据置	0	-		0	0	0

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入				備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22件数 ⑥	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
24 保安に関する検査手数料														
特定屋外タンク貯蔵所	※江別市において実績がなく、対象費用等が明らかでないため算定せず。													
1,000kℓ以上5,000kℓ未満	予防課	1件	310,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
5,000kℓ以上10,000kℓ未満	予防課	1件	410,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
10,000kℓ以上50,000kℓ未満	予防課	1件	720,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
50,000kℓ以上100,000kℓ未満	予防課	1件	920,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
100,000kℓ以上200,000kℓ未満	予防課	1件	1,160,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
200,000kℓ以上300,000kℓ未満	予防課	1件	2,830,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
300,000kℓ以上400,000kℓ未満	予防課	1件	3,470,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
400,000kℓ以上	予防課	1件	4,000,000	-	0	0.0%	据置	0	0.0%		0	0	0	
移送取扱所														
圧力0.95メガパスカル以上、延長7km以上15km以下	予防課	1件	70,000	81,000	11,000	15.7%	据置	0	0.0%		0	0	0	
15km超えの加算分	予防課	1件	17,000	19,000	2,000	11.8%	据置	0	0.0%		0	0	0	

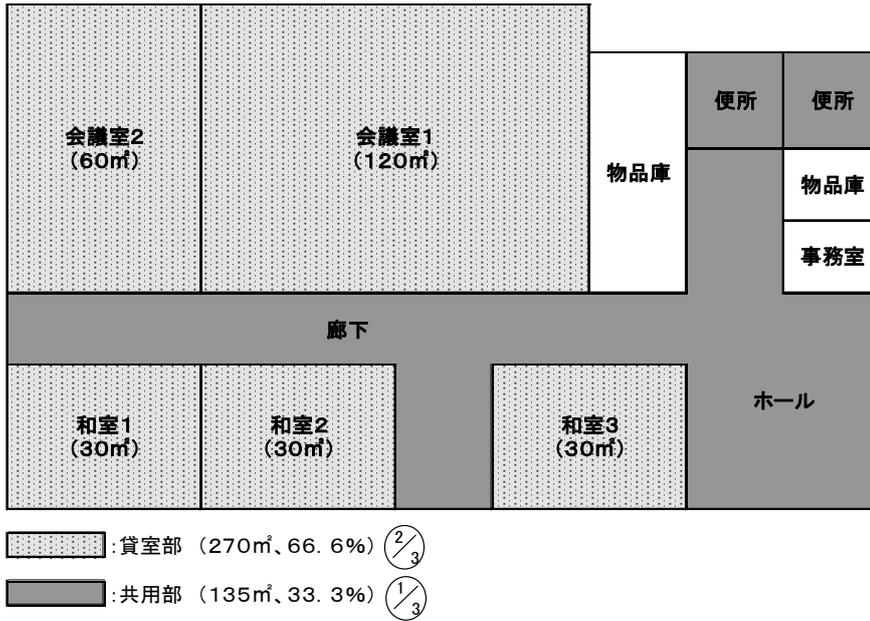
● 江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例

(円)

手数料名称	所管	単位	現行単価 ①	算定原価 ②	比較		改定案 ④	比較		使用料収入			備考
					増減額③ (②-①)	乖離幅 (②/①-1)*100		⑤ (④-①)	改定率 (④/①-1)*100	H22金額 ⑦	改定後見込 金額⑧	増減⑨ (⑧-⑦)	
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	減量推進課	1件	14,000	14,251	251	1.8%	据置	0	0.0%	14,000	14,000	0	
一般廃棄物処分業許可申請手数料	減量推進課	1件	14,000	14,251	251	1.8%	据置	0	0.0%				
浄化槽清掃業許可申請手数料	減量推進課	1件	14,000	14,251	251	1.8%	据置	0	0.0%				
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	減量推進課	1件	14,000	14,251	251	1.8%	据置	0	0.0%				
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	減量推進課	1件	14,000	14,251	251	1.8%	据置	0	0.0%				
一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料	減量推進課	1件	3,000	2,787	-213	-7.1%	据置	0	0.0%				
一般廃棄物処分業許可再交付申請手数料	減量推進課	1件	3,000	2,787	-213	-7.1%	据置	0	0.0%				
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	減量推進課	1件	3,000	2,787	-213	-7.1%	据置	0	0.0%				
家庭系廃棄物処理手数料													
市が収集、運搬及び処分するとき													
指定ごみ袋1枚につき	清掃管理課	1個	2	10	8	400.0%	据置	0	0.0%	260,908,750	260,908,750	0	
指定ごみ袋に収納できないもの	清掃管理課	規則で別途		-			据置	0	0.0%				
市民が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入し、市が処分するとき	清掃管理課	10kg	90	505	415	461.1%	据置	0	0.0%	6,041,340	6,041,340	0	
事業系廃棄物処理手数料													
浄化槽汚泥	清掃管理課	20t	70	185	115	164.3%	据置	0	0.0%	4,925,270	4,925,270	0	
その他	清掃管理課	10kg	110	512	402	365.5%	据置	0	0.0%	109,998,680	109,998,680	0	
し尿処理手数料													
仮設トイレのし尿													
200ℓまで	清掃管理課	200ℓ	900	3,960	3,060	340.0%	据置	0	0.0%	11,850,000	11,850,000	0	
200ℓ超えの加算分	清掃管理課	20ℓ	90	396	306	340.0%	据置	0	0.0%				
その他のし尿	清掃管理課	20ℓ	90	396	306	340.0%	据置	0	0.0%				

使用料(貸室)の算定方法

【例】



○コストの考え方

(円)

	従来	今回見直し
人件費	1,100,000	1,000,000
物件費 (光熱水費、維持補修費、委託料など)	5,500,000	5,000,000
建設費 (再構築価格÷耐用年数)		3,000,000
計	6,600,000	9,000,000

※従来は運営費(ランニングコスト)のみを算定をしていたが、施設の維持補修、大規模改修なども考慮し建設費を算定基礎とすべきという考えのもと、コストに含めた。(総コスト)

※総コストで原価計算をしたうえで、施設の性質による受益者負担と公費(税金)負担の割合で使用料を算出する

○使用料の計算方法

※原価計算

区分	コスト (円)	面積 (貸+共) (㎡)	開館日数 (日)	①/②/③ (円)	貸出基礎面積 (㎡)		原価 (円)	受益者 負担率	算定原価 (円)	現行 使用料	
					貸室 ⑤	共用按分 ⑥					
	①	②	③	④	⑤	⑥	④*(⑤+⑥) ⑦	⑧	⑦*⑧		
全部貸切	現行	6,600,000	405	310	52.6	270		14,202		14,202	14,200
	見直	9,000,000	405	310	71.7	270	135	29,039	50%	14,519	

※改定案

・「現行」の現行使用料と「見直」の算定原価の乖離幅を計算

$$14,519\text{円(見直算定原価)} \div 14,200\text{円(現行使用料)} - 1 = 2.25\%$$

↓
乖離幅が20%以内なので据置

※20%を超える場合は、別途定めた改定率を基本に改定案を算定する。

体育施設使用料に係る個人使用について

【現行】

施設区分など		専用使用	登録クラブ使用	個人使用
・市民体育館 ・大麻体育館 ・東野幌体育館 ・青年センター	体育室	利用可	利用可	利用可
	柔剣道室	利用可	利用可	利用可
	卓球場	利用可	利用可	利用可
	テニスコート	利用可	利用可	利用可
	弓道場	利用可	利用可	利用可
	相撲場	利用可	利用可	利用可
	トレーニング室	利用可	×	利用可
使用料(大人)		各区分毎に設定	1,300円/クラブ	130円/人
・青年センター	プール	×	利用可	利用可
	使用料(大人)	-	2,000円/クラブ	400円/人
・あけほのパーク ゴルフ場		×	×	利用可
	使用料(大人)	-	※「団体使用」はあり 200円/人 ※団体使用時	200円/人
減免措置		有	有	無

◎登録クラブ使用とは

市民で組織するスポーツクラブが各体育館に登録し、使用するもので、専用ではあるが取扱いを別にすることで、2ヶ月前から予約をすることができます。
上記の料金は1回/クラブ(2~3時間程度)の料金が設定されている。

◎団体利用とは

要件に該当する団体がゴルフ場に登録をし、使用するもので、2ヶ月前から予約をすることができる。
クラブ単位の料金設定はなし。

◎クラブ、団体の登録要件と減免

<p>①登録要件</p> <p>【クラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江別市民が10名以上 ・構成員の8割以上が江別市民 <p>【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10名以上 ・江別市民(在勤者含)が8割以上 	<p>②減免要件</p> <p>【クラブ、団体共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が10名以上 ・半数以上が65歳以上 <p style="text-align: center;">⇒ 9割減免</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>体育館</td> <td>130円/クラブ</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>200円/クラブ</td> </tr> <tr> <td>パークゴルフ場</td> <td>20円/人</td> </tr> </table>	体育館	130円/クラブ	プール	200円/クラブ	パークゴルフ場	20円/人
体育館	130円/クラブ						
プール	200円/クラブ						
パークゴルフ場	20円/人						

見直しのポイント

- ※ 高齢者の健康増進、小中学生の体力向上を目指した負担軽減策
- ※ 「個人使用」と「クラブ、団体使用」との料金バランス調整
- ※ 近隣他市の料金水準も考慮

【体育施設使用料の改定案ポイント】

- ① (共通) 高齢者個人使用の区分を新設 … 「大人」料金の50%(従来は100%)
- ② (体育館・プール) 定期券(1ヶ月) … 従来8回料金を6回に値下げ
- ③ (体育館・パークゴルフ) 小中学生個人使用 … 利用促進のため値下げ設定
- ④ (プール・パークゴルフ) 回数券の改善 … 従来11枚券を6枚券にし、利用促進を図る

区分など		現行使用料		改定案	備考
・市民体育館 ・大麻体育館 ・東野幌体育館 ・青年センター	個人利用	大人	130円/人	200円/人	他市比較により増額改定
		高齢者		100円/人	大人の50%
		高校生	90円/人	100円/人	
		小中学生	60円/人	40円/人	大人の20%
	クラブ利用	大人	1,300円/クラブ	2,000円/クラブ	10人分として設定
		高齢者	130円/クラブ	1,000円/クラブ	大人の50%
		高校生	900円/クラブ	1,000円/クラブ	
		小中学生	600円/クラブ	400円/クラブ	大人の20%
	定期券利用/1ヶ月当たり	大人	1,040円/月	1,200円/月	
		高齢者	1,040円/月	600円/月	利用促進のため値下げ
高校生		720円/月	600円/月	8回相当→6回相当	
小中学生		480円/月	240円/月		

区分など		現行使用料		改定案	備考
青年センター	個人利用	大人	400円/人	500円/人	他市比較により値上げ圧縮
		高齢者		250円/人	大人の50%
		高校生	250円/人	250円/人	
		中学生	100円/人	100円/人	大人の20%
	クラブ利用	大人	2,000円/クラブ	2,500円/クラブ	
		高齢者	200円/クラブ	1,200円/クラブ	
		高校生	1,200円/クラブ	1,200円/クラブ	5人分として設定
		中学生	700円/クラブ	500円/クラブ	
	定期券利用/1ヶ月当たり	大人	3,200円/月	3,000円/月	
		高齢者	2,000円/月	1,500円/月	
高校生		800円/月	1,500円/月		
小学生		640円/月	600円/月	利用促進のため値下げ 8回相当→6回相当	
回数券	大人	364円/回	417円/回		
	高齢者		208円/回	利用促進のため値下げ	
	高校生	227円/回	208円/回	11回券(10回分料金) →6回券(5回分料金)	
	小学生	73円/回	83円/回		

区分など		現行使用料		改定案	備考	
あけほのパーク ゴルフ場	個人利用	18H	大人 200円/人	240円/人	原価計算により増額改定	
			高齢者		120円/人	大人の50%
			小中学生	100円/人	60円/人	大人の25%
	個人利用	1日	大人	500円/人	600円/人	2.5H分で計算
			高齢者		300円/人	
			小中学生	250円/人	120円/人	
	団体利用	18H	高齢者	20円/人	60円/人	従来9割減免⇒個人の半額
		回数券	大人	182/回	200円/回	利用促進のため値下げ
			高齢者		100円/回	11回券(10回分料金) →6回券(5回分料金)
	小中学生		91円/回	42円/回		

江別市内施設位置図

